

写 平成 27 年第 2 回定例会

(6 月 9 日招集)

町議会会議録

益城町議会

平成27年第2回益城町議会定例会目次

○6月9日（第1日）

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	1
説明のため出席した者の職・氏名	1
開会・開議	2
・諸般の報告（議席配付）	
日程第1 会議録署名議員の指名について	2
日程第2 会期の決定について	2
日程第3 報告第3号 益城町土地開発公社の経営状況の報告について	2
日程第4 議案第38号 平成27年度益城町一般会計補正予算（第1号）	4
日程第5 議案第39号 平成27年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	4
日程第6 議案第40号 平成27年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	4
日程第7 議案第41号 平成27年度益城町介護保険特別会計補正予算（第1号）	4
日程第8 議案第42号 益城町課設置条例の一部を改正する条例の制定について	4
日程第9 議案第43号 益城町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4
散会	37

○6月10日（第2日）

出席議員	38
欠席議員	38
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	38
説明のため出席した者の職・氏名	38
開議	39
日程第1 一般質問	39
9番 宮崎金次議員	39
1 広報「ましき」について	
広報「ましき」について、以下について伺う。	
(1) 広報「ましき」発刊の目的及びその作成責任者について。	
(2) 広報「ましき」4月号の4頁と5頁に記述されている平成27年度予算について。	
①平成27年度予算の説明において、前年度の骨格予算と比較されているが、これは意味があるのか。	

②町長の選挙公約が反映された予算と強調、少し偏ってはいないか。公約実現のための財源も説明すべきでは。

2 投票率の低下について

全国的に見ても選挙の投票率が低下傾向にあり、今回の我が町で行われた県議会議員選挙や町議会議員選挙においても、投票率低下の傾向が顕著であった。当然我々議員にも大きな責任があると思うが、町長として最近の投票率の低下傾向について、どう感じておられるのか伺いたい。

3 広安第2グラウンドの検討状況について

昨年6月の本会議一般質問で取り上げた、広安町民第2グラウンドの廃止に伴う新たなグラウンド建設について当時、教育長から「場所、面積等を含めて検討する」との回答を得ているが1年が経過したので、新たなグラウンドの検討状況について伺いたい。新たなグラウンドを熱望している安永・馬水・惣領の住民に成代って、「新たなグラウンドの建設が何時頃までに決定され」更に「いつ頃から使用可能になるのか」を具体的に伺いたい。

8番 野田祐士議員 50

1 計画的な土地利用の促進について

(1) インターチェンジ周辺の土地区画整理事業の現在の状況及び計画との整合性、また今後の進展について伺う。

(2) 地方再生道路沿線の状況について。

①各種規制状態はどうか。

②インフラの整備状況及び計画はどうか。

③面的整備状況の計画について。

(3) 更なる躍進を遂げる為に何を行っていくべきか。

①定住促進補助金交付制度の拡充。

対象地区を市街化調整区域全体にしてはどうか。

②土地開発基金（公社）の運用と民間活力を融合し更なる躍進に繋げることを考えてはどうか。

2 阿蘇くまもと空港の活用について

(1) 『阿蘇くまもと空港地域活性化構想』による町づくりの具体的な政策と展望について伺う。

3 空き家対策について

(1) 現在の状況把握について伺う。

(2) 自治体の権限が法的に位置付けられるが、今後将来に向

けて、何を、どのような形で行うべきか。また、計画及び政策について伺う。

15番 竹上公也議員 …………… 63

1 3月議会において質問をした下水道工事について

(1) 広崎3町内の下水道未整備箇所の共同所有である持分権の付いている道路について下水道工事を行う為に共同所有者の全員の同意が必要であるのか顧問弁護士に問い合わせた結果はどうであったのかお伺いしたい。

(2) 又、請願書が地元住民から提出されておりますが、この事についての返答はどうするのか伺いたい。

2 潮井自然公園整備工事について

(1) 潮井公園の整備について、最終的に工事完了後の維持管理費用はどの様にして行くのか。又、年間経費はどの位予定しているのか伺いたい。

7番 吉村建文議員 …………… 71

1 小学校の空調設備設置について

(1) 小学校の空調設備の状況について。

(2) 国の補助金が見つからないことになったようだが、その対応はどうするのか。

(3) 町単独でやる予定なのか。

2 指定管理者制度について

(1) 現在の状況はどうなっているのか。

(2) 来年度以降の対応について。

3 副町長の選任について

(1) 現在、副町長がいない訳ですが今後の対応として、選任する時期はいつ頃になるのか。

(2) 選任するにあたって、現在候補者はいるのか。

11番 寺本英孝議員 …………… 79

1 町長の政治姿勢の中で町民が主役の町づくりについて

(1) 町民が主役の町づくりの進捗状況について。

(2) 町民が主役の町づくりの現状について。

(3) 町民が主役の町づくりの今後の課題について。

14番 中村健二議員 …………… 88

1 益城町の今後について

(1) 全国的に人口減少傾向にあるなか、益城町においては少しずつではあるが増えてきている。その要因はどこにあ

と思うか。

- (2) 益城町の活性化を図る方策は何か考えているのか。また、将来の姿をどう描いているのか。

2 政治姿勢について

- (1) 現在、町の財政状況をどう捉えているのか。自主財源が伸び悩むなかで歳出は増える一方であり、このままでは町長が言われるように町は埋没するのではないか。27年度の予算を見てみるともう少し辛抱できたように思うが如何か。

- (2) 現在、町が行っている潮井公園をはじめとする色々な事業の進捗状況はどうなっているか。
又、区画整理事業は少しは進展しているのか。

- (3) 行政改革の進捗状況は。

散会 101

○6月15日（第7日）

出席議員 102

欠席議員 102

職務のため出席した事務局職員の職・氏名 102

説明のため出席した者の職・氏名 102

開議 103

日程第1 常任委員長報告 103

日程第2 益城町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について 130

日程第3 議員派遣の件 131

日程第4 閉会中の継続調査の件 131

閉会 131

平成27年6月第2回益城町議会定例会会議録

1. 平成27年6月9日午前10時00分招集
2. 平成27年6月9日午前10時00分開会
3. 平成27年6月9日午後2時19分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町議会議事堂
6. 議事日程
 - 日程第1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第2 会期の決定について
 - 日程第3 報告第3号 益城町土地開発公社の経営状況の報告について
 - 日程第4 議案第38号 平成27年度益城町一般会計補正予算（第1号）
 - 日程第5 議案第39号 平成27年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第6 議案第40号 平成27年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第7 議案第41号 平成27年度益城町介護保険特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第8 議案第42号 益城町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第9 議案第43号 益城町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

7. 出席議員（18名）

1番 上村幸輝君	2番 下田利久雄君	3番 冨田徳弘君
4番 松本昭一君	5番 榮正敏君	6番 中川公則君
7番 吉村建文君	8番 野田祐士君	9番 宮崎金次君
10番 坂本貢君	11番 寺本英孝君	12番 坂田みはる君
13番 石田秀敏君	14番 中村健二君	15番 竹上公也君
16番 渡辺誠男君	17番 荒牧昭博君	18番 稲田忠則君

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 吉崎博美

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	教育長	森永好誠君
会計管理者	福島幸二君	総務課長	森田茂君
総務課審議員	河内正明君	秘書広報課長	堀部博之君

企画財政課長	藤岡卓雄君	企画財政課審議員	中桐智昭君
税務課長	緒方潔君	住民生活課長	森部博美君
子ども課長	花田博文君	健康づくり推進課長	安田弘人君
健康づくり推進課審議員	西口博文君	いきいき長寿課長	後藤奈保子君
福祉課長	坂本祐二君	農政課長	森本光博君
建設課長	坂本忠一君	都市計画課長	杉浦信正君
下水道課長	富田正秀君	学校教育課長	田中秀一君
生涯学習課長	高森修自君	水道課長	西村秀幸君

開会・開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さんおはようございます。

平成27年第2回益城町議会定例会が招集されましたところ、議員の皆様方には大変お忙しい中に、御出席いただきましてありがとうございます。

議員定数18名、出席議員18名であります。

これより、平成27年第2回益城町議会定例会を開会いたします。

まず、閉会中における諸般の報告をいたします。内容については議席に配付のとおりです。

それでは日程に従い、会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（稲田忠則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、2番下田利久雄議員、10番坂本貢議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（稲田忠則君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日から6月15日までの7日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は7日間とすることに決定しました。

なお、日程について申し上げます。本日は、本定例会に提案されました議案の説明及び議案に対する質疑を行います。あす10日は一般質問、11日及び12日は各常任委員会、13、14日は休会、15日は常任委員長報告、質疑、討論、採決、その他ということで参りたいと思います。

日程第3 報告第3号 益城町土地開発公社の経営状況の報告について

○議長（稲田忠則君） 日程第3、報告第3号「益城町土地開発公社の経営状況の報告につい

て」を議題とし、報告を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） おはようございます。平成27年第2回益城町議会定例会開催に当たり、一言、御挨拶申し上げます。提案理由の説明をさせていただきます。

さて、4月に行われました統一選挙では、すばらしい成績で当選され、心からお祝いを申し上げますとともに、今後ますます益城町の発展のために絶大なる御尽力、御支援を賜りますよう、お願いを申し上げる次第であります。議員の皆様方におかれましては、地域の問題解決、町民の皆様方の安心、安全確保の活動はもちろんですが、町民の皆様方の幸せのためにという目指すべき方向は同じであると思いますので、町長と議会が町政の両輪として対等な立場に立ち、是々非々の立場でさまざまなまちづくりについての議論を深めていきたいと考えております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

また、傍聴席には早朝からわざわざお越しいただきまして、本当にありがとうございます。心から感謝申し上げます。

さて、昨年公表されました消滅自治体リストは大きな衝撃を与えました。このデータが呼び水となり、人口減少、東京一極集中の是正が全国共通の課題として認識され、地方創生の議論が急激な高まりを見せました。そこで国は「まち・ひと・しごと創生法」を定めました。これは東京一極集中の歯どめをかけ、地方に仕事をつくり、若い世代が安心して結婚、子育てができる社会をつくり、地域が活性化することを目標としています。現在、地方版総合戦略の策定に取り組んでいますが、自治体が地域活性化のための政策を積極的につくれば、交付金が多く交付されることから、町と議会そして町民の皆様方が一緒になって知恵を出し合い、行動し、まちづくりを進めることが大事になってきます。活力ある社会にするために、市町村のやる気が問われています。議員の皆様方におかれましても、どうぞよろしくお願ひします。

早速ではございますが、報告事項から提案させていただきます。

報告第3号、益城町土地開発公社の経営状況の報告について御説明申し上げます。

まず、2ページをお開きください。平成26年度決算で、収益的収入の決算額合計は9万8,262円でございます。内訳といたしまして、1款の事業収益2項附帯等事業収益1万2,000円は、保有土地賃貸料収益でございます。2款の事業外収益1項受取利息8万6,262円は、預金利息でございます。

3ページをごらんください。収益的支出では、2款販売費及び一般管理費のみの支出でございます。支出総額10万5,500円で、内訳につきましては4ページの明細書に記載しておりますのでごらんください。

次に、5ページをお開きください。資本的収入及び6ページの資本的支出でございますが、収入支出ともにあっておりません。

8ページをお開きください。ここでは平成26年度の損益計算書を載せております。平成26年度の経常利益としまして、マイナス7,238円となり、平成26年度の純利益となっております。

9ページから10ページには平成26年度の貸借対照表、11ページではキャッシュ・フロー計算書

を載せておりますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、12ページをお開きください。4の財産目録といたしまして、平成27年3月31日現在の資産は、(1)の現金預金が1億693万8,466円、(3)の公有用地が413万8,414円、2の固定資産といたしまして、(3)の投資その他の資金が550万円、出資金でございます。資産の部の合計が1億1,657万6,880円となります。

続いて、13ページをごらんください。負債の部でございますが、現在、負債はございませんので0円でございます。差引正味財産は1億1,657万6,880円となります。

15ページから18ページには附属明細表及び監査意見書を添付しておりますのでごらんください。次に、27年度の予算でございます。予算書の2ページをお開きください。

平成27年度益城町土地開発公社予算。

第1条、平成27年度益城町土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出の予算額は、次のとおりと定める。収入合計9万4,000円、支出合計50万4,000円となっております。なお、収益的収入が収益的支出に不足する額41万円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するとなっております。

第3条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入が資本的支出に不足する額3,500万円は、過年度分損益勘定留保資金で補填する。収入合計4,000円、支出合計3,500万4,000円となっております。

第4条、公社債の発行及び長期借入金の限度額は5,000万円と定める。

第5条、予算の実施上、適当かつ必要であるときは流用することができると定めております。

詳細につきましては、3ページから7ページの予算に関する説明書に載せておりますので、ごらんください。

8ページからは、平成27年度の予定貸借対照表を載せております。

また、10ページからは、先ほどの平成26年度決算と内容が同じものを載せておりますので、説明を省かせていただきます。

以上で、益城町土地開発公社の経営状況の報告を終わります。よろしくお願いたします。

○議長(稲田忠則君) 報告第3号に対する質疑を許します。質疑はございませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 質疑なしと認めます。

報告第3号「益城町土地開発公社の経営状況の報告について」を終わります。

-
- | | | |
|------|--------|---------------------------------|
| 日程第4 | 議案第38号 | 平成27年度益城町一般会計補正予算(第1号) |
| 日程第5 | 議案第39号 | 平成27年度益城町国民健康保険特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第6 | 議案第40号 | 平成27年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第7 | 議案第41号 | 平成27年度益城町介護保険特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第8 | 議案第42号 | 益城町課設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第43号 | 益城町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の |

制定について

○議長（稲田忠則君） お諮りいたします。日程第4、議案第38号「平成27年度益城町一般会計補正予算（第1号）」から日程第9、議案第43号「益城町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までの6議案を一括議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。よって、日程第4、議案第38号「平成27年度益城町一般会計補正予算（第1号）」から日程第9、議案第43号「益城町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までの6議案を一括議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第38号から議案第41号の4議案について御説明を申し上げます。

まず、議案第38号、一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ3,530万8,000円を増額しまして、歳入歳出総額107億144万3,000円とするものです。

歳入につきましては、当初予算で小学校空調整備のための国庫支出金を予算計上していましたが、益城町への補助配分がなかったために、交付金を減額、小学校空調整備のための町債及び財源不足を賄うための基金繰入金が増額が主なものとなっています。

歳出は、木山交差点の道路用地確保のため、文化会館駐車場として使用していた町有地との交換交渉がまとまったことに伴い、出店計画等の契約が成立していたものを解消するための補償費が主なもので、その他、人事異動に伴う職員人件費の増減、産休代替等の臨時非常勤職員の賃金、報酬の増額、補助、交付金がついたことによる事業費の増額及び故障等により緊急的に必要となった工事費などを計上しています。

議案第39号、国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ172万8,000円を増額しまして、歳入歳出総額47億9,082万1,000円とするものです。歳入は、一般会計からの総務費事務費等繰入金で172万8,000円、歳出は、マイナンバー制度に対応するためのシステム改修費172万8,000円となっています。

議案第40号、後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ194万4,000円を増額しまして、歳入歳出総額3億4,829万4,000円とするものです。歳入は、一般会計からの事務費繰入金で194万4,000円、歳出は、マイナンバー制度に対応するためのシステム改修費194万4,000円となっています。

議案第41号、介護保険特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ420万4,000円を増額しまして、歳入歳出総額29億2,566万5,000円とするものです。歳入は、国庫補助金75万1,000円と一般会計からの事務費繰入金で345万3,000円。歳出は、マイナンバー制度及び介護保険制度改正に対応するためのシステム改修費420万4,000円となっています。

詳細につきましては、企画財政課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君） 企画財政課長の藤岡でございます。議案第38号から議案第41号までの4議案について、私のほうから御説明申し上げます。

まず、議案第38号、平成27年度益城町一般会計補正予算書（第1号）でございます。

1ページをお開きください。

平成27年度益城町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,530万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億144万3,000円とする。

また、第2条では、地方債の補正を定めております。

5ページをお開きください。第2表地方債補正でございます。

1の変更でございます。いずれも限度額を変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同じでございます。

初めに、起債の目的の小学校空調設備設置事業債でございますが、先ほど町長からもありましたように、国からの交付金配分がなかったために、3,500万円を増額補正するものです。事業費の75%を地方債で補う予定です。

次に、緊急防災・減災事業債は、500万円の増額でございます。防火水槽の設置を予定しており、100%の事業債借入れを予定しているところでございます。

次に、下の2、廃止でございます。起債の目的、防災対策事業債でございます。これは今年度から、防火水槽設置工事が交付税措置等が有利な緊急防災・減災事業債の対象となったことから、さきに説明しました緊急防災・減災事業債を利用することにより、廃止するものでございます。

続きまして、8ページをお開きください。ここからが歳入でございます。なお、補正額につきましては予算書に記載されているとおりでございます。内容の説明上、必要な金額以外は読み上げませんので、内容説明の中で御確認していただきたいと思っております。

まず、1款町税3項軽自動車税につきましては、原付と軽車両の新税適用が1年延期されたことによる減額分の補正となっております。

次の、16款国庫支出金2項国庫補助金5目農林水産業費国庫補助金の融資主体補助型経営体育成支援事業補助金は、認定農家等が農業機械等を購入する場合に国庫補助金が交付されるものでございます。

9目教育費国庫補助金は、起債の補正のところでも説明しましたが、国からの交付金配分がなかったことによる減額補正でございます。

17款県支出金2項県補助金1目総務費県補助金の防災・安全交付金改築工事補助金は、県道小池竜田線改良工事に伴う防災行政無線の移設補償としての補助金でございます。

3目の衛生費県補助金は、風疹予防接種1人8,000円の掛ける40人分の2分の1を県からの補助金として計上しております。

5目農林水産業費県補助金は、小池台地土地改良区の揚水機場整備事業の15%を県からの補助金として計上しております。

20款繰入金2項1目基金繰入金でございますが、全て歳出に対する歳入不足を補うための基金

繰り入れを計上するものでございます。

22款諸収入5項5目雑入でございます。一般コミュニティ助成金は、自治総合センターからの助成金で、益城太鼓「紅」に対する分を計上しております。

23款の町債でございますが、5ページの第2表地方債補正で御説明したとおりでございます。10ページからが歳出となっております。

今回の歳出予算の中で各目中2節の給料、3節職員手当、4節共済費の人件費関係は全て本年4月及び5月の人事異動によります補正予算の計上が主なものでございますので、人事異動に伴う補正という表現で説明させていただきます。また、説明欄の記載内容で説明が十分できるという文言が入っているものにつきましては、詳細については省かせていただきます。

それでは、1款議会費1項1目議会費でございますが、これは人事異動によるものでございます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費も、人事異動によるものでございます。

11ページの2目財産管理費は、飯野の飯田公民館敷地の寄附に伴う分筆登記手数料でございます。

3目電子計算機運用費は、社会保障・税番号制に伴うシステム改修を、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の三つの特別会計へ繰りかえるものでございます。

4目企画費の13節委託料は、まち・ひと・しごと創生事業関連で制作費の50%が特別交付税で措置されるものでございます。また、19節の一般コミュニティ事業助成金は、益城太鼓「紅」に対してのものでございます。

6目防災費は、県道小池竜田線改良工事に伴う防災行政無線の移設費用でございます。

10目男女共同参画センター運営費は、人事異動によるものでございます。

次に12ページの2款総務費3項の1目戸籍住民基本台帳費の1節の報酬は、税番号制度に伴う非常勤職員2名の7カ月分でございます。2節、3節、4節につきましては、人事異動によるものでございます。

2款総務費4項選挙費及び6項監査委員費は、職員共済組合の平成27年度の負担率採用に伴う補正でございます。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費は、人事異動によるものでございます。

4目老人福祉費は、11ページの2款総務費1款総務管理費3目電子計算機運用費の13節委託料の減額補正で説明しました社会保障・税番号制に伴うシステム改修費として、介護保険特別会計へ繰り出すものでございます。

9目の後期高齢者医療費も同じく、社会保障・税番号制に伴うシステム改修費として後期高齢者医療特別会計へ繰り出すものでございます。

14ページの3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費の2節、3節、4節につきましては、人事異動によるものでございます。また、11節の修繕料は、広安西小学校の放課後児童クラブとして、本年4月から学校のミーティングルームを使用しているものでございますが、畳の老朽化が著しいための改修でございます。

3目児童福祉の1節報酬は、第三保育所及び第五保育所の調理員を当初予算では再任用職員として計上していましたが、配置がなかったことから、その分を減額して非常勤職員分として計上するものでございます。2節、3節、4節につきましては、今説明しました再任用職員の減額及び人事異動によるものでございます。また、7節につきましては、第三保育所及び第五保育所の保育士の産休代替保育士賃金でございます。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費は、人事異動によるものでございます。

16ページの28節繰出金は、11ページで説明しました電子計算機運用費の減額補正で示した分ですが、社会保障・税番号制に伴うシステム改修費として国民健康保険の特別会計へ繰り出すものでございます。

2目の予防費は、風疹予防接種の補助金1人8,000円掛ける40人分でございます。

次に、6款農林水産業費1項農業費2目農業総務費は、人事異動によるものでございます。

3目の農業振興費の融資主体補助型経営体育成支援事業補助金は、認定農家等が農業機械等を購入する場合の国庫補助金分でございます。

次の5目農地費の13節は、島田地区揚水機改修の設計業務委託料でございます。また、19節の団体営農業農村整備事業補助金は、小池台地土地改良区の揚水機場整備事業補助金ですが、故障で緊急に改修が必要になったものでございます。

7款商工費1項商工費1目商工業総務費は、人事異動によるものでございます。

4目の企業誘致推進費も、人事異動によるものでございます。

8款土木費1項土木管理費1目土木総務費も、人事異動によるものでございます。

8款土木費2項道路橋梁費1目道路維持費15節につきましては、木山交差点に隣接した家屋が解体されたことに伴い、その用地について文化会館第2駐車場の一部を残した用地と等価交換契約を締結しようとするものですが、その文化会館第2駐車場残地への進入道路整備に伴う工事費として計上するものでございます。

また、8款土木費2項道路橋梁費2目道路新設改良費の22節につきましては、ただいま説明しました用地についての等価交換契約に係る地権者との交渉に伴い、地権者と開発業者との借地権契約を解約するための費用として計上するものでございます。

8款土木費4項都市計画費1目都市計画総務費は、人事異動によるものでございます。

8款土木費5項住宅費1目住宅管理費も、人事異動によるものでございます。

9款消防費1項消防費2目消防施設費は、財源組み替えでございます。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費は、人事異動によるものでございます。

10款教育費2項小学校費1目学校管理費の1節報酬は、小学校用務員に職員配置がえがあったことによる非常勤職員分の減額として計上するものでございます。2節、3節、4節につきましては、人事異動によるものでございます。また、11節につきましては、広安小学校3年生のクラス増に伴う普通教室の間仕切り及び造作等の修繕料でございます。18節につきましても、同じく広安小学校3年のクラス増に伴う校務用パソコン不足分の購入費でございます。

10款教育費3項中学校費1目学校管理費の2節、3節、4節につきましては、人事異動による

ものでございます。13節及び15節につきましては、木山中学校貯水槽の揚水ポンプ等の改修工事に伴う委託料と工事費でございますが、本年1月末に1度木山中学校で断水がありまして、水道課、業者等で調査をしておりましたが、貯水槽の揚水ポンプの老朽化が原因と判明したため、今回計上するものでございます。18節につきましては、木山中学校の教職員増に伴う校務用パソコン不足の購入費でございます。

10款教育費5項幼稚園費1目幼稚園費は、幼稚園教諭等の人事異動によるものでございます。

10款教育費6項社会教育費1目社会教育総務費及び9目の交流情報センター運営費も、人事異動によるものでございます。

10款教育費7項保健体育費1目保健体育総務費も、人事異動によるものでございます。

3目の学校給食費の1節報酬は、学校給食センターの調理員を当初予算で計上していた町職員の人数が確保できなかったことに伴う非常勤職員2名分を計上するものでございます。2節、3節、4節につきましては、今説明しました、配置できなかった職員分の減額及び人事異動によるものでございます。

12款の公債費は、財源組み替えでございます。

14款予備費につきましては、歳入及び歳出の調整額としての計上でございます。

議案第38号につきましては、以上でございます。

次に、議案第39号でございます。平成27年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、1ページをおあけください。

平成27年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ172万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億9,082万1,000円とするとしております。

6ページをお開きください。6ページが歳入でございます。13款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金でございます。番号制度に伴い国民健康保険システムの改修を行う必要があることから、事務費の繰入金を一般会計から行うものでございます。

7ページが歳出でございます。1款の総務費でございます。こちらも番号制度に伴う国民健康保険システム改修の委託料として計上したものでございます。

以上で、国民健康保険の特別会計を終わります。

次に、議案第40号、平成27年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。1ページをお開きください。

平成27年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ194万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,829万4,000円とするとしております。

こちらも6ページをお開きください。歳入でございます。4款繰入金の1目事務費繰入金でございます。こちらも番号制度に伴い、後期高齢者医療システムの改修を行う必要があることから、事務費の繰入金を一般会計から行うものでございます。

下の7ページが歳出でございます。1款の総務費でございます。こちらも番号制度に伴うシス

テム改修の委託料として計上するものでございます。

以上で、後期高齢者医療の特別会計を終わります。

次に、議案第41号、平成27年度益城町介護保険特別会計補正予算（第1号）でございます。1ページをお開きください。

平成27年度益城町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ420万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億2,566万5,000円とするものとしております。

こちら6ページが歳入でございます。まず、4款の国庫支出金の国庫補助金でございます。これは8月施行予定の介護保険の制度改革に伴うシステム改修の国庫補助金でございます。次に、10款繰入金の4目その他一般会計繰入金でございます。こちらにつきましては、番号制度に伴う介護保険システムの改修を行う必要があることから、事務費の繰入金を一般会計から行うものでございます。

下の7ページが歳出でございます。1款総務費の1目一般管理費です。こちらも同様に介護保険の制度改革に伴うものと、番号制度に伴うシステム改修の委託料として計上するものでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 次、西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第42号、益城町課設置条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

今回提案しております条例改正は、現在、都市計画課の分掌事務となっている企業誘致に関する事項を企画財政課に移管するものです。

御存じのとおり、現在、国においては、まち・ひと・しごと創生法により、地方創生が進められています。本町においても、本年度中には長期人口ビジョン及び5カ年の地方版総合戦略を策定する必要があります。この戦略は、今後の本町のまちづくりにおいて重要な位置づけとなるとともに、来年度以降の新型交付金にも大きくかかわってくることが予想されます。そのため、戦略の策定または策定後の進捗管理において関連性が高い企画調整係、商工観光係及び企業誘致係を同じ課に配置することにより、連携を強化し、益城独自の総合戦略づくりを図りたいと考えております。よろしく御審議のほどをお願いします。

議案第43号、益城町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成26年4月23日に、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の公布により、母子及び寡婦福祉法が、母子及び父子並びに寡婦福祉法に改正され、ひとり親家庭の経済的自立と子どもの健やかな成長のための支援体制の充実が図られました。それに伴い、今回の改正は定義等の見直しを行うものでございます。御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 日程第4、議案第38号「平成27年度益城町一般会計補正予算（第1号）」から日程第9、議案第43号「益城町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正す

る条例の制定について」までの説明が終わりました。

ただいまから、議案第38号から議案第43号までの6議案に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。

17番荒牧議員。

○17番（荒牧昭博君） おはようございます。17番荒牧でございます。

議案第38号、平成27年度益城町一般会計補正予算（第1号）の中から1点だけお尋ねいたします。19ページの8款土木費2項道路橋梁費2目道路新設改良費2節補償補填及び賠償金900万円について、内訳を説明をお願いしたいと思います。1回目の質問を終わります。

○議長（稲田忠則君） 坂本建設課長。

○建設課長（坂本忠一君） 建設課の坂本でございます。よろしくお願ひいたします。17番荒牧議員の御質問にお答えいたします。

議案第38号、ページが19ページ、8款土木費2項道路橋梁費2目道路新設改良費2節補償補填及び賠償金、この内訳について説明をということだったかと思ひます。これは、先ほど町長も説明しておりますように、木山交差点の改良に絡むものでございますが、まずちょっと経過について簡単に御説明いたします。

現在ですね、木山交差点北西側の敷地においては、これは更地になっております。昨年の11月ぐらいに既に更地になったわけでございますが、これは地権者とですね、これを、一帯を開発されている方の間で借地権の設定が行われております。契約上のことですね、余り詳しい内容については実名等はですね、伏せさせていただきますが、その目的というのは現場に、今更地になっているところに店舗をですね、出店するというためでございます。その契約は昨年12月時点ではですね、既に今年の5月、先月でございますが、店舗が開店する予定であったということ聞いております。

本町といたしましては、昨年12月、木山交差点は皆様御存じのように渋滞解消ということが町民の悲願ではないかというふうに思っております。そのことから、用地の確保、これはまずは売っていただけませんかという交渉を行いました。再三にわたりですね、交渉を行いましたがお応じていただけなかったということで、一旦は用地の確保を断念したわけでございます。しかしですね、開発者がほかの土地とですね、交換という案もあるということで、交渉の中でですね、そういうこともあるという意思を確認できましたものですから、今年の1月になりまして土地交換についてですね、町から、うちのほうから交換先の土地について提案をいたしまして、交渉を始めたということでございます。交渉を始めて、その時点ですね、店舗を既に5月に出店するということだったんですが、それは一旦とめていただいたという形にはなります。

交渉の結果ですね、土地の交換について、先月、5月ですが、大筋で合意したということでございます。その内容というのがですね、木山交差点北西側の敷地、今空き地になってる部分ですが、そこ文化会館のですね、第2駐車場の一部を残した土地を等価交換ということで交換するという内容でございます。ここで、先ほどの補償費という額が内容がどうなのかということなんですが、交渉の期間が5カ月ぐらいかかっております。その分ですね、借地権を解約するに必

要な、開発者が地権者に既に支払った借地料ほかでございます。地権者と開発者の今の契約はですね、解約して清算をされるということでございますので、建設の協力金である投資額の残額、これについても補償費の中に入っております。冒頭でも述べましたように5カ月間はですね、計画が完全にとまったこととなりますので、開発者としてはですね、5カ月間は地権者へのお金の支払いがありますが、店舗出店者からの収入はなかったというような状況でございます。

内容ということなのですが、額面的に正確な額というのはあれなのですが、まず借地料という問題が出てきて、これが大体割合から言うと十四、五%、それから建設協力金、投資された額ですね、これまでに、その分が大体全体の54%、あとは出店予定ということで、そこを測量あるいは設計、それらをされとったということで、これが大体32%ほどになっております。内容としては以上でございます。以上です。

○議長（稲田忠則君） 17番荒牧議員。

○17番（荒牧昭博君） 2回目の質問となります。1回目の答弁ありがとうございました。説明では地権者と用地確保の交渉を行ってきたが、応じていただけなかったのも、一旦は用地の確保を断念したというようなことで、土地の交換であれば交渉可能との意思があり、町から代替地について提案し、文化会館第2駐車場を提案し、交渉を始めたということですね。補助費については借地権、開発に必要な開発者が地権者等に払った借地料ほかということで、分かりました。

2回目の質問をいたします。木山交差点用地確保のため、なぜ文化会館第2駐車場なのかということと、木山交差点用地確保に伴う代替地として文化会館第2駐車場のスペースが大幅に縮小されることになり、利用者への影響はあると思うが、その対策はできたのか。2点についてお尋ねをいたします。

○議長（稲田忠則君） 坂本建設課長。

○建設課長（坂本忠一君） 荒牧議員の2回目の御質問にお答えいたします。

まず第1点が、なぜ文化会館の第2駐車場を選んだのかという問題と、2点目が、なくなったときにその後の利便性の確保はどうなるかという、この2点だったかと思えます。

まず第1点目ということなのですが、代替地ということで町内見渡したときに、まず、今の現在の第2駐車場の利用状況がどうなのか。大きなイベントとかはかなり土日に集中するということもあり、土日では役場のほうの駐車場も利用できているのではないかということで、余りあそこが満車になっているという利用状況はないのではないかというのが第1点と、あと、利便性の問題ということで、第2駐車場から歩いて文化会館に行くということになりますと、階段はある、距離はかなりあるということで、利便性、非常に遠いということで利用に関してはちょっと利便性が悪いなというのがあります。それとあと、じゃあ、ここの木山交差点と交換するような同じレベルのですね、土地があるのかということで、道路に面している土地があるのかということで、そういう観点から見たときに、文化会館の第2駐車場が適正ではないかということで、とにかく木山交差点の用地の確保ということが非常に重要性の高いということで、そういう観点から、やむを得ない判断といたしまして、文化会館の第2駐車場を代替地ということで今考えております。

それから、あとスペースの問題で、なくなるということで、現場のほうは残地に16台ぐらいは

置けます。それと、交換が成立しますと、交差点付近の今の空き地をですね、利用いたしますと、大体40台前後の車は駐車できるというふうに考えております。これらの土地というのは、利便性の観点からですね、駐車場、あといろんなイベントごとにも、交差点ということで使えるのではないかということも考えております。

以上のようなことで、まず駐車場を選んだ、それからスペースに関しては、そういう対策で利用者への影響は最小限になるのではないかと考えております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 17番荒牧議員。

○17番（荒牧昭博君） 2回目の答弁ありがとうございました。ただいまの課長答弁で木山交差点付近の土地取得後、そして駐車スペースが確保できるということで、利用者への影響は少ないものと考えられると。新しく駐車場となる場所は第2駐車場より近く、利点もあると思われるとの答弁でしたが、現在の文化会館第2駐車場の利用状況と町が所有する土地で、土地利用上交換可能な土地と考えられると。木山交差点周辺の用地確保の重要性からやむを得ぬことと、町が判断した交渉を行っているとの課長の説明でしたが、町が所有する土地で道路に面して更地で、あれだけの広さが確保できる場所はないのではないかと思う次第でございます。

3回目の質問については、町長の所見をお伺いしたいと思います。今回の交差点改良については、約10年前から木山地域の住民の方々が署名運動をされ、町に陳情書を提出され、同僚議員からも町に強く要望されており、また、木山交差点を利用されてる人たちからも、いつになったら交差点の改良はできるのかと聞かれています。町としては、売り手と買い手という中で大変難しい交渉ではあると思いますが、実現に向けて努力していただきたい。交差点契約がもしも成立しなかったとなれば今後どうなるのか、県と交差点改良について検討はされているのか、町長の御所見をお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 17番荒牧議員の3回目の御質問にお答えをします。

まず、所見をということと、改良ができなかった場合どうなるのかということで、まず木山交差点の改良による渋滞解消、歴代の町長、議員、そして多くの町民の皆さん方の悲願であり、長年の大きな課題でもあります。この町議会におきましても過去に何回も質問があり、先行して買収してはどうかとの質問がっており、町民の皆様からも同様の意見が数多く寄せられております。特に、木山地区の皆様からは、更地になっておりますので工事がいつ始まるのかとの声も聞かれます。

さて、ただいま御質問がありました木山交差点の買収につきましては、交換契約が成立しないとなれば交差点北西部敷地に店舗が建設され、今後の土地利用は将来にわたり固定的なものになります。町民の皆様方の思いは実現できません。恐らく20年契約などが交わされ、交差点全体の改良に大きな支障が出てまいります。仮に将来、熊本高森線を含めた木山交差点の改良をしようとした場合、店舗に対する営業補償、移転補償など今回以上の莫大な補償費が必要になることが予想をされます。私自身、運動公園の用地買収、そして自衛隊送信所前の用地買収などに携わりましたが、相手がある交渉事です。個人の大切な財産を譲ってもらうものですから、感情も入っ

てきますので、慎重に進める必要がありました。私の経験から、タイミングを逃さないということが用地交渉の鉄則であると考えております。木山交差点にとって、まさに今がその時であると判断しました。

今回、何回も用地買収の交渉を行いました。用地は絶対に売りにたくないとの地権者の意向を踏まえ、文化会館第2駐車場の利用状況が少なく、土日祝日に文化会館で催しがあるときも役場の駐車場を利用されている方がほとんどであり、木山交差点改良を開始するまでは、文化会館の駐車場として利用することも可能ですから、逆に約40台の駐車場が文化会館の近くに確保されるというメリットもあります。このようなことから、両方の土地の不動産鑑定を行い、地権者の方に納得していただいた上で今回交換契約をしようとするものです。

今回の木山交差点改良は先ほども申し上げましたとおり、益城町の長年の課題です。誰かがきっかけをつくらなければなりません。木山交差点改良は町民の皆様、特に私たちの子ども、孫たちに対する未来への投資であると考えております。今後、交差点改良は道路だけを改良するのか、道路周辺を含めてまちづくりを行うのか。現在、お店を営んでいる方をはじめ、たくさんの皆様とのまちづくりに対する協議が必要となってきます。しかし、今回店舗が建設されると、木山地区のまちづくりも難しくなります。熊本県に対しても毎年、この木山交差点改良を含めた熊本高森線全線の改良を要望しているところですが、今回買収することにより、本腰を入れていただけることが期待できます。渋滞解消はもちろんのことですが、益城町の活性化、木山地区の活性化、そして、活気あふれる元気なまちづくりを実現するためにも、この交差点の改良が絶対に必要です。どうか御理解と御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲田忠則君） ここで暫時休憩いたします。

11時10分から再開いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

8番野田祐士議員。

○8番（野田祐士君） 8番野田です。

議案第38号ですね、益城町一般会計補正予算（第1号）についてお尋ねいたします。今、同僚、先輩議員のほうから御質問がありました件について、幾分分かりづらいつころがありましたので、説明、質問をいたしたいと思つます。よろしくお尋ねいたします。

その前に、町長、木山交差点について大変真剣に考えていただいて、ありがとうございます。その熱意を持ってですね、推し進めていただきたいと思つておるんですけども、まず所見を先ほどおっしゃいましたので、私のほうも所見を町長にひとつお尋ねしたいと思つますので、よろしくお尋ねいたします。

一般質問の際に、幾つか私聞いたと思うんですけども、その際にですね、交差点の計画、または木山活性化のために重要な場所であると認識していると、土地所有者の方とは土地利用について御意見を伺っていると、方向性が確認でき次第、皆様に御報告をいたしますということだったものですから、その御報告が今のなのかをちょっとお尋ねしたいと思います。もうちょっと早目にですね、御報告いただければ、また多少いろんなアイデアも出たのかなと思いましたが、よろしくお願ひいたします。

それでは、8款土木費2項道路橋梁費の借地権契約解約補償費900万ですか、についてお尋ねいたします。それと、道路補修工事費500万、先ほど道路補修費500万というのは、駐車場等価交換をされるということで、出入り口がなくなるものですかね、について500万かけて出入り口をつくるというお話だと思いますので、その詳細な説明をお願いいたします。

それとですね、交差点改良の900万、先ほど言われた借地料15%、建設協力金54%、あと何とかが32%、ちょっと聞き取れなかったんですけど、32%という話ですけれども、それを踏まえてですね、まず、交渉されていた時期が、12月に交渉されたということなんですけども、もともと交差点改良について県とお話を進められていた部分があると思います。それについて、何平米を交差点の必要用地として交渉されていたのが1点。

で、今度は、それがだめになった時期、はっきりした時期を2点。

それと、等価交換とおっしゃいましたけれども、等価交換の面積、どこをどれだけ等価交換すると。あそこは、2筆、3筆ですかね、3筆に分かれていると思うんですけども、その3筆全てについて本当に必要なのか。また、そこを駐車場にするというお話がございましたけれども、出入り口はどうなのか。交差点ですので、県との協議も交差点協議の中であると思うんですけども、出入り口について、本当に交差点の中に、あの場所に駐車場として使えるのか、事故等は考慮なくていいのか、危なくないのか、警察協議はどうなのかについて、もちろん終わっていると思いますので、議案出ていますので、そういう部分については御答弁お願ひいたしたいと思います。

それとですね、文化会館については指定管理者制度に移行しております。指定管理者制度の中で、内容の変更について、今回はほとんどの駐車場の中身がなくなると、なくなるというか、等価交換によってなくなるということになるというお話を聞いておりますけれども、内容の変更について指定管理者の当事者とお話ができるのか。また、その内容について議会の承認を得る必要があるのかないのかについてもお尋ねしたいと思います。

1回目の質問です。よろしくお願ひいたします。

○議長（稲田忠則君） 坂本建設課長。

○建設課長（坂本忠一君） 8番野田議員の御質問にお答えします。

まずは、議案第38号のですね、補正予算の中の19ページの道路維持の中の15節の工事請負費の500万ということでございますが、御指摘のとおり、残地として残した部分が駐車場となります。あの横に迫川という川がございますが、迫川の河川の横に里道が沿っておりまして、約4メートルから5メートルほどございます。で、こちらのほうが、今の状況というのも草がちょっと伸び放題になって、やはり整備が必要かなというところではあるんですけども、今回、そこを整備す

ることによりまして、残った駐車場のほうにですね、進入が可能になるということで、河川側の防護柵、あと舗装、道路としてのですね、整備費用として500万計上しております。

それから、22節に関連した御質問で、交差点は何平方メートル必要なのかということでございますが、交差点協議ということは、議員も御存じかと思いますが、ある程度詳細な平面図がないと、協議というのはですね、なかなかできないということでございます。それで、用地面積として何平方メートル必要かというのは、現在のところまだ分かっておりません。ただし、あそこに建物が建てば、次に道路用地を確保するときに、すごいエネルギーが必要ですよということでございます。

（「県と協議しよったんやろ」と呼ぶ者あり）

正式な協議というのは、やはり平面図を持って行ってですね、御船署を通して熊本県警のほうに協議をするということになります。

だめになったのはいつごろなのかということで、先ほどちょっと説明した内容の日にちですかね、の中で、ちょっと分からなかったということで、12月ぐらいに交渉を始めまして、何回か行きて、1月にも行くとんですが、1月の20日の台に、どうしてもやはり土地は残しときたいと、借地料ということで考えているということだったものですから、もうそこで断念したということでございます。

あと、等価でその面積はということでございますが、木山交差点がお二人さんいらっしゃいます。お名前はちょっとあれなんですけど、筆数にいたしますと4筆ございまして、約、4筆でございますね、1,000平方メートルでございます。交換する先の土地が、不動産鑑定の評価の差がございますので、この割合でいきまして、交換してお渡しする分が1,958平方メートルということになります。

第4点目が出入り口ということですね。出入り口ということに関しましても、ここに店舗が来ても多分、警察のほうと協議して、どこから入って、どこから出ていくというのは協議が必要だと思うんですが、この、今回のですね、皆さんに御同意がいただければ、あれなんですけれども、詳しい、詳細の話はできませんが、恐らく北側のほうでないと出入り口は設置できないかなと考えております。正式には、どこにしますかということで、警察関係者の方と現場で打ち合わせはまだいたしておりません。以上です。

○議長（稲田忠則君） 森田総務課長。

○総務課長（森田 茂君） 総務課長の森田でございます。8番野田議員の御質問にお答えいたします。

議会の承認を得る必要はないのかという御質問です。この点につきましては、町のほうで条例を定めておりまして、財産の交換、譲与、無償貸し付けに関しましては、条例の中に定めがあり、普通財産は他の同一種類の財産と交換することができるとされております。ただし、等価交換を基本とされておりまして、価格の差額が高価なものの6分の1を超えるときは、この限りではないとされております。

この町の条例でございますけども、地方自治法の第96条の第6項にございますが、条例で定め

る場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、もしくは支払い手段として使用し、または適正な対価なくして、これを譲渡し、もしくは貸し付けることとあります。この点につきましては、議会の議決が必要になります。というわけでございまして、益城町は条例で定めておりますので、今回は必要がないということでございます。

（「指定管理者の部分でしょう。指定管理者のものだけですね、今は。その部分」と呼ぶ者あり）

指定管理者ですか。

（「今、あそこは指定管理者でしょう。文化会館は指定管理者に移つとるけんが、町の財産だけれども、今、指定管理者がしよるわけですね、活用。そこの部分ですよ、聞いたのは」と呼ぶ者あり）

指定管理者でございまして町の財産でございます。

○議長（稲田忠則君） 高森生涯学習課長。

○生涯学習課長（高森修自君） 生涯学習課長の高森です。8番野田議員の質問にお答えいたします。

先ほど、文化会館は指定管理者制度に移行したから、そこの了解を得ているかというふうな御質問だったかと思いますが、先月、私が行きまして、文化会館の館長と話をしました。そして、先ほどもありましたような理由で、今後、文化会館の第2駐車場がかなり減りますが、そのかわりに木山の交差点で40台ほど確保できるということを話しましたところ、文化会館の館長のほうも了承を得てもらいました。そして、町の決定には従いますというような返事を得ました。そして、管理者については、もう報告で済みますので、私から報告をしておきますというような返事を得ております。以上です。

（「重大な変更について報告で済むということですかね。重大な変更等について、指定管理者に中身は報告で済むということですか、今言われたのは」と呼ぶ者あり）

そうです。報告で済むというふうに言われました。

（「報告で済むね。分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（稲田忠則君） 8番野田祐士議員。

○8番（野田祐士君） 済みません、2回目の質問をさせていただきます。

さっき建設課長のほうから、県との交渉、町長のほうからは10年以上かけているというお話だったんですけども、県との交渉の際にですね、用地交渉をする際に、面積も示さずに交渉をしたということですかね。それはどういう意味があったんでしょうか。面積も示さずに、何をどういうふうに交渉したのか。

それと、この900万、借地権補償費として見てあるんですけども、ここの評価額というのは、平米幾らでしょうか。1,000平米、約900平米近くで聞いていたんですけども、900万の補償を1月からですかね、12月の終わりにやって、1月過ぎに開発業者のほうとやると。開発をとめてくれというお話をしたと。その分についての補償ということですけども、1月からであれば約4カ月、1月、2月からでいけば4カ月ですかね。2、3、4、5、で900万。月約200万の補償をす

るということをおっしゃられる。また、土地の、第2駐車場の残地ですね、残地っていうか益城町が駐車場にする土地、それをわざわざ道のないところにつくって、道の経費としてまた500万の工事費を上げるというのもですね、いささか、何でわざわざ道のないところに駐車場をつくって、道のないとは言いませんけれども、里道があるということをおっしゃいましたけれども、その場所でないといけないのかということもあると思うんですけども、今言いましたように、県との協議の中で、もともと交差点の用地としての買収が必要であったという認識だと思うんですけども、それがいつの間にか全体を買ってしまった、ある程度買ってしまう、おまけにあそこは2筆、4筆ですか、分かれているということですけども、道路の交差点から役場側ですよ、北側については、1筆分かれていると思うんですけども、全てについてですね、交渉をして等価交換、等価交換も先ほど、不動産鑑定士が幾らと出しているということ、もう分かっているみたいなんだから答えていただきたいと思うんですけども。

まず、1点目が県との協議をする上で、交差点改良の協議をしていたという中で、何平米かも分からずで地権者との交渉をしたとはどういうことかをちょっとお尋ね、1点目ですね、それが。

それと、等価交換の金額的なもの、補償を900万やられます。書いてあります。900万、実際の買うんであれば幾らだったのかというのを2点目。

それとあと、残地について、わざわざ道路の改良を、道路の改良か修繕か分かりませんが、せんといかんところに残地を残したその理由を3点目。

あと、等価に対してですね、4筆、約1,000平米について、1,958、2倍の面積を等価でかえると。要するに、価値が2分の1ですよ。交差点が今度の等価交換する土地の2倍ですよという意味だと思うんですよ、等価交換ということはですね。じゃあ、この今かえられるという文化会館の土地は、これは買収しているんですよ、文化会館駐車場としてですね。幾らで買収したのかをちょっと、それもあわせてお尋ねいたします。2回目の質問です。

○議長（稲田忠則君） 坂本建設課長。

○建設課長（坂本忠一君） 8番野田議員の2回目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、面積を示さず交渉ができたのですかということですね。交渉という意味合いが、具体的に交渉という場合は、これだけの土地を売ってくださいということで、測量して面積を出して、これをお願いしますという話になるかと思うんですが、交差点を含めて、熊本高森線を含めて、そこまで測量をですね、県にしる町にしる、詳細な設計をしたことはまだありません。ただし、平成17年ぐらいにこういう交差点計画を改良したらどうかということで、地元の方にも何かお話をし、調査をですね、これは町の費用でなんですけど、やった経緯はあるようですが、何平米、とにかく交差点に北西側が例えば何平米かかりますよというような詳細な計画はございません。ただし、交差点を改良してください、それから熊本高森線を改良してください、歩道もありません、歩けませんということに関しては、県にですね、これは毎年、要求といたしますか、要望をこれは重ねております。で、交渉という意味が、先ほど少しお触れになったところで、じゃあ、今の地権者の方に、仮に面積が決まったとして、ここだけ売ってくださいって言うときに、ここだけ売れば残りの残地というのは非常に狭くなってしまおうということがございます。そこで、

じゃあ、何ができるのかという問題が発生しますので、やはり土地に関しては、角地に関しては、全体でお話をしないと交渉にはならなかったということで。ただ、交渉した中で、とにかく売れないと。道路用地だろうが、全部だろうが売れないというのがございました。

2点目の評価額ということで、不動産鑑定をいたしております。文化会館のほうが平米の2万3,500円。木山交差点のほうが4万6,000円という評価額がこれは出ております。

あと、900万の内訳ということで、5カ月でいろんなものも含めても、ちょっと高過ぎらせんかいというようなお話だと思います。で、先ほどちょっと私が説明でですね、ちょっと分からなかったというようなお話がありますので、借地料、それから建設協力金、それから測量設計、この三つで計上しとる額ということになるわけなんですけど、ここで解約ということで、開発者の方はもう現場から撤退されるということですので、それまでに投資した部分の額もこの建設協力金という残金ですね、いわゆる、この分が全部入るとということでございます。

それから、道のないところに何でということ、交渉の中で、今の駐在所がございまして、駐在所の裏の正方形の土地が残地になったということで、これは交渉の中でそういうふうな場所の位置決めになったということでございます。したがって、そこに行く道路をですね、整備する必要があるということで予算を計上させていただいております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 8番野田祐士議員。

○8番（野田祐士君） 済みません、3回目の質問をさせていただきます。

県との協議は、面積についてはいろんな詳しいところはやれてないと。ただ、地権者との交渉で売らないというお話でしたということですけども、基本的にですね、町が用地交渉をするときに残地が幾ら残りますよという、そのまず残地、残るの残らないの話から出てないわけですよ。今課長が言われた答弁からいくと。それすらないと。じゃあ、残地が狭いとか広いとか、そういう話はまず出ませんよね。不思議な回答なんで、特に今、用地交渉をされる場合、多少残るか残らないかは別として、残った部分を全筆買いますというのは、まれにないことはないと思うんですけども、どれだけ残るかも分からないというところで何の交渉ができるんだろうかと不思議に思いました。それについてはですね、用地交渉ですね。町長も先ほど言われましたように、木山交差点改良がメインなんです。に対する用地交渉。あそこはおまけに4筆に分かれていると言われましたけれども、実際は、高森線については真っすぐ2筆だと思うんですよ。西側と東側、真ん中ぐらいで切れているというのが実際の字図的にはそういうものだと思うんですけども、じゃあ、その西側も本当に要るのかと。交差点のですね、形状的に。交差点計画もないのに何の交渉をされたのかが、ちょっと意味が分かりません。

それと、その説明はですね、もう一度、県との協議、もしこの交差点をこれで、県との協議をする上で、県がその部分を買ったならば、町が保有したならば、交差点改良に移っていいですよ。県道だからですね、という取り付けをして交渉を行ったのか、そういう協議を行いつつながら用地交渉をしたのかという点をまず1点目に答えてほしいことと、交差点の計画、絵がないのにどういう交渉をしたのか。もう一度答えてください。

それと、交渉をして、派出所の裏をしましたと。どういう交渉をするとそういうふうになるの

か、ちょっと分からないですね。何でわざわざ残地をするのに自分の土地を、それも等価交換、約倍でかえるというのにするのかですね、それも不要な部分、道をつくらんといかんような部分を残したのか。

それとですね、先ほどの質問、答えていただけなかったのが、あそこは木山派出所を移行させる部分でもですね、いろんな問題が出ました。その前にですね、あそこは土地をですね、買収してますよね、数回に分けてですね。その買収の金額についてもですね、今回は木山交差点が平米4万6,000円ですか。あちらが2万3,500円という不動産鑑定士の形が出ていると。どなたかはですね、委員会で聞いてもいいんですけども。あそこ幾らで買収したのかですね。それもあわせてお答えしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 坂本建設課長。

○建設課長（坂本忠一君） 8番野田議員の3回目の御質問にお答えさせていただきます。

残地という言葉が出ております。残地というのは、計画を入れないと残地という面積は正確には出ないということです。ですから、おっしゃるように道路がどれだけかかって、残地がどれだけですよということでない、残地がどれだけですよという御提示はできません。ただし、道路の車線っていいですか、大体このくらい来るっていうのは分かりますけども、そういう交渉の中で、道路がこのくらい来るんですよとかそういう次元ではなくて、この土地を少しでも売っていただけますかということに関して、一切できませんという、御協力できませんということでしたものですから、残地とか道路用地がこれだけですよとかいうものではございません。とにかく、昨年11月に建物がなくなった段階で、何とかならんかいということで、何とかしようということで、交渉をですね、させていただいたわけですが、とにかく応じていただけなかったということでございます。

（「それは両方の地権者ですか」と呼ぶ者あり）

はい、そうです。地権者がもう応じられませんということ。

（「二人とも」と呼ぶ者あり）

はい、そうです。それはもうはっきりおっしゃいましたんで、そういうことでございます。

あと、県との協議ということでおっしゃいましたんですが、県との協議ということで、実は交差点は、東西が県道で、南北の南側は町道でございます。いずれにしても、工事をやるということになれば、県と町のほうで協議しながらやっていくことになると思いますが、今のところですね、現在、先ほど町長も申しましたように、部分的に道路を広げていって交差点もあわせて改良するのとか、その辺を県のほうとですね、協議をさせていただいておるような状況でございます。ですから、県ともですね、具体的にどこまで道路が来て、どこまでが残地になるとか、そういうお話はさせていただいておりません。

（「何もないということですね、じゃあ」と呼ぶ者あり）

そういうことです。ただし、要望に関しては常にしておるということです。事あるごとに、こは困っておりますと。で、県のほうもその辺の実情は分かっていると思います。

あと、何でそういう場所に残地といいますか、文化会館のほうの駐車場に残地をしたのかとい

うこととございます。これは、交渉の中でですね、先ほどから5カ月かかったということで、うちも困りますということで、いろんな中身の詳細な話はなかなかお話しできませんが、交渉の結果、そういう場所になったということとございます。こちらからお願いするということになりますので、そういうような形で最終的に決まったと。そういう案ができ上がるとということとございます。

（「その分が500万ですよ」と呼ぶ者あり）

工事費がですね。

（「あと金額。幾らで用地を買っとるか」と呼ぶ者あり）

私のほうは以上です。

○議長（稲田忠則君） 高森生涯学習課長。

○生涯学習課長（高森修自君） 野田議員の3回目の御質問にお答えいたします。

文化会館の第2駐車場の取得価格は幾らであったのかというような御質問であったかと思いますが、御説明いたします。寺迫字今吉51番地の4、面積411平米と今吉53番地1、面積568平米、合わせての取得価格3,921万3,858円。今吉42番地1、面積1,347平米が5,920万6,000円。今吉42番7、面積330平米が2,381万4,720円。合計面積2,656平米、1億2,223万4,578円とございます。この金額の中には、今、交番として使われてる土地も含まれております。以上です。

（「平米幾らですか。平米単価で幾らですか」と呼ぶ者あり）

平米単価はですね、全部で4万6,005円です。

（「平均が」と呼ぶ者あり）

当時ですね。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

9番宮崎金次議員。

○9番（宮崎金次君） 御苦労さまです。9番宮崎でございます。

私のほうは、平成27年度益城町一般会計補正予算（第1号）について、4点質問させていただきます。

まず、第1点は、今までずっと問題になってきております木山の交差点の問題でございます。交差点に絡む経費の問題でございます。まず、ここで質問したいのは2点あります。一つはですね、このような大事な話、つまり我々もですね、町民も多分この木山の交差点に建物が建つというのはですね、非常に困るという印象を持っています。ですから何とかですね、ここは町が使えるような状態にさせていただきたいというのが私の願いでもあります。にもかかわらず、このような大事な話をですね、なぜもう少し早く我々に情報を提供していただけなかったのか。この議会上げて、最終的に議決されるのがそうでしょうけど、もしここで踏みとどまったり、否決されたりしたら、非常に町としては大きな痛手を負うんじゃないかとも思います。なぜもっと早く情報提供なり、勉強会なり開くことができなかったのか。これが第1点。

それからもう一つはですね、木山の交差点、今問題になっているのは、4隅の1隅なんですよ。たとえば1隅がうまくいったとしても、あと3隅がですね、解決されなければ、これはもくろ

んでる交差点の改良などできないんじゃないかと私は思います。ですから、ほかの3隅ですね、宮崎商店とかいろいろございますですね、信用金庫、あの付近はどういうふうな交渉の段取りになっているのか。ここについて2点目、お伺いをいたします。

それから次に、2番目の質問ですが、2番目の質問は基金の問題です。一般会計補正予算の中の9ページ、ここの基金の繰入金で、財政調整基金繰入金が3,200万ほどあります。それから、公共施設整備繰入金が1,000万ほど予定をされておりますけれども、この3,200万の基金、これは収入が足りなくなったというお話だったんですが、どういうのが具体的に足りなくなったのか、それで積み上がって3,200万になったんでしょうけど、この積み上がった、どういうのに足りなくなったかを教えていただきたいと思います。

それから、あわせて基金の現在の状況ですね。今、基金は幾ら持っているのか。ちなみに3月末で財政調整基金が11億、公共施設整備基金が11億、減債基金が5億でした。この三つの基金について現在、今幾らあるのか、これを教えてください。

次に、質問の3番目でございますが、これはページ、21ページ、10款教育費2項の小学校費1目学校管理費の中で、小学校のエアコン取り付けの費用でございます。国や県からの支出金が5,153万2,000円ほど今回来なくなったということでありまして、本当に当年度予算を立てるときですね、こんな予算が来なくなるようなやつをですね、経費として入れて、予算を組むんですか。あんまり今までこういうことは聞いたことないんですが、何で来なくなったのか、その理由をちょっと教えてください。これは、我々が3月の議会で審議したときですね、非常にエアコンは五つの小学校に一举につけるのは無理じゃないかと、だいたいこれ、議論したんですよ。でも、それじゃ困るから何とかつけてくれという話の中で、これは我々は賛成しました。しかしながら、最後に町の借金がこれ以上増えないようにということで、附帯決議もしました。にもかかわらず、3,500万、新たな借金、町債を組んでおられます。これについて、その理由を教えてください。

つまり、エアコンの問題ではですね、何で国から5,000万ほどの金が来なくなったのかという話と、それから、3,500万の新たな町債を組まなければいけないのか。ほかに方法はなかったのか。これが質問であります。

それから最後の質問、4番目ですが、これは夏まつり助成金についてであります。これは、27年度当初予算で、商工振興費の中に夏祭り補助金900万というのが記載されております。皆さん御承知だろうと思いますが。にもかかわらず、さきの臨時議会で、繰越明許費で年度末の国からの追加予算、これを有効に活用するためということで、900万をですね、県、国、これが360万、一般会計から540万ほど積み上げて、夏祭り用として繰り越されました。そういう状況であり、今ダブった状態なんですけど、何でこの補正予算のときですね、それを二つを一つにしなかったのか、この理由について教えてください。いいですか、4点、よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 坂本建設課長。

○建設課長（坂本忠一君） 9番宮崎議員の御質問にお答えいたします。

第1点目の木山交差点に関係することで、その中のまず第1点目、このような大きな話をなぜ

今、急にしたのかと、もっと早く勉強会とかですね、そういうことをしてくれなかったのかということでございます。通常の用地交渉等はもちろん担当課ですね、話していくんですが、今回もまあ一応うちで、話をしに行っておりますが、今回は非常にデリケートな問題がございまして、もう既に契約ができておりまして、もう利害関係者が既に店舗を建設しようというようなこともございましたもんですから、なかなか個人情動的なものもございまして、担当課のほうでちょっと交渉させていただいて、今に至っておるということでございます。

それから第2点目で、一つの角ができて、あとの三つの角地ができなければ無理じゃないかということでもございました。この点におきましてはですね、今回の北西側の角地におきましては、先ほどから申し上げておりますように、5月には当初の計画でいけば、もう店舗がオープンする予定だったというようなお話を途中で聞いておりますが、そうなれば、今後ですね、最低20年ぐらいは契約というような話も聞いておりますが、今後この交差点の利用におきましてですね、非常に固定的なものになってしまうので、もっとも重要視する場所という位置づけですね、考えて、まず北西側の今回の分に関してですね、交渉をさせていただいたということもございます。

あとの三つですね、分に関しましては、正式に測量をして、例えば家屋が建っておりますので、その辺の補償問題がまた出てくるわけですが、その辺も十分調査した上で、今後県とも協議した上で交渉を進めていくことになると思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君） 企画財政課長の藤岡でございます。9番宮崎議員の質問にお答えさせていただきます。

初めに基金についてでございますが、繰り入れですね、9ページの20款繰り入れの基金繰り入れについてでございますが、財政調整基金で3,200万円、それから公共施設整備基金として1,000万円、合計4,200万円を繰り入れしているということに関連してでございますが、財政調整基金につきましては、先ほど当初説明の中で全体的な歳出不足を賄うものとして繰り入れるものがございますが、公共施設整備基金につきましては、先ほどから宮崎議員、説明されています小学校空調の交付金5,153万2,000円の対応部分として、起債のほかに基金として1,000万円あっているところでございます。

それから、現在の基金の状況についての御質問でしたが、今、一般会計では10の基金がございます。残高につきましては、例年9月議会でその年度の決算報告をさせていただいておりますが、平成25年度の決算額としましては38億1,168万1,000円という形で報告させていただいております。その後、26年度におきまして、今、決算をつくっているところですけど、その見込みという状況で申し上げますと、利息等の積み立てで1,023万円、それから条例等による積み立てという形で1,110万円は増加になっているという形で、現在の見込みとしての形としては38億2,990万ぐらいい予算上はなっているという形でございます。それから、三つ、財政調整基金の現在高としては、今、11億1,400万ほどございます。それからもう一つは公共施設整備基金でしたかね。こちら10億100万円、約です。あともう一つは減債基金ですね。こちらは5億960万ほどでございます。

次に、21ページの小学校空調に関連しての御質問ですが、交付金がつかなかった理由について

は、後ほど学校教育課長のほうから御説明があると思いますが、5,153万2,000円の対応でございますが、予算編成における歳出につきましては、もう例年、以前から三位一体改革により、一般財源が大きく削減された当時からですね、歳出の見直し等により、無駄の排除に努めているところです。27年度の当初予算におきましても、町単独の道路改良などの建設事業費の削減、その他の項目につきましても、無駄をなくすいろいろなチェックを行いまして、予算編成したものをさきの3月定例会に提案させていただきまして、承認をいただいたところです。

このような中、今回ですね、国からの小学校空調整備事業の補助金がなかった状況につきましては、後ほど学校教育課長が状況を説明しますが、私もこの前任者としてましてですね、この事業に携わり、交付の内定等については、県を通じて確認をやってきましたが、結果としてこのようなことになったことはですね、もう少し国の状況を見通すことができなかつたのかという思いはございます。また、ある自治体ではですね、当初予算のときに補助金がないという形で計上して、交付金が配付されたときに補正を組むというような形にした自治体も今回あるようでございますが、本町におきましては、その前に中学校の整備事業をやらせて、議会でもいろいろ指摘を受けながら通させていただいたという経緯もございまして、中学校の整備と同じような形で計上させていただいたものでございます。

当初予算の編成については以前にも述べましたが、それぞれ各担当課から事業の要望が上がってくるわけでございますが、それぞれの事業の財源裏づけはどうなっているのか、それから、今議員の御質問ですが、起債や基金取り崩しが必要な場合にはですね、それが妥当なのかということを経営的に判断しながら予算編成を行っております。そういう状況の中で、もう27年度がスタートして間もないこの時期に、さきに議会で承認されたそれぞれの事業をですね、やめるということは、住民サービスに影響を及ぼすということで難しいと考えております。

今回この国の補助金がなかったことに伴います今回の補正にしましても、まずはこの事業を当初のおりに行うのか、取りやめるのかという判断でございます。そして、実施するにしましても、次年度に延期はできないのかと、そういうもろもろのことにつきまして関係課と協議した結果として、このような形で計上させているところでございます。今後におきましては、執行段階においてですね、辛抱できるものはしっかり辛抱し、さらなる無駄の排除に努めていきたいと思っておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

それから、夏祭りの助成金についてでございますが、この件につきましてはですね、今回の提案しております議案とは直接関連はないと思っておりますが、今議員から御質問があったようにですね、前回の臨時議会の中で上げていただいた分ではございますが、前回の臨時議会が全員協議会あたりで説明する機会もなかったということ、それから議員さんのほうからも事前情報をいただいておりますので、7款の商工費の関連という形で御答弁させていただきます。

夏祭りの助成金につきましては、今議員からもありましたように、平成27年3月定例会で900万円を予算計上させていただいております。今ありましたように5月の臨時議会で上げましたのは、3月の定例議会の中で、26年での予算として、国からの交付金を利用、額が確定している部分を、健康づくりという形で、平成26年度の5号補正で上げさせていただいております。その

健康づくりの中で、国の交付事業に該当しないという部分が備品購入でございましたので、その360万円を26年度の国の交付金を有効に活用するために、平成26年度の予算として、3月31日で6号補正という形で専決処分をさせていただいたものを臨時議会で報告させていただきました。それとあわせて、繰り越しという形を報告させていただきました。

そういうことで今議員がおっしゃいましたように、その900万の夏祭りが26年度予算の繰り越し分と27年度と二つになっている状況でございますが、その処分については、当然27年度予算は減額補正をすることになります。その時期につきましてははですね、今年の夏祭りが8月22日を予定しておりますが、それが終わりますして、会計処理等も完了した時点で、年度内にはですね、確実にこれはもう予算上に上がっているものですので、減額補正をしたいと思っておるところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 田中学校教育課長。

○学校教育課長（田中秀一君） 学校教育課長の田中です。9番宮崎議員の御質問にお答えいたします。

議案第38号、平成27年度益城町一般会計補正予算第1号中、教育費の小学校費のところ、小学校の空調設置工事に対して国の補助がつかなかったが、その理由はということかということでしたけれども、まず公立学校施設整備予算につきましては、一般会計と復興特別会計から成っております。このうち、空調機の設置工事につきましては、一般会計において措置されておりますけれども、文部科学省の説明では、平成27年度一般会計予算は、1,000億円の予算に対しまして1,600億円の要望が上がっており、600億円が不足しているということでもございました。このようなことから、27年度においては、学校生活、教育環境の質の向上に関するものについての補助は採択されておらず、校舎の増改築に関するものや児童生徒の安全確保などについての補助が優先的に採択されているところでございます。

また、復興特別会計、こちらは耐震等に関するものなどですけれども、こちらにつきましても27年度までは全都道府県で執行されておりました。つまり熊本県におきましても、耐震に関する事業を行うときなどは、復興特別会計で行われていたことが多かったんですけれども、28年度以降は、この復興特別会計は被災地における執行に限定される可能性が高くなっており、被災地以外の地域における、例えば照明等の落下対策などの安全対策に関する予算は一般会計化される見込みであって、空調機設置を含む教育環境の質的向上に関する補助については、ますます採択が厳しくなるものと予想されております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 9番宮崎金次議員。

○9番（宮崎金次君） それぞれの1回目の答弁ありがとうございました。

2回目の質問といたしますが、まず木山の交差点の問題ですけれども、これはですね、非常にデリケートな問題だから、議員にはですね、話をしなかったと、こういう話なんです、それはそれでいいんですけれども、それだったらかなりのリスクをですね、当然議会で負ってもらうことになりますよね。なるべく我々も町をよくするために一生懸命やってるんですから、みんなで考えるような、そういうムードをですね、つけていただければ本当にありがたいと思います。ここ

で議会に提出されて、ガチンコ勝負でですね、賛成するか否決するかと、こういう話に最終的に
なってしまうわけですね。それがそういうふうに望まれるんだったら、そういうふうを受けて
立ちますけども、なるべく町民のためにですね、いいところで落とし入れたらいいかなというふ
うに思います。この質問はそれで結構です。

それから2番目のですね、財政、基金の問題なんですけども、これはですね、私の質問したの
は、今回の3,200万の基金がどこに使われてるのかという話ですね。これ、全部私が足してみ
たんです。この補正予算の中のその他の項にあるやつを、1,000ちょっとしかないんですね。
3,200万まで届かないもんですから、何に使われているのかなというのを知りたかったもんです
から質問をいたしました。基金のところですね。

それから、基金のですね、特に何でこの基金いうかという、エアコンの話の中でですね、今
回新しい町債を、まあ、町の借金を3,500万つくりますよね、計画では。ですから、それをなる
べくなくすためには、基金の残高と、それからあわせて最後に出てきました夏祭り、こういう一
般会計、ここを皆さん、いろんなことを念頭において、模索をされて、そしてどうしようもな
くなって、3,500万新しい借金をつくるというのであれば話は分かるんですけど、なかなかまだそ
の努力はですね、私の目から見ると、とてもとても足りない。何かちょっと困るとすぐ新しい町
債を起こす。ここで町債を起こすということはどういうことかという、小学校の子どもたちに、
あんたたちは大変暑いだろうからエアコンをつけてやるよ。だけど早く大きくなってエアコン代
払ってねと。こういうことを言ってるようなもんですよね。ですから、なるべく借金はつくら
ないように、一般会計のやりくりと、それからさっき言いましたように基金、これの使い分け、こ
こらあたりをやっていただきたいと、こういう趣旨から質問しました。

それでその基金のところですね、一つだけちょっともう一回確認しますが、年度当初にです
ね、基金、先ほど私、3月末の現在の基金言いました。で、課長からも今お答えがありました。
本当に今その基金は残っているんですね。年度当初に税金が入ってこないとき、一時借り上げで
基金の中からかなり流用すると思うんです。4、5、6月は。ですから、本当にそれだけの基金
が残っておるのであれば心配はしないんですけど、多分いろんなところに流用されて、一時借り
上げで。その現在の基金の額、これを再度また教えてください。本当に何も使われてないとな
れば、さっきのお答えで結構です。

それから、夏祭りにつきましてはですね、先ほど言ったとおり、こういう900万という金がで
すね、どっちもつかずに残ってるのであれば、なるべくエアコンのほうの町の借金を起こすのに
充当して、借金代を少なくすると、こういう努力は必要じゃないかということで、これはあえて
ちょっと予算案にはなかったんですけども。どっからか持ってくる努力を皆さん、されてるの
かなど。こういうのはちょっと心配だったもんですから、質問をさせていただきました。

で、私の2回目の質問は、今言いましたように二つですね。一つは、エアコンの話、基金の流
用の話ですかね。ちょっと待って。基金がですね、一般会計でできるだけやりくりをして、ど
うしても処置できなかつたかというのをもう一回確認してください。3,500万、新しい町債を切
り開くかという話ですね。その時期を取りやめる云々というのもありましたけども、もしその町

債が否決をされたら、事業を取りやめるか来年度に引き延ばすか、一般会計から、もしくは基金から繰り入れるか、こういう話になろうかと思うんですね。そういうのをもう一回、そこを教えてください。

あともう一件何かあったけど忘れまして。じゃあ、よろしくお願いします。2回目の質問です。

○議長（稲田忠則君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君） 企画財政課長の藤岡でございます。

9番宮崎議員の2回目の質問でございますが、基金について、今回の3,500万は適切に判断したのかという御質問だと思いますが、それはもう先ほどの答弁の中でも言いましたように、関係各課の協議の中でしているものでございます。それから、基金の関係で、先ほど38億2,990万円、26年度の決算という形で、今調整している見込み額という形で御報告しましたが、27年度の当初予算で基金繰り入れを9億1,000万円上げております。それから今回の補正で今3,200万と、さっき言った公共施設で1,000万円、4,200万円、9億5,200万円を基金繰り入れという形になっておりますが、平成26年を例にとりますと、8億2,000万円ぐらいをその基金繰り入れという形で予算上は上げておりましたけど、実際に取り崩したというのは、310万円だったという財政からの報告、状況でございます。

それから最後は夏祭りの部分でありましたけど、これは先ほど私が説明が不十分だったかもしれませんが、26年度の交付金として国から出ている部分を、認められなかった360万を捨てることなく有効に活用するためには、夏祭りだったら、ちゃんとそれが認められるということでしたので、交付金等を有効活用するって形で、こういう二重の補正になっているというところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 9番宮崎金次議員。

○9番（宮崎金次君） 濟いませぬ。じゃあ、3回目。もうだいぶん時間もたっておりますが、ちょっと課長から今答弁あったのが少し誤解があるようですから、もう一回確認ときます。

私が質問したのはですね、夏祭りのダブっているのが、悪いとかいいとかいう話じゃありません。今はダブった状態になっているので、これをいつ、どういう補正予算で返すのかというのが話と、それからそのバックグラウンドはですね、エアコンで新しい町債を3,500万立てますよね、今。だから、そういうところにその900万は充当できるんじゃないかと。こういう意味で質問をいたしました。

それからもう一件、3,200万の基金の取り崩しですが、これは、この予算書の中で、補正予算の中でずっと足し上げていっても私の計算では3,200万にならないので、どういうところにその基金取り崩しがなされたのか、それを確認、質問をいたしました。ですから、もしそれはちょっと時間がかかるようだったら、後で結構ですから教えてください。以上で私の質問は終わります。

○議長（稲田忠則君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君） 企画財政課長の藤岡でございます。

9番宮崎議員の3回目の御質問でございますが、夏祭りの問題、それから基金の問題あわせまして、もう一回私も課に戻りまして、担当課ともしっかりと協議して、先ほど議員おっしゃたよう

に報告できるのはしっかり報告させていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

質疑がですね、あるようですので午前中はこれで終わります。午後は1時30分から会議を開きます。

休憩 午後0時16分

再開 午後1時30分

○議長（稲田忠則君） 午前中に引き続き、午後の会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

15番竹上公也議員。

○15番（竹上公也君） 15番竹上でございます。

先ほどからちょっと問題になってます一般会計補正予算の19ページ、土木費、借地権の900万の件でございます。

町のほうがですね、いわゆる土地の買収に当たって、借地権の契約解除補償費ということで、地権者と借地人との解約を行うために900万を払うということでございますけれども、この900万という血税、町の税金、これをこれだけ大きなものをですね、土地の買収に当たって買わなきゃいかんということ自体がですね、今までそういう事例があったのかどうか。まして土地の買収、いろいろ買収には問題がついてくると思いますけれども、900万という大金が、実際土地の買収に当たって、こういうお金を町が払わないきゃいかんということ自体が大体おかしいのではなからうかというような気がします。

よって、一概に反対するものではございませんけれども、この木山の交差点というのは、町民の皆様が昔から念願として開発してもらいたいという意思はございました。しかしながら、先ほどからいろいろ同僚議員たちが質問しておりますとおり、不動産鑑定により、土地の評価価格というのは今出されてるということでございますけれども、文化会館の駐車場に等価交換する、交換するということになってるということでございますけど、現在、こちらの木山交差点が平米当たり4万6,000円、そして向こうの駐車場のほうが、以前益城町が買った値段が、先ほど学校教育課長から説明ありました4万6,000円、これで益城町が買っていると。

評価額は差がいろいろありますが、どちらが使い勝手がいいのか、本当に立地条件がいいのかというふうなことを考えますれば、木山交差点の角より、443号線の入り口、大きな入り口を持っています。そちらのほうがかえって使い勝手がいいのではなからうかという気はします。評価額は違っても、価値はじゃあどちらがあるかというふうなことを考えますが、場所から考えますが、何百メートルしか離れておりません。そういう部分において、いろんなことを考えますれば、それは向こうのほうがうんといいいんじゃなからうか。その部分のそういう場所、前面入り口を全部向こうに渡す。で、益城町が後ろの残った部分だけをもって、もらってでなくてとって、

そこに橋をかけて、500万の橋をかけて入り口をつくるというような、何かいろいろ聞いていますと、向こうの言いなりになってるような感じがするわけですね。

町としては、町全体のことでございますから、お金の問題もそう、場所についてもそう、いろんなことを考えますれば、やはりもっともつね、町民が納得いくような方法を考えてやっていくのが、町、執行部ではなかろうかというような気がします。今回は、建設課長、やり玉に上がって本当に申しわけない、一生懸命やられているんですけれども。そういう中でね、こうやって900万という補償費が出てるもんですから、なかなかこれは、やはり難しい問題じゃなかろうかというふうな気がしております。

で、現在、その土地を、現在の土地を買ったにしても、下町のほうの交差点はどういうふうにするのか。西側に寄ったところに道をつくるのかというふうになりますが、そういう計画は実際できてるのかどうかということもお聞きしたい。そして、今度交換するその土地の前に給食センターございますが、給食センターの建てかえも計画されてあると。私たちは、その計画、給食センターが目の前のこの土地に移って、建てかえるんじゃないかというふうなうわさはいつもしてたわけですけども、それさえもなくなってくる。いろんな意味で考えますと、実際これが正しい方向なのかどうかというふうな思いもします。

そういう中で、建設課長、ちょっとお聞きしたいんですが、いろんな意味合いの中でね、本当にこの土地が今後生きてくるのか、必要になるのか、その辺のことをお伺いしたい思います。

○議長（稲田忠則君） 坂本建設課長。

○建設課長（坂本忠一君） 15番竹上議員の御質問にお答えしたいと思います。

3点ほどあったかと、4点か、ありましたが、まあ買収という言葉が出ましたが、午前中もですね、御説明申し上げましたとおり、買収ということで当初は取り組みましたが、応じていただけなかったということで、やはり地権者の方は土地をですね、有効利用したいと、今後も有効利用したいという考えをお持ちのようで、そういうことで、今回のような交換というような交渉になったということでございます。

900万の補償費がということで、こういうケースでですね、900万という額が出るのは初めてかと思うんですが、通常に工事をしておりますと、道路改良工事ですと、同じような補償の中ではですね、建物の補償とかいうものではですね、そういう額面のものも出てくることもございます。

あと、当時の評価の話ですかね。評価額に関しましては、当時の評価額を先ほど幾らで買ったと、第2駐車場のほうをとということなんですが、土地の価格というのは変動するというので、先ほど申し上げました評価額におきましては、一番最新のですと、評価額ということで提示させております。木山の四つ角におきましてはですね、もう既に更地になってるということで、すぐにでも何かできるというのがありますが、第2駐車場におきましてですね、すぐあの状態で何かをつくれるかどうかというのは、何をつくるかにもよるかもしれませんが、多少のですね、投資が必要ではないかというふうなことは思っております。そういう意味からしても評価額が出てるのではないかというふうなことを考えております。

交渉の何でそういうところをと、場所が非常に今の駐在所の後ろということで、これも長い間ですね、午前中申し上げましたが、繰り返しになりますが、うちも交渉をする中で、もうちょっといいところはあるような交渉の過程がありましたが、やはりここでないとちょっと納得できないというような経過もございます。

あと、交差点の計画ということで、これも繰り返しになりますが、詳細なその交差点の計画の図面というのは今のところございませんが、将来的に既に交通量調査であるとかいろんな調査のほう、県のほうとですね、一緒になって調査、それから今後計画を進めていきたいと。で、計画ができ次第ですね、あとの、先ほども出ましたけど、角が四つ角ですから、角だけじゃなくて歩道がない部分、その辺のところも整備の計画をですね、練る必要があるのではないかというふうに考えております。

給食センターについては、ちょっと私のほうで把握しておりませんので、お答えはできません。以上です。

○議長（稲田忠則君） 15番竹上公也議員。

○15番（竹上公也君） 2回目の質問といいますか、対談していただいておりますけど、課長の言い分、思いついていうのはよく分かりました。大変苦しいところもあるかと思えますけれども、そういうことですね、この件については非常に御苦労なさっていると思います。

そういう中でね、先ほど900万の内訳ということで、借地料が15%、建設協力金、これも投資額、現在投資額が53%とおっしゃいましたね。出店に伴う測量設計費、これが32%ぐらいありますよということでございましたけども、建設協力金、これは解体費も入っているということでしょうかね。

まず、今回出ております不動産の鑑定による評価額、4万6,000円と先ほど聞いておりますけれども、いわゆる評価額というのは、一般的に不動産鑑定料、鑑定といわゆるこういう金額というのは、また別になるかとは思うんですけれども、とりあえず評価、いわゆるこの4万6,000円ってというのは、通常は、売買の場合は、更地の場合をいうわけですよ。更地で取引する。不動産の取引。家が建ったまま取引する場合がありますけど、その場合はいわゆる、買うほうとしては、解体料を含めて安くしてくれませんかというような交渉もしているところではなかろうかと。不動産取引上はですね。今回は、解体料も53%、いわゆる建設協力金というか、解体料払いながら評価額が出ている4万6,000円、平米当たり。坪単価で13万ぐらいなんですかね。そういうことで、いわゆる更地の値段と。更地にした値段と、買うほう、いわゆる民間の取引はそうなんですけども、いわゆる買う値段というのは更地の値段と。こちらではこちらで、解体料も払いません。通常は家が建っていれば解体料は差し引いて、まけてくださいよというのが通常ですね。両方の値段が入ってしまっていると。普通の考え方では。普通の取引ではですね。町の取引っていうのは、どういうふうになっているのかちょっと分かりませんが。そういうことでね、何でもかんでも言いなりというふうな部分も出てきてるんじゃないかなあというような気がします。

このことについては、また常任委員会のほうでしっかりと精査しながら決めさしていただきたいと思っておりますけれども、やはり町のみんなが、住民が、納得できるようなやはり予算の組

み方が必要でなかったのか。今回は急々に建設課長がね、差し迫って仕方なく出された予算かもしれませけれども、一概には、私としては、この予算についてはね、まだまだ精査する余地があると思っております。

そういうことで終わらしてもらいますけれども、いわゆる売買については、しっかりとしたり予算の組み立て方、していただきたい思います。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

2番下田利久雄議員。

○2番（下田利久雄君） 2番の下田です。

議案43号の益城町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正ということで、定義の2条ですね。ひとり親家庭に掲げる20歳未満となっているんです。20歳未満の児童というところと、2番のですね、児童が18歳に達する3月31日までの間という、1歳のこの年の差ですね。これの違いというか、それを説明してもらいたいと思いますが。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 花田子ども課長。

○子ども課長（花田博文君） 子ども課長の花田です。2番下田議員の質問にお答えします。

議案第43号、益城町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてということで、これはいわゆるひとり親、母子家庭それから父子家庭の親と子に医療費を助成する条例でございます。で、第2条のここに20歳未満というのが出てきます。それから第2条第2号に18歳に達する日というのが出てきますけれども、この第2条の第1号についてはですね、親を指しております。現に20歳未満の子どもを持って、現にその子どもをですね、扶養している親ということで考えてください。それから第2号についてはですね、今度はその子どもについての規定でございます。ここは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までって書いておりますが、高校を卒業する3月末までということで、ですから親は、20歳未満の子どもを持っていれば対象になると。それから子どもについては、高校卒業の3月までしか対象にならないということでございます。だから、ひとり親の方が19歳の子どもを持つとします。そういった場合は親が対象になって、子どもは対象にならないということでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

11番寺本英孝議員。

○11番（寺本英孝君） 11番寺本です。よろしくお願いします。

先ほどから盛んに、午前中から議論がありました19ページの2目の道路新設改良費の中の12節のこの900万の借地権契約解約補償費の件ですけど、私はあくまでもこの議案第38号、平成27年度益城町一般会計補正予算（第1号）が可決された場合の話、お尋ねです。

先ほどから借地権の契約補償費あたりが盛んに議論をされておりましたが、この木山交差点は、熊本高森線と益城菊陽線か、2本の県道に隣接しておりますが、普通、県が工事をする場合は、用地はほとんど私が知る範囲では県が用地買収いたします。もちろん工事もです。ですから私が、一番大事なことから、はっと思っって質疑いたしますのは、今回は用地は全部が町がいろんな特例があって、民間の契約の中で、全部残地の残さんで買ったということですけど、買ったち言

うよりも、今からですね、あれしますけど、ただ、今後ですよ、仮にこの議案が可決された場合ですよ、県道を町が先に県のかわりに買ったということになるでしょう。そしてもちろん道路の右折レーンをする用地の幅はですね、幅以外は県は買わんと思いますけど、右折レーンをつくる幅は県も道路改良する場合は買うと思うとですよ。ですから、今度町が、仮にこの議案が可決された場合、町が先行投資で、この益城菊陽線と熊本高森線に隣接する用地は町が買うわけですよ。

ですから、私が一番心配するのは、今後工事がどうなるのか。もちろん県がすると思うとですよ。なら、その前に用地費、町がですよ、やっぱ道路改良費も合わせて1,400万ですか、町の持ち出しが今回あります。なら、町は先行取得して、そのままの状態なのか。それとも、県とこの用地あたりはですね、今後検討するのか、そのあたりをよろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 坂本建設課長。

○建設課長（坂本忠一君） 11番寺本議員の御質問にお答えいたします。

可決された場合ということで、前提でのお話ではございますが、普通は県が買うのじゃないかというようなことではございます。確かに県道の用地は県が買うということになるかと思いますが、午前中も申し上げましたように、非常に長い間うちは要望しておりますが、なかなか益城町においてはですね、惣領の交差点とかいろんなほかの場所も工事はしていただいておりますが、なかなか木山のほうには向いていただいておりますというのが現状でございますが、ただ、ここに来てですね、最近歩行者、特に児童のですね、事故が多いんですが、あの道路を歩行者が歩いたときにどれくらい危険かというのは、最近になって県のほうも再認識をされております。やはりどうしても歩道は要るのじゃないかと。歩道があっても事故が起きる時代なんで、そういうことで非常に盛り上がってはおります。

そこで、ただ事業化、それからいろんな段階を踏むのを待ってはいはですね、今回の分に関しましては、もう既に家が、今度店舗が建つという事実が分かったわけで、それをこのチャンスを逃してしまうと、やはり20年、30年は先ほどから申し上げておりますように現状のまま、店舗ができたままというようなことになるので、先行してこういう交渉を開発者の方とさせていただいたということになります。

で、今後工事はどうなるかということで、交差点を境に南側が町道ということで、本格的に交差点の改良をするということになりますと、交差点だけでも恐らく、推測なんですけど、かなりの、100メートル近い距離を4方向ですね、いじることにはなるかと思うんですが、県道に関しては県、町に関しては町ということで、その辺のお話は今おっしゃった用地も含めてですね、今後の県とのですね、協議の中で、どのように進めるかということになるかと思っております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 11番寺本英孝議員。

○11番（寺本英孝君） 課長の答弁では、今回の件は、もう建物が建つということで、用地等あたりは発生しないということですかね。何かそう私はとりました。ただ、今後工事費あたりもありますからですね、あるいは単県とするのか、あるいは補助事業とするのかですね。だけん、単県で県がするわけですから、県が単県でした場合の町の負担割合ですね。たしか私も記憶じゃなかばってんが、十四、五%じゃなかろうかと思ったんですよ。ですから、もちろん県がすれば、

私は案外、局部改良あたりで補助金をつけてですね、国の補助をつけてですね、やると思いますから、もし分かれば、そのあたりの検討、県が施工した場合、単独で、それと国も補助を出してした場合ですね、負担割合がですね、分かればお願いしたいと思いますけど、惣領の交差点改良もう終わっておりますからですね、本当に木山校区のこの交差点っていったら、木山校区の方はもちろん、益城町民のですね、役場にしても願いですから、いろんなことがありましょうけど前向きに一生懸命、できることをお願いして、私の質問とします。

○議長（稲田忠則君） ほかにございませんか。

5番榮正敏議員。

○5番（榮 正敏君） 5番榮です。新米議員で、最後まで待ってやっと発言できる機会を与えていただきました。よろしくお願いします。

議案38号、小学校空調問題に関して、ちょっと質問をさせていただきます。

まず、設計の問題ですけど、設計において、1社で委託されて設計をやったのか、それとも設計する以前に入札をしたのか。それとまた、いつからこの設計に着手したのかということを知りたいと思います。

それからもう一つ。設計が完了した時点で、内容の精査、これは誰がやったのか。そのした人は経験者であるのか。設計内容に過剰設計はなかったのか。先ほどから宮崎議員がおっしゃってましたが、無駄な金を使わないようにするために、そういう精査はちゃんとできているのか。学校の空調の設計というのは非常に難しゅうございます。私も経験者ですので。ただ四角い箱で思われがちですけど、非常に窓の採光面積が大きい、それと子どもたちの体温の、夏場だったら外で遊んで帰ってくる、大体に人間の体、36度前後で保つように体自体がなってます。それが三十何度という小さい温度ですけど、それが全体の表面積で考えて、38人とか40人、それをカロリー計算していくわけです。そういう負荷の計算というのは非常に難しいです。私も経験ありますけど、設計するとき業者にやっぱり、メーカーに尋ねるわけです。そうするとメーカーは、冷えんだったら失敗というて怒られるけん、どうしても能力の大きいと持ってくるわけですよ。全体で22度、そんなくらいまで落とせばいいのに、体感温度はもうちょっと下げんと感じらんですよとか、そういうこと言うてきます。だから、校舎一教室で15馬力の空調機でもいいのに、いやあ、20馬力で設計しとかんですか、後から何言われるか分らんですよと、そういうことがままあります。だけん、そういうことは、過剰設計はなかったのか。

それと3番、まだ、設計のあれをよく見ておりませんが、なぜ管と電気が一括で入札物件になっているのか。通常、何千万とか億単位になれば、市でも県でも国でも、機械設備工事は別途入札になります。課長さんたち分かってらっしゃると思いますけど、どうしてこれが一括で入札物件になっているのか。

さっきのお話で国の補助金が何千万と当初計画予算から間違っって入ってこんだったから、それを補正で組んだという話がありましたけど、ということは、100%町民の税金でこの工事をやるわけですかね。だったら少しでも小分けして、業者の税金が事業税なり町民税が町に入ってくるように考えはできなかつたんでしょうか。一学校という単位で考える、一校舎、1ブロック、A

ブロック、Bブロック、Cブロックと幾らでも方法はあります。金の計算はしにくくなるでしょうね、小さく分けるけん。ばってん、そういう方法はできなかったんでしょうか。

前々町長の川崎さんが、初めて益城町に下水道の建設じゃなくて、農業集落排水事業というのを持ってきたときに、私の部落の福原地区が一番最初でした。そのときの小分けした単位が500万、600万、700万で土木ばやったんです。もう、こんな150メートルとか200メートル単体で、ブロックをいっぱい分けて。で、町の業者さんでやりました。当初は、町の業者は、ああ、レベルの難しい勾配計算しきるかと。ただ石垣積んだコンクリートはできるばってんっていう話があったんですよ。だけど、業者は大手の下請けばしとるけん、ちょっとアドバイスとかあればできるわけですよ。そういうことを何で考えて企画の段階でいただけなかったんでしょうか。お答えをお願いします。

○議長（稲田忠則君） 杉浦都市計画課長。

○都市計画課長（杉浦信正君） 都市計画課長の杉浦です。5番榮議員の質問にお答えいたします。

まず設計につきましてですけれども、専門の設備のですね、設計の方、町内業者及び町と近隣するところの業者で入札を行っております。専門の設備の設計ですので、うちの担当のほうも設計が上がってからですね、一応点検、数量とかの点検、それと、うちのほうも設備に対して専門ではございませんけれども、設備の内容等を説明を聞きながら、中のほうの設計の精査は行っております。

あと、ほかの工事に対してのやつというふうなのはですね、入札関係になりますので、あとは総務課長のほうで。

○議長（稲田忠則君） 河内総務課審議員。

○総務課審議員（河内正明君） 総務審議員の河内でございます。5番榮議員の今回の小学校関係の空調工事の入札についての御質問にお答えをさせていただきます。

まず、広安小、広安西小学校については、非常に規模の大きな、金額的にもかなり高額な工事となります。よって、広安小、広安西小については、一般競争入札によって実施をするということです。この一般競争入札については、管工事で一本で、県内のやはり上位ランクに、恐らく上位20社ぐらいの経審の点数を保持するところの条件をつけさせていただいたところでの入札の実施ということで予定しております。

それから、益城中央小、飯野小、津森小については、指名競争入札での実施ということを予定をしております。で、益城中央小については、やはり金額的にはかなり高額になりますので、管工事のやはりこの上位の点数を有する業者さんを一本でいきたいということで考えております。ただし、飯野小、津森小の空調機の入札におきましては、金額的に比較的規模が小さくなりますので、これについてはぜひとも地元の業者さんを育成の意味でも入れていきたいということで、先ほどお話があったように、電気と管工事に分けたところですね、分けて発注をして、なるべく地元の方の業者さんがこの工事に参入できるようにですね、配慮をしていきたいということで発注の予定をしております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 5番榮正敏議員。

○5番（榮 正敏君） お答えいただきましたけど、1番の質問ですけど、設計の審査を設備に聞きながら精査したという御返答でしたけど、設備で、どこの設備ですかね。

ちょっとまとめてもう言っときます。それと、入札資格が900点以上となっておりますけど、先ほどちょっともう言われましたが、やっぱり信頼できる県工事、国の工事やる、10社ぐらいしかおらんと思います。その900点以上にした理由といいですかね。これを二つに電気に分ければもうちょっと下がったと思います、管と電気と。それはなぜできなかったのか。さっきと重複しますけど。

それともう一つ、管工事の工事費、空調機具の機具費、電気工事の工事費、この全体的なまとめた総工費、全部、益城町の工事の中のその割合って分かりますか。各小学校、小学校じゃなくて。ちなみに広安で一番大きい物件でもよかです。以上です。

○議長（稲田忠則君） 杉浦都市計画課長。

○都市計画課長（杉浦信正君） 5番榮議員の2回目の質問にお答えいたします。

設備の設計といいのですが、設計業者になります。建築とか設備関係とかですね、いろいろございまして、その設備設計業者さんということになります。

○議長（稲田忠則君） 河内総務課審議員。

○総務課審議員（河内正明君） 総務審議員の河内でございます。5番榮議員の2回目の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、経営審査点数が900点以上になった理由ということでのお尋ねですけども、これにつきましては、先ほどと重複するところございますけども、今回のこの広安小、広安西小の工事というのは、約1億円程度の高額な工事になります。よって、適切かつ確実な施工をしていただくということにおいて、県内でもトップクラスの工事成績、それから実績を有する会社を一般競争入札の条件にさせていただいたというところで、900点という目安を設けたところなんです。先ほど10社程度しかいないんじゃないかということでおっしゃいましたけども、大体点数だけでいきますと20社程度はあるかなというふうに思っております。ただ、その地域の要件としましてですね、人吉ですとか天草ですとか、そういった遠隔地の業者さんについてはですね、入札の要件から、条件から外しておりますので、若干それから数が減っていくかなというふうに考えております。

なぜ分離をしなかったのかというお尋ねですけども、これにつきましては、先ほど申し上げましたように、県内でもトップクラスの実績を有する会社を一応入札参加の条件にしておりますので、もちろん確実な施工ができるということが見込まれるということが第一点ございますけども、そのほかに同一の現場、例えばその広安小、広安西小、同じ現場に、やはり電気と管に分けた場合にはお互い2社入ってくるということに当然なるわけですけども、現場を監督していく中で、管理していく中においては、やはり同一の現場に2社入っていくということについては、やはり管理がしにくくなると。それぞれお互いの業者さんが、自分ところの会社の都合でやっぱり施工をやっていくというような状況が生まれてきますので、昨年、中学校の工事をやったわけですけども、その際にやはり分離してやっておりますけども、なかなか現場の対応ちゅうのが難しかった

たというようなことから、今回、広安小、広安西小、それから中央小については一本で発注をさせていただいたと。繰り返しになりますけども、飯野小、津森小についてはですね、これは地元業者の育成のためにですね、分離をして、なるべく地元の方が入札に参加できるように、分離をしたというところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 5番榮正敏議員。

○5番（榮 正敏君） 3回目の質問をさせていただきます。

さっきの答弁で、図面の精査、その見積書、設計書の精査を設計業者に聞きながら精査したと言われましたが、それだったら設計したものの言いなりじゃないですかね、はっきり言って。分からん人が、分かる人が言いよんのは、ああそうですか、ああそうですかしかならんわけです。それはもういいとして、今後気をつけていただきたいと思います、やり方を。

それから、管理の問題ですけど、管と電気は資格者は分かれていますよ。管の1級施工、電気の1級施工、建築の1級施工、土木の1級施工。だけん、一人が、管と電気まとまったけんって、それはでくつとですかね。私たちは通常大手の、大型物件のときは、一物件3,000万以上のときは、1級施工管理が一人常駐しないといけないということでやってきてます。だけん、両方あれば、電気もちゃんと常駐するわけです。一人でなかなかうまくいかないと、それはやり方が悪かったんじゃないですか。工程管理、品質管理いろいろあります。それができとらんだったんでしょう。私も何億の物件ばしてきています、今まで。私も1級持ってます、土木も管も。もうちょっと考えてほしいですね。

それから、3番目のあれですけど、資格を900点以上とするなら、先ほど言いました10社ぐらいしかいません、はっきり言って。だったら、その大手と町の業者とJVを組ませんですか、入札条件で。それか、町の業者同士でJV組んで、900点以上になるように。2社じゃなくて3社でもいいじゃないですか。町に税金がおるんだから。還元するから。工事がしにくい何の、管理がしにくいって、それは、課は何課だったかな、あの人。

（「私は総務です」と呼ぶ者あり）

総務。実際の管理は建設でしょう、工事着手すれば。

（「都市計画です」と呼ぶ者あり）

都市計画。じゃあ、まだ分からんですよね、建設でなかなら。

だから、小さい業者を集めて、町を活性化させる、させるというんであれば、町の業者を使わんと。よそからばっかり来て仕事してから、町はどうなるですか。

それともう一つ。ランニングコスト、これは年間幾らぐらいって見ておられますか。空調工事に関して。全体で町の予算をこれから組んでいくと思いますけど、電気代、メンテ、そこをひとつお答えいただきたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 田中学校教育課長。

○学校教育課長（田中秀一君） 学校教育課長田中です。5番榮議員の御質問にお答えします。

空調を設置した場合のランニングコスト、一応電気代のほうは、大体の計算をしておりますけれども、一応空調機を設置した場合の電気料等につきましては、益城町ではまだ実績がないので

不明ですけれども、甲佐町においてはもう学校に空調機をつけております。こちらのほうでの実績については、大体1台当たり年額1万6,000円程度の電気代がかかっているというふうに聞いておりますので、今回、小学校への空調設置が大体120台程度になりますので、この金額を掛けますと192万円、約200万円程度の電気代がかかるんじゃないかなろうかというふうに考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 河内総務課審議員。

○総務課審議員（河内正明君） 5番榮議員さんの3回目の質問にお答えをさせていただきます。

現場を管理する者の技術者の資格というようなことでのお尋ねがあったわけですが、今回の一般競争入札においては、当然現場を管理する配置予定技術者の資格についても要件を求めています。これにつきましては、今回の空調工事といいますが、先ほどからお話ありますように、機械にかかわる分、電気にかかわる分というのが、工事がありますけれども、機械工事にかかわる部分というのが大きなウエートを占めてきます。ですから、資格者の要件としましては、管工事に関して主任技術者及び管理技術者の資格を有する者ということでの条件をつけさせていただいて、入札の要件ということで考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですから、これで議案第38号「平成27年度益城町一般会計補正予算（第1号）」から議案第43号「益城町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までの6議案に対する質疑を終わります。

なお、詳細につきましては、各常任委員会において十分審査をしていただきたいと思います。

議案第38号「平成27年度益城町一般会計補正予算（第1号）」から議案第43号「益城町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までの6議案につきましては、皆さんのお手元に配付しております常任委員会付託区分表のとおり、各常任委員会に付託いたします。これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） よって、議案第38号「平成27年度益城町一般会計補正予算（第1号）」から議案第43号「益城町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までの6議案につきましては、お手元に配付の付託区分表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託します。

以上をもちまして本日の日程を全部終了しました。

これにて散会いたします。

散会 午後2時19分

平成27年6月第2回益城町議会定例会会議録

1. 平成27年6月9日午前10時00分招集
2. 平成27年6月10日午前10時00分開議
3. 平成27年6月10日午後4時55分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町議会議事堂
6. 議事日程

日程第1 一般質問

- 9番 宮崎金次議員
- 8番 野田祐士議員
- 15番 竹上公也議員
- 7番 吉村建文議員
- 11番 寺本英孝議員
- 14番 中村健二議員

7. 出席議員（18名）

- | | | |
|-----------|-----------|------------|
| 1番 上村幸輝君 | 2番 下田利久雄君 | 3番 富田徳弘君 |
| 4番 松本昭一君 | 5番 柴正敏君 | 6番 中川公則君 |
| 7番 吉村建文君 | 8番 野田祐士君 | 9番 宮崎金次君 |
| 10番 坂本貢君 | 11番 寺本英孝君 | 12番 坂田みはる君 |
| 13番 石田秀敏君 | 14番 中村健二君 | 15番 竹上公也君 |
| 16番 渡辺誠男君 | 17番 荒牧昭博君 | 18番 稲田忠則君 |

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 吉崎博美

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	教育長	森永好誠君
会計管理者	福島幸二君	総務課長	森田茂君
総務課審議員	河内正明君	秘書広報課長	堀部博之君
企画財政課長	藤岡卓雄君	企画財政課審議員	中桐智昭君
税務課長	緒方潔君	住民生活課長	森部博美君
子ども課長	花田博文君	健康づくり推進課長	安田弘人君

健康づくり推進課審議員	西口博文君	いきいき長寿課長	後藤奈保子君
福祉課長	坂本祐二君	農政課長	森本光博君
建設課長	坂本忠一君	都市計画課長	杉浦信正君
下水道課長	富田正秀君	学校教育課長	田中秀一君
生涯学習課長	高森修自君	水道課長	西村秀幸君

開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問となっております。

なお、本定例会の一般質問通告者は6名でございます。

質問の順番を申し上げておきます。

1番目に宮崎金次議員、2番目に野田祐士議員、3番目に竹上公也議員、4番目に吉村建文議員、5番目に寺本英孝議員、6番目に中村健二議員、以上の順番で進めてまいりたいと思います。

日程第1 一般質問

○議長（稲田忠則君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

最初に、宮崎金次議員の質問を許します。

9番宮崎金次議員。

○9番（宮崎金次君） おはようございます。9番宮崎でございます。

今回も一般質問の機会を与您にいただき、本当にありがとうございます。

また、本日も傍聴席に私の保護者を含め、多数の方が来ていただきまして本当にありがたいと思います。

さきの3月議会では、我が町の地震防災対策について、それから、都市計画道路の広崎・木山線について、それから、我が町の政争の打破について、この3点について質問させていただきましたが、今回も少し欲張って3点ほど質問させていただきます。

今回の質問は、まず、1番目に、広報「ましき」について。

2番目に、投票率の低下について。

3番目に、広安町民第2グラウンドの検討状況について。

以上の3点について質問させていただきます。

では、質問席のほうに移動します。

本日も、爽やかに元気よく質問したいと思います。

では、早速、1番目の質問であります広報「ましき」についてから、質問させていただきたいと思います。

皆さんも御承知のように、この広報「ましき」、これですけれども、これは4月号です、広報「ましき」は、毎月初旬には町内全世帯まで配布され、私自身も生活に身近な情報が得られ、と

てもありがたく思ってる一人でもあります。特に、暮らしの情報やカレンダー、休日当番医等の情報はとてもありがたく、大いに活用させてもらっております。私の周りの人も、この広報「ましき」からいろいろな情報を得て、生活に活用されておられるような話をたびたび耳にしますし、その点では広報「ましき」の担当者から心からお礼を言いたいところでもあります。

先般も、ある住民の方から、町の行政放送が聞き取れにくいとお話があったのですが、町の行政放送が聞き取れにくいのか、または聞き逃したときは、広報「ましき」の、多分皆さん御承知だと思いますけども、この「安全と安心」というページのところに電話番号が書いてございまして、そこに電話をかければ行政放送で当日流したのは繰り返し聞くことができます。そういうことで、住民からの問い合わせに対して、その自動応答電話番号をお知らせしたところ、その後はですね、そういう問い合わせが全くなくなったことがございます。

ですから、私も、友人からあの話を聞くまでは、作成に携わっている人たちに敬意と感謝の念を持っておりました。その友人からの話と申しますのは、4月の初めころだったと思うのですが、平成27年度4月号の広報「ましき」を読んだ友人が、私に「益城町はおもしろいところだね。この広報「ましき」4月号の予算の説明は、前年度の骨格予算と比較をされていて、町民にわざと分からないように何か煙幕でも張っているようで、でも、町長の公約だけはしっかり説明してあり、これではまるでどこかの政党や政治家個人がつくるチラシとおんなじではないのかい。町民の税金でよくこんなものがつくれるよね。それでも、統一地方選挙前に、益城町は本当に変わってるね」と言われ、私は、そのときは「別段おかしくないんじゃないの。どこの町でもこの程度は描いてるよ」と答えたのですが、どうも気になっていろいろ調べてみた結果、今後のこともあって、今回取り上げさせてもらうことにしました。

皆さんの席上に配付されたこのA3のコピー用紙、これが今問題になっております広報「ましき」4月号の4ページと5ページをコピーしたもので、この資料に基づいて具体的に質問させていただきたいと思います。

まず、資料を見て、特別に問題と感じられない人が多いかもしれませんが、数字や説明は、さきの3月議会で承認された平成27年度の予算そのものです。では、なぜこれを問題にするかありますが、まず一つ目は、この説明の内容がどこかの政党や個人のチラシであれば特段取り上げる必要はないと思いますが、これが町民の税金でつくられた町の広報紙において取り扱われたことで、公共の内容になっているかという点であります。

さらにもう一つは、予算等の町民への説明は、地方自治法により予算等の決定に基づき、地方自治法219条の2、予算公開の原則及び地方自治法243条の3の1に、年2回以上歳入と歳出の執行状況を住民に公表すべきと規定されております。多分この法律に基づき、我が町でも予算の確定に伴い、この広報「ましき」や、それからもう一つ、町から発行されております益城町予算説明書等のパンフレットにより、法律の趣旨に基づき町民に知らせておられるものと思います。つまり、予算の説明は、ただ広報紙の一般の情報とは根本的に異なるものであると、私は思います。

さらに、もう少し分かりやすく言えば、町民の税金でつくられた広報「ましき」4月号の平成27年度予算の説明が、政治的に偏らず、町民の分かりやすく、しかも、町民へのプラスとマイナ

スの情報を知らせるような内容になっているかという観点で、私の質問は行いたいと思います。

では、第1回目の質問ですが、既に通報してありますとおり、第1番目に広報「ましき」発刊の目的及び作成の責任者について伺います。

第2番目に、広報「ましき」4月号の4ページと5ページに記述されている平成27年度予算について、一つは、27年度予算の説明において前年度の骨格予算と比較して説明されておられますが、これは意味があるのか。つまり、骨格予算は、町長選挙が控えておりましたので、その政策的経費、これを通常の予算から削除したもので、通常、益城町の予算は100億ぐらいなんです、骨格予算の場合が90億ぐらいで大体編成されております。その90億と比較して何か特色が出るのかと、こういう話であります。

さらに、町長の公約が反映された予算と強調、少し偏ってはいないか。もし町長の公約を言うのであれば、公約実現のための財源も説明すべきではないか。

以上3点について、第1回目の質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） おはようございます。平成27年第2回益城町議会定例会も2日目を迎えております。本日は一般質問ということで、6名の議員の皆様のご質問をいただいております。一生懸命答弁させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、傍聴席におかれましては、早朝からわざわざお越しいただきまして本当にありがとうございます。心から感謝を申し上げます。

それでは、9番宮崎議員の広報「ましき」についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、広報「ましき」発刊の目的及びその作成責任者についてということで御質問がっております。

広報「ましき」につきましては、行政の各種情報や地域におけるさまざまな出来事などの情報を提供する目的で、毎月1回、月初めに発行し、行政区嘱託員を通して町内全戸に配布しているところです。なお、発行者は益城町となっておりますので、作成責任者は町の最高責任者であります町長となっております。

少し前までの広報紙における情報は、行政の決定事項や事実のみを伝える内容が比較的多く、行政の視点からの一方的なお知らせの傾向が強かったことは否定できません。しかしながら、昨今の社会情勢の変化に伴い、地方分権が進められ、地方自治体では独自性を生かした住民主体のまちづくりが求められるようになった現在では、町民の皆さんと行政とが対等の立場に立ち、互いに理解と信頼を深めながらそれぞれの責任と役割を自覚し、協力し合う協働によるまちづくりを進めていく上で、広報紙の役割もまた変化をしていかなければならないと感じているところです。

そうした実情を踏まえ、的確で分かりやすい行政情報の発信を基本に据えながらも、行政からの単なるお知らせ的な一方通行ではなく、コミュニケーション活動の一環として町民の皆様が行政とのつながりを感じ、まちづくりに参画していただけるような親しみのある紙面づくりを心がけているところです。

また、現在では、パソコンやスマートフォン、携帯電話の普及など、情報発信媒体の多様化とともに情報量もあふれている状況であります。こうした急速な高度情報化社会の進行のほか、町民の皆様方の活字離れなど、広報紙を読む側にも変化が見られるようになってきていると推測するところです。

広報紙は月刊誌であるため、情報伝達の即時性では限界があり、電子媒体に劣りますが、全戸配布により子どもから高齢者まで世代や性別を問わず、幅広く、確実に情報を提供できるという点において、町民の皆さん方への浸透性が非常に高く、また、印刷媒体として何度でも読み返せる、長く保存できるという点において、町民の皆さんと行政をつなぐ最も基本的な情報媒体であると言えます。

今後も、広報紙は単なるお知らせではなく、町民の皆様とのパートナーシップに基づくまちづくりを実現していくためのコミュニケーション活動の一環として重要な役割を担っていくものであると考えております。

また、次の質問ですが、広報「ましき」4月号の4ページと5ページに記述されている平成27年度予算の説明において、前年度の骨格予算と比較されているが、これは意味があるのかという質問でございますが、広報「ましき」4月号に掲載している平成27年度予算につきましては、例年、3月定例町議会で承認された当初予算書の内容を町民の皆さん方に周知するために、町の広報紙でその内容を掲載しているものでございます。

議員御指摘の骨格予算と比較しているがこれは意味があるのかという点でございますが、これは、あくまでも予算書の内容を掲載しているものでありまして、予算書の項目の中で前年度予算額を記載しておりますが、それは、平成26年度の当初予算である骨格予算で編成した予算額となっているために、骨格予算と比較したものでございます。26年度予算の6月補正後と比較する方法もあろうかとは思いますが、あくまでも予算書の内容を周知するために掲載していますのでこのような形になっております。

それと、2問目の町長の選挙公約が反映された予算と強調、少し偏ってはいないか、公約実現のための財源も説明すべきではという御質問ですが、4月号広報紙の4ページの記載で皆様方のお手元に配っておられますが、西村町長になって初めての当初予算の編成となっており、選挙公約に掲げた事業について予算計上されていますとの部分、また、5ページでは、町長の選挙公約を予算計上したものは云々と、個別の事業を掲載している部分についての御指摘だと思います。

これは、3月定例町議会の施政方針において、今回、町長として初めての予算編成となりましたが、選挙期間中に住民の皆様にお約束したように、町民の皆さんが元気に笑い合えるまちづくりを目指し、お示したマニフェストを具体的に実行できるよう予算編成を行っています。マニフェストに沿った主要施策につきまして所信を述べさせていただきますと、施政方針を述べています。このようなことから、先ほどのような記事として掲載させていただきました。

また、財源につきましては、何か新たな収入があるというわけでもございませんので、限られた財源の中で優先順位を定めながら、できるものから実施していくとの考えでございます。このようなことから、財源の説明については掲載しておりません。

○議長（稲田忠則君） 9番宮崎金次議員。

○9番（宮崎金次君） ただいま町長から答弁がありました。全体的に歯切れが悪いんですが、第1番目の質問であります広報「ましき」発刊の目的及び作成責任者、それから、作成に当たっての留意事項的なやつ含めましてですね、この1番目の質問についてはよく分かりました。

ただ、2番目と3番目はですね、これはちょっと今、町長の答弁では、私のほうはととてもとても納得できませんが、続いて進めさせていただきます。

町長の答弁から広報「ましき」発刊の目的及び作成責任者についてはおおむね理解できました。平成27年度予算の説明で、前年度の骨格予算と比較していることについては、私は、全く意味がない。それから、平成26年度の予算説明書、これですね、これにはもう既に、ここの最初のページですけども、当初予算が骨格予算のため、6月補正予算後の金額ということで、前年度の25年度と比較をされてます。既にそういう手法をとってるんですよ。それでないと、1年間の予算というのが分からないと。で、先ほど言いましたように、大体益城町の予算が100億ぐらいなんですけど、それが90億の骨格予算とですね、新しい予算106億前後の予算と比較をしたとき、ですから、ここの中の表がですね、増えてるのが40%増えたり、15%増えたり、ここを見たら町民は非常に混乱するわけですよ。だから、そういう数字をあえて何で出すんだらうと。それだったら前年度と比較しないで今年度の予算の数字だけ出せば、そのほうがもっと分かりやすいと、こういう感じがします。

例年、大体ですね、前年度と比較をして、特に今年度はどういうところに特色があるかということで比較をされるんですが、比較をされる対象がですね、骨格予算と比較したならば、これはもう全く煙幕を張ってるという以外は何物でもない、私は思います。なぜこのような考えがあるのに、単純にですね、骨格予算と比較をして当年度の予算の特色を分かりにくくされたのか、本当に理解に苦しみますし、むしろ別の意図さえ感じざるを得なくなってしまう。

次に、町長の公約が反映された予算であるとの説明されているのは、私も至極、ここで説明されても問題はないかなと思うんですが、ただ、町民の人たちが一番心配し、関心があるのは、公約を行うための財源的な裏づけであり、そこをきちんと説明しなければ片手落ちになってしまいます。そして、住民の関心に応えていないことになってしまいます。例えば今年度は新たにこの事業をするので、これまでのこの事業とこの事業は見直して経費を少し節約をし、県からの補助金を充てて、さらに足りない分は銀行からの借金で賄います、こういう説明がですね、当然なされなければ、住民は非常に心配でしょうがありません。益城町は非常に裕福だと、こういうちょっと間違った誤解をですね、住民に与えてしまうことになると思います。

そこで、再度質問しますが、私は広報「ましき」4月号の平成27年度予算の説明は、政治的に偏らず、町民に分かりやすく、しかも町民へプラスとマイナスの必要な情報を正しく知らせるような内容になっていないと思います。ですから、このような観点から、今後、改善が必要だと思いますが、町長の考えを再度伺います。繰り返しますと、今回の広報「ましき」4月号の平成27年度予算の説明において、内容の分かりやすさ、政治的な中立性、さらに、町民にプラスとマイナスの情報の両面を、町民が知りたい情報が提供されていないという点で、今後、改善が必要だ

と思いますが、町長の考えを伺うことを2回目の質問とします。よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 宮崎議員2回目の御質問にお答えします。

まず、途中で町が発行した今年、予算説明書ですね、この27年度も予定しているんですが、これは6月補正後と比較してあります。それはどうしてできないかと。この4月の広報紙、予算説明書の説明として掲載した状況についてはさきに答弁したとおりでございますが、今、議員から御指摘の予算説明書は、実施する事業の具体的な内容を分かりやすく町民の皆さん方にお知らせする目的がございます。この掲載内容についても、各担当課でそれぞれの事業内容をより分かりやすく説明するために、表現内容の検討や使用する写真検討など、編集に要する期間も広報「ましき」とは異なります。このようなことから、議員が御指摘されたような状況になっているものでございます。

また、内容についてということですが、これはあくまで当初予算との比較ということで掲載しております。先ほどお話がありましたように、今、町の広報紙担当課、これは議会の広報委員さん、よく分かってらっしゃると思いますが、非常にある意味特殊な仕事です。非常に締め切りとか一生懸命頑張ってやっております。その広報担当のほうでしっかり中身を考えてやっておりますので。ただ、こちらのほうで中身についてはきちっと皆さん方に、全戸配布です、で、載せておりますので、そういったことで御了承いただきたいと思っております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 9番宮崎金次議員。

○9番（宮崎金次君） 相も変わらず私の質問から外れた答弁で、非常に耳にし、少し寂しくなってしまうんですけども、あえて言わせてもらいますが、町長が職員をかばう気持ち、これはよく理解できます。が、部下をかばうことと間違いを正しい方向に持っていくこと、これは全く別問題だと私は思います。そうでないと、組織が組織として機能しなくなります。これは、私の経験から自信を持ってそう言い切れません。繰り返し申し上げますが、町民の税金でつくられている広報「ましき」等の編さんに当たっては、なお一層時宜に適して、政治的中立で、町民に分かりやすい内容で、できれば町民に喜ばせる内容だけでなく、その反対の記事も含めて町民に情報を提供していただければありがたいと、こういうふうに思います。

ところで、私はこれまで町の財政運営、特にツケを子どもたちに残さないということについて、執行部にしつこいくらい言い続けておりますが、そこで、町長には大変失礼だとは思いますが、3回目の質問をさせていただきます。

今年の予算では、町の借金返済額、つまり公債費は、元金の返済が7億円、利息の返済が1億円で合計8億円返済することになっております。が、一方、今年度の新たな借金は9億円となっております。

そこで伺いますが、来年度の借金返済額が今年と同じ、例えば8億円とした場合、町の借金をこれ以上増やさないというためには、来年度の借金を幾ら抑えることができるのか。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員、通告のですね、内容と、この今、質問されてますのは違いますので、質問の内容だけ申し上げます。

○9番（宮崎金次君） はい。質問していいんですか。とめるんですか。

○議長（稲田忠則君） ですからですね、今言われているのはですね、通告にですね、ないような内容を今、言っておられますので、この通告にですね、準じた質問をお願いいたします。

○9番（宮崎金次君） 分かりました。では、この質問を取りやめて、内容を変えます。

今、町長から御返事がありましたようにですね、この今年がよく分かる予算書、これについてはですね、時間をかけるから内容が充実してると、こういうお答えでございました。で、これは、26年度のやつについてはですね、もう既に発刊されてるんですよ。そして、今年の4月号に、これに間に合わせるために、これを作成するのが多分、予算が通過をしてからですから3月ですよ、3月。この3月につくるときは、これは既にできている。どこの課がつくられたか知りません。多分企画財政課がおやりになったんです。ですから、これをそのままですね、こちらのほうに活用して比較をされれば、私はそんなに難しい話じゃないと思うんです。そうしたほうが町民には非常に分かりやすい。骨格予算と比較してもですね、先ほど言いましたように、40%も今年度は上がったとか、15%も上がったとか、これだったら町民はこれを読んでも本当によく分かりません。これだったら、この資料から見ると101億円になってます、合計が。ですから、本年度はどこらあたりに力を入れられたか、どの部分が力を入れられたかというのは明確になります。ですから、そのところをですね、今後、ぜひ改善をしていただきたい、こういうふうに思いますが、町長、いかがでしょうか。これを3問目に修正して質問とします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 宮崎議員、3問目の質問にお答えをします。

まず、広報紙ですね、基本的に私自身は、政治的中立できちっとした対応をやっていくということで考えております。皆さん方御存じのように、なるだけ町長の写真な載するなど、今、広報担当のほうには話をしてるところです。で、町長の写真はかなり減ってるんじゃないかと思いません。

それと、マニフェストの公表についてですね、これは別にですね、公表はホームページ、広報あたりでまたやっておりますので、そこあたりも踏まえてマニフェストについては、この公表というのが今まで恐らく町ではなかったと思います。歴代町長さんの中でですね。これを公表して進捗率も上げていきたいと思っておりますので、そういったところは皆さん方にお示ししていきたいと思っております。ただ、表現の仕方につきましてはですね、また、いろいろチェックしてですね、広報担当あたりとも話しして、指導をしていきたいと思っております。

ただ、広報紙につきましても、つくり方ですね、全て今、担当任せでやっておるところもありますので、広報紙がもっと充実したものになるためには、企画ものとかですね、出向いてのインタビューしたりとか、そういったのも必要なということで思っておりますので、これは私たち、町長も含めてなんです、全ての職員が意識を変えて、全員が広報担当という形で持っていくような体制をとっていかなければならないと考えております。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 9番宮崎金次議員。

○9番（宮崎金次君） 町長の答弁、ありがとうございました。

ただ、私の問いには余りお答えになってなかったんですね、ぜひ町民に分かりやすい、町民が必要とする情報をなるべく広報紙の中に入れてですね、やっていただければと、こういうふう
に最後をお願いします。

では、2番目の質問、投票率の低下の問題に入らせていただきます。

皆さんも御承知のように、近年の国政選挙をはじめとする区市町村レベルの選挙においても、
選挙のたびに投票率が低下し、国民が選挙に関心を持たなくなったなどという言葉をよく耳に
します。確かに、投票に行かないというのも政治参加の一つだと言う人もおられますが、私は、投
票に行って自分の意思をあらわすことはとても必要なことだと思います。

我が町の選挙管理委員会から公表された最近の県、町レベルの選挙結果から見ると、県議員
選挙では平成19年が68.55%で、平成27年には56.7%となっており、町長選挙では、平成18年
には77.26%、これが平成22年には73.18%、平成26年には70.4%、つまり3%ずつ落ちて
おります。となっており、さらに、町会議員選挙では、平成18年が75.19%、平成22年が72.43%、平成27年
は68.50%と、どの選挙を見ても投票率が明確に低下しております。さらに、選挙管理委員会
から公表された投票所ごとの投票率では、比較的人口密度の高い木山・広安地区に比べ、飯野・福
田・津森地区の投票率は高いことが分かります。また、投票率が低い投票所は、大体いずれの選
挙においても同じ傾向を示しております。

そこで、なぜ投票に行かない人が増えてしまうのかについて、その原因が候補者にあるのか、
投票する人にあるのか、または選挙のやり方にあるのか等をできるだけ明らかにして、今後、
我々関係者がとれる改善策を考えて、改善可能なものから改善していく必要があるのではない
かとの思いから、今回、質問に取り上げさせてもらいました。

ところで、私の住んでいる安永3町内は、益城町町内全投票所の中で、常に投票率の低さでは
下から1から2番目を争うところでありまして、私もこれを何とかなくそうとするために、この
4年間、個人的に新聞を発行したり、議員報告会をしたり、町の状況をこまめに皆さんにお伝
える努力はしてきたつもりでした。さらに、今回の選挙では、同じ町内から俗に言われる刺客
といわれる人が立候補されたりしたので、当然投票率は前回より上がるものと思っていたので
すが、反対に前回より下がってしまいました。私自身の努力が非常に足りなかったと深く反省は
しております。特に、我が町内のある地区では、三、四十代の人たちが多く、その多くの人
は近年引っ越してきた人たちで、地元との結びつきも薄く、政治にはほとんど関心を示さ
ないようにも感じます。同じようなケースはほかの地区にもあると思いますが、このよう
な人たちに、どのようにして政治に関心を持ってもらうようにするか、今後、大いに検
討することが必要であると思います。そのほか、投票所が遠いとか、投票所に駐車場
がないとか、投票所の前の坂が上れないとか、いろいろな理由はあると思いますが、
やはり町の身近な行政にいかに関心を持ってもらうかが一番大切なことだと私は
思います。

そこで、我が町の行政の長である西村町長にお尋ねするわけですが、最近の投票率
の低下傾向についてどう感じておられるのかについてお伺いしたいと思います。町長
の率直な意見をお聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番宮崎議員の2問目の質問にお答えします。

投票率の低下ということで、最近の投票率の低下傾向についてどう考えているのかということでお答えしたいと思います。

議員の御質問にもあるとおり、今回の統一地方選挙における投票率の低下は全国的なものとなっており、さらに、無投票の自治体も多数あったと伺っております。本町におきましても投票率の低下は例外ではなく、熊本県議会議員一般選挙、益城町町議会議員一般選挙とも、前回の過去最低の投票率をさらに下回る結果となりました。

選挙は、町民の皆さんが政治に参加する最も重要な機会であり、投票率の低下傾向につきましては、大変残念に感じております。町民の皆さんが地域の身近な問題に関心を持っていただき、政治に参加することで町民の意思が町政に正しく反映され、よりよいまちづくりにつながります。日ごろから町の施策や議会の情報等を積極的に発信して、意見交換などを行うなど、町政に関心を持っていただくことが重要となるのではないかと考えております。

○議長（稲田忠則君） 9番宮崎金次議員。

○9番（宮崎金次君） 町長の答弁、ありがとうございました。

何か分かったようであまり分からないような具体的なあれがなかったんですが、確かにですね、今、国会で、選挙権、これを18歳に引き下げるという案が検討されて、間もなく通過をするというふうに見積もられています。そうしますと、来年度以降の国政選挙から始まってですね、全て18歳から選挙権が行使をされることとなります。そうしますと、今でも投票率が低いのに、これをいかにしてですね、町としても取り組むかというのは大きな課題になろうかと思っております。ですから、今後はですね、これもよく頭の片隅に入れて、どうやって、選挙するしないは個人の自由ではありますが、やはり住民参加の行政というのは、やっぱり一番大事なことだろうと思っておりますので、我々も含めてですね、皆さんとともにそれに組みんでいかなければと、こういうふうにも思いますので、どうぞよろしくお願いします。

ちょっと時間が押しておりますので、次に進めさせていただきます。

では、3番目の質問のほうに入らせていただきます。

この件は、昨年6月議会でも取り上げましたが、新しい議員の人たちにも分かるように、まず説明します、経緯から。

従来、広安町民グラウンドとして使用されていた旧広安小学校グラウンド跡地に、町の保健福祉センターが建設されることになり、これにより、これまでの広安町民グラウンドのかわりとして、広崎の山本山跡地に広安町民第1グラウンドを、惣領の花へんろの西側の畑を借り上げて広安町民第2グラウンドとして使用してきたわけなんです。昨年8月、急遽、広安町民第2グラウンドの地権者の都合で用地が返還されることとなり、これまで使用していた惣領・馬水・安永の人たちから、本当に困って、新たな広安町民第2グラウンドをつくっていただきたいという要望がされてきました。さきの議会では、新たなグラウンドは今後検討するが、当面木山の益城町民グラウンドを無料で使用してもらおうこととするという回答を得て、今、そのようにさせてもら

っておりますけれども、惣領・馬水・安永の人たちは新たなグラウンドを望んでおり、あれからちょうどもう1年たちましたので、今、町で検討されている状況等を教育長にお伺いするものがあります。

なお、新たなグラウンドの建設がいつごろまでに決定され、さらに、いつごろから使用可能になるのかについても、具体的な回答ができれば回答をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 森永教育長。

○教育長（森永好誠君） 教育長の森永でございます。宮崎議員の3番目のご質問にお答えをいたします。

この質問に対しましては、昨年の6月議会で宮崎議員の同様の御質問をいただいております。新たなグラウンドにつきましては、今後、場所、面積等を含め、関係団体や町財政当局等と連携し、検討してまいりたいと考えておりますと、そのときは答弁をいたしました。平成26年の6月議会終了後に、関係各課と広安町民第2グラウンドの検討を行いました。その結果、やはり借地の場合はリスクが大きいので除外しまして、土地を購入した場合のみの検討を行ったところでございます。

一つの事業としまして補助事業がございますが、社会資本整備総合交付金の都市公園等事業がございます。その事業の面積要件が非常に大きくございまして、2ヘクタール以上で、そして、総事業費の要件が2億5,000万円以上となっております。第2グラウンドの整備としては予算が莫大となるために、補助事業は難しいということその場では考えました。

また、町単独事業とした場合でも多額の費用を伴うため、十分な検討が必要でありますので、まず、利用団体の方にグラウンド整備の要望書を提出していただくことから始めようということになったところでございます。その後ですね、利用団体の代表者の方に説明を行いまして、要望書の提出をお願いしたところでございます。実は、一昨日、要望書の提出があったようでございますので、それも参考にしながら検討会を開催して考えていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 9番宮崎金次議員。

○9番（宮崎金次君） 教育長の答弁、ありがとうございました。

具体的に今の答弁の中では、昨年の6月の議会でそういう質問後、検討委員会を開いて、補助事業では難しいと。ただ、進めるために各安永・馬水・惣領等から要望書が上がってこなきゃいかんと、こういう話ですかね。そして、一昨日、安永から要望書が上がってきたと。だから、これから手をつけると。具体的にはそういう話ですかね。もう少し検討が進んでたかなと思ったんですが、今、そういう状況というのだけは承知をしました。

我々が住んでる安永・馬水・惣領の人たちの状況なんですけど、やっぱり口の悪い人はですね、惣領に代替のグラウンドをつくってもらえるから旧広安小学校の跡地に保健福祉センターの建設、これに賛成したんだけど、このようにですね、半分だまされたような形になるのであれば、保健福祉センターなど取り崩してもとのグラウンドにしてほしいと、こういう過激なですね、意見も

あるんです。利用する人にとってみればですね、それだけとってみれば、そういうことも出てくるんでしょうけども、保健福祉センターを取り崩すなんちゅうことはできませんけども、やはり惣領・馬水・安永の人たちは、自分たちが自由に使えるグラウンドの建設を、これを熱望してるわけです。そういう方向でですね、町のほうの検討状況をやっぱり小まめにその各区長さんたちのほうに連絡していただければですね、進めるところはどんどん進んでいくんじゃないかと、こういうふうに思います。もし要望事項が出なければ何とも手が打てないと言うんであればですね、そういうふうに早く言っていただければそういうふうにやりますし、この住民の人のその熱望というか、希望はかなり強いものがありますので、どうぞよろしくお願いします。

で、2回目の質問なんですが、町のほうでも住民の使い勝手のよいグラウンドの検討、これをなされておるとは思うんですが、今、熊本県は、阿蘇くまもと空港に接続をして地域防災拠点構想のもとに南海・東南海沖地震に備えようとしてます。つまり、四国沖の大きな地震が発生したとき、太平洋側の宮崎、大分に大きな被害が出ると。それに、救援に行うためには、物資の輸送等は熊本空港付近が一番便利がいいんじゃないかと、こういう構想のもとに、これも国が認めてですね、今、熊本県はその方向で進んでおります。特に、物資の集積はグランメッセが予定され、ヘリ等による空輸は熊本空港が、さらに、自衛隊等の応援部隊の人たちは県民運動公園を予定されているようです。

我が町としても、グランメッセと空港を結ぶ地域再生道路沿線に県が想定する大規模災害の際の防災拠点の一部として機能できる広域多目的広場、これはグラウンドも含むんですが、の建設について県と調整して進めることができれば、町にとっても地域にとっても価値があると、こういうふうに思います。県に働きかけて地域再生道路の惣領から安永付近に防災拠点を含んだ多目的広場の建設について考えてみる価値があると思います。いかがでしょうか。2回目の質問とさせていただきます。本人のコメントでも結構ですからよろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 森永教育長。

○教育長（森永好誠君） 2回目の御質問にお答えしますが、今、町長の答弁も予定されておるようでございます。やはりいわゆる教育委員会管轄の部分と、やはり町長部局の部分为重なりますので、私としては精いっぱい第2グラウンドの代替地として努力してまいりたいと思っておりますが、そういうのをあわせ持ったときに、その第2グラウンドとしての機能が失われないかなというような不安もちょっとございますので、その辺は十分検討しながら、私のほうでは進めてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 9番宮崎金次議員。

○9番（宮崎金次君） では、この問題の3回目になります。

教育長の答弁、ありがとうございました。

私が言ってるのは、まだどうなるか、進むかどうか分かりません。ただ、町としてもですね、なるべく金をかけないで住民の要望にこたえる、そして、将来の県の施策にも合致する、こういうやつを追求していかないと、今後はですね、よく、いつも町長が言っておられるように、ただ待ち受けの姿勢だけではですね、いろんな国からの施策、金、これはおりにこない。どんどん

アイデアを出して、それを県のほうにぶつけて、そして、自分たちの生活、行政をよくしていく。こういう姿勢がないと、なかなかこれから今までどおりにはいかないよと、こういうふうに町長が日ごろから言っておられますので、そういう観点でですね、つまり県の防災拠点に接続するような、で、防災的な広場、あわせて公園、そして、グラウンド、この広域的なやつをですね、整備ができれば、町の思いにもかなうんじゃないかと、こういうふうに思いますので、ぜひそういうのを検討していただきたいと思います。

最後に、町長、何かコメントがございましたらどうぞよろしくをお願いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 宮崎議員の3回目の質問にお答えをします。

先ほど、防災公園という話がありました。より効率的にとということで。ただ、この防災公園、非常に要件があたりがどうもあるみたいですね、2ヘクタール以上、そして、例えば備蓄倉庫を備えた管理倉庫とか、太陽光による発電をつけなさいとか。で、2ヘクタールあたりで果たしてグラウンド機能が確保できるかあたりもちょっと調べんといかんかなということで思っております。

ただ、これも財源も一つ、問題かな。どの程度補助が来るのか、そこあたりもしっかり確認することが必要でもありますし、この地域防災計画のほうにも組み込まないといけないというような条件がありますので、そこあたりも含めて研究をしたいと思いますので。

それと、グランメッセ線あたりがやっぱり市街化調整区域というのが制限がかかっております。ただ、防災公園あたりになってくると、そこあたりも県も一緒にやってもらえるということになりますので、幾分進めることができるのかなとも思いますので、そこあたりも研究をしてみたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

○9番（宮崎金次君） 以上で終わります。

○議長（稲田忠則君） 宮崎金次議員の質問が終わりました。ここで暫時休憩いたします。11時5分から再開します。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時05分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、野田祐士議員の質問を許します。

8番野田祐士議員。

○8番（野田祐士君） おはようございます。8番野田でございます。

今回も一般質問の機会を与えていただき、感謝申し上げます。また、傍聴席には町民の皆様方、議会に関心を持っていただき、足を運んでいただきましたこととお礼申し上げます。

それでは、さきに通告いたしておりました3点について質問をさせていただきます。

1点目が、計画的な土地利用の促進について。

2点目が、阿蘇くまもと空港の活用について。

3点目が、空き家対策についてでございます。

それでは、質問席に移らせていただきます。

それでは、まず、第1点目の計画的な土地利用の促進について質問をさせていただきます。

質問1についてはですね、2年前に、平成25年3月議会ですかね、ほとんど同様の質問をしておりますので、答えについてできればお尋ねしてですね、その進捗状況等を確認させていただきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

まず、第1でございます。インターチェンジ周辺の土地区画整理事業の現在の状況及び計画との整合性、また、今後の進展についてでございます。

2点目、もう平成27年3月には地域再生道路が全線開通ということに計画はなっておりました。と思うんですけども、地域再生道路沿線の状況についての各種規制の状況、状態はどうか。また、地域再生道路をつくった上でインフラの整備状況、また、計画はどうか。

次に、面的整備状況の計画はどうか。できれば、これは第5次益城町総合計画がございます。総合計画については、執行部は、あくまでも計画であり、構想的に近いものもあるということでございますけれども、実施計画等も今出されているようでありますので、その実施計画に基づいてお答えしていただければ幸いです。

3点目、益城町がさらなる躍進を遂げていくために何を行っていくべきかという問題であります。土地利用の促進に関係ないようでありますけれども、定住促進について定住促進補助金交付制度の拡充、これは津森地区ですかね、に拡充をしていくというふうに議会で、前回の議会ですかね、あったと思っておりますので、その辺についてもお話を伺いたしたいと思います。

この定住促進についてはですね、津森地区、今、拡充するというところで決まっておりますけれども、市街化調整区域全体についてですね、市街化調整区域全体について考えられないかということでもあります。今、益城中央小学校、また、木山中学校はですね、福田地区の定住促進の事業によりまして、地区計画等によりまして、今、子どもの数が随分と増えております。これは、飯野校区についてもしかりであります。今、津森校区については、もちろん早急にといいますか、今後やっていくのは当然でありますけれども、木山校区、特に増えた分は福田校区でありまして、木山校区についてもですね、子どもの数は減っておるところでありますので、できれば対象地区をですね、市街化調整区域に拡充できないかというところでもあります。

もう一つ、今回、土地開発公社の運用と民間活用を融合し、さらなる躍進につなげることを考えてはどうかという質問を出させてもらったんですけども、多少ですね、これはもちろんいろんな民間の活用ということで、いろんなことを含みますけれども、木山交差点の問題にも進展しているようでございますので、もし答えがあればですね、一緒にですね、回答していただいても結構でございます。

それでは、1回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番野田議員の1問目の質問にお答えをいたします。

まず、計画的な土地利用の促進についてということで、まず、益城台地土地区画整理事業の現在の状況及び計画についてですが、まず、西地区については、平成21年9月に組合設立認可を受け、組合設立いたしました。その後、区画整理事業としての事業費を捻出するための保留地処分の相手先が、企業の問題や周辺道路への負荷などの問題により現在も定まっていない状況です。

今後の進展としましては、事業計画書上の事業期間が本年度末までとなっていることから、保留地の土地利用につきましては、住居系を基本とした計画に変更し、それに伴う事業期間の延伸を含めた事業計画の変更認可をいただき、事業を進めていく予定です。

中地区は、事業の進め方、考え方の違いにより、組合内部での合意形成が得られておらず、正常な組合運営ができていない状況です。しかし、西地区同様に当初の事業計画上の事業期間が本年度末までとなっているため、組合施工で事業期間を延伸するためにも、組合正常化に向け、町も調整に努めております。

最後に、東地区ですが、組合設立の前提となります市街化区域編入について、本年5月29日に熊本県が都市計画決定告示を行っております。今後は、準備委員会より組合設立認可申請、県の許可、組合設立総会による決定、事業推進という予定になります。

以上のとおり、益城台地3地区につきましては、それぞれの地区で問題や課題を抱えておりますが、総合計画にも西の拠点創出としてうたっておりますとおり、町も最重要事業という認識のもと、組合側と一緒に今後とも最大限の支援、努力を行う所存です。

次に、地域再生道路沿線の状況についての各種規制状態はどうかとの質問ですが、この沿線は法的には農業振興地域農用地区域に指定されている区間がほとんどを占めておりますので、今後おおむね10年以上にわたり農業上の利用を確保し、農業振興を図っていきこうとする優良農地となっております。

また、インフラ整備状況及び計画につきましては、水道が現在グランメッセ木山線の全線3,300メートルについて耐震性水道管口径が250から300ミリの管布設が終わっております。下水道につきましては、現在、ましき野周辺と自衛隊熊本送信所の北側交差点付近までの整備は行っておりますが、それ以外の区域につきましては整備計画はございません。地域再生道路沿線における開発に対応するためには、事前に下水道事業計画を策定しませんと、補助事業での執行ができないということになりますことから、民間業者からの開発計画が確実なものになることとなりましたならば、下水道計画変更につきまして県と協議を行い、翌年度の工事要望をする流れとなります。

地域再生道路整備につきましては、平成17年度から取り組んでいます事業で、本年度末完成に向けて整備を進めております。御存じのとおり、東西に走る地域再生道路の縦軸として、県道益城菊陽線惣領地内と宮園地内と国道443号線が走っておりますが、この沿線をさらに発展させるためには、地域再生道路に接続する道路整備は重要であると考えております。今後は、新たな都市基盤となる道路計画を立て、地域再生道路沿線の道路整備を図っていききたいと考えておりますが、現在、町内におきましては補助工事を中心に事業が進行しております。グランメッセ木山線の全線開通や区画整理事業地周辺の渋滞緩和対策で計画的な道路整備が必要なことから、町全域での

道路整備のあり方については、今後、検討を行ってまいります。

次に、面的整備の計画はあるのかとの御質問でございますが、地域再生道路沿線開発は町の今後の発展にも大きくかかわってくることから、現在、国が推進しておりますまち・ひと・しごと創生に基づき本年度中に策定します地方版総合戦略の中で、地域再生道路沿線開発計画策定等を含めた取り組みが可能かどうかについて検討していきたいと考えています。

次に、さらなる躍進を遂げるために何を行っていくべきかの中で、一つ目の提案として定住促進補助交付金制度の対象地域を、飯野、福田、津森だけに限らず市街化調整区域全体にしてはどうか対しましては、この制度は、飯野、津森、各小学校の児童数の増加と地域コミュニティの活性化のために平成23年度に創設し、期限を5カ年としております。本年度で期限が切れることから、平成26年度末に庁内会議において検討しました結果、期間については3年間延長することとし、平成30年までとなりましたが、区域の拡大につきましては現状維持といたしました。

次に、土地開発基金公社の運用と民間活力を融合し、さらなる躍進につなげることを考えてはどうかという質問ですが、議員御質問の件につきましては、主に土地開発公社の活用について御説明を申し上げます。

土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立されており、その目的は、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成、その他の管理等となっております。この土地開発公社を活用する場合の問題点としまして、公社には潤沢な資金があるわけではなくて、金融機関からの借入れが必要になり、その際は町の保証が必須になります。つまり、目的が達成できない場合は町が負債を背負うこととなります。また、目的や手法等をはっきりさせないと、特定の法人に対する利便供与になってしまう可能性もあります。あわせて公社による先行取得という形態は、地価が上昇していたころに考えられていたものであり、先行取得による地価上昇分の先取りを目的としたものでした。この考えは、現在の経済状況には合わないのではないかと考えます。そもそも行政は、町民の皆さん方に対してその活動に係る説明責任と透明性を確保しなければなりません。町が事業に係る用地を取得するに当たっては、議会において説明を行い、議決を得ることで説明責任と透明性を得ることができます。公社による土地の先行取得は、機動性にはすぐれているものの不透明さが残ると考えます。今後、町が躍進するために、民間活力が必要との思いはありますが、まずは町の健全な行政運営が必須であり、次に行政と民間の役割分担を明確にし、民間でできるものは民間で行い、PFIなど行政と民間が共同で行う必要があるものにつきましては、議員の皆様方にお諮りしながら行っていく必要があると考えております。なお、町行政改革大綱に基づき、今後、土地開発公社の必要性などを検証し、そのあり方を検討することになっていることを御報告申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 8番野田祐士議員。

○8番（野田祐士君） 1回目の回答ありがとうございました。

それでは、2回目に移らせていただきたいと思います。回答がちょっと長かったもので全部控え切れなかったもので、下からちょっと逆に上がっていききたいと思います。

まず、開発公社についてはですね、用途的な意味合いは分かっております。資金がないとおっ

しゃいましたけど、多分基金は4,000万、資金は1億はあるという認識ですけども、これは調べられても結構だと思いますけども、今回の議会でもですね、報告の議案に上がっておりますので、一億数千万ですかね、はあると。資金がないというのをですね、どこまでの根拠でないと言うのかはまた別問題であるというふうに思っております。

また、今、町長が最後におっしゃいました用地取得については、透明性を持って議会の承認を得るとかですね、議会に報告しながらというのはですね、まことにそのとおりだと思っております。

今回の議案でも上がっておりますように、ある程度ですね、木山交差点、新聞にも載っておりますが、透明性を持って説明責任を果たしながらですね、やっていただくというのが、今、町長が答えられたですね、のが本心であればですね、そのとおりにやっていただきたいと思っております。

ちなみにですけども、前回の質問させていただいた今の部分についてはですね、これは交差点の部分についてですけども、町長は、方向性が確認でき次第皆様に御報告をさせていただくということをおられますし、今の回答でもですね、説明責任を果たしながら透明性を持って進めていくということでもありますので、ぜひそのような形で進めていただくということをですね、お願いいたしたいと思えます。

それでは、済みません、下から上に行って申しわけないんですけども、地域再生道路沿線についてですけども、今の町長がお答えになった回答についてはですね、2年前、私、質問したと言いましたけども、ほとんど変わってない状態だという認識であります。変わった部分があると言われればそれでも結構なんですけども、大事なことはですね、地域再生道路はもうでき上がると。でき上がる前に、さっき言われた平成17年から27年、10年ですかね、延べ10年をかけてやってるという段階でですね、道ができ上がるのにその道沿線には何もできないという状態ではないですか。これは2年前の質問です。

今回の回答を見ますと、まだでもできませんよという回答だったかに聞こえました。面的整備、いろんなことに関してですね、規制ももちろんあるのは分かっております。それは、地域再生道路に限らずですね、第二空港線もしかりということですね、益城町のこれはですね、ジレンマだと思いますけれども、今からですね、可能かどうかを検討ということで間に合いますかということですね。もうでき上がってから可能かどうかを検討するというお答えであります。そういうことで今回の質問はですね、させていただいてると。一番最初に言いましたように、2年前もおんなじ質問をしているということです。2年前から検討して、今度、また可能かどうかを検討ということではですね、これは先が見えないのではないかとこの心配があると。

第5次総合計画、これはあくまでも総合計画ですのでいいですけども、例えばですね、区画整理も言いましたけども、地域再生道路については、木山地区、広安地区、ほとんど通っていきまんですけども、それなりの計画、構想が書かれております。この構想に基づいて計画をつくって実施していくというのが実施計画だと思うんですけども、その実施計画も実際は何がどうなってるのか全く分からないというのが感想です。だから、そこをですね、今回、質問したかったわけでは

けども、可能かどうか検討する、または、下水道も今後検討すると。

下水道については、これも前回からというよりも前から言っておりますけども、簡単に検討できないわけですね。流末処理、御存じのように流末を処理せんといかんわけですから、簡単には検討できないと。それをですね、計画が載ってから検討して工事をするというのにどれだけ時間がかかりますかというのを言っているわけですね、結局。だから、開発公社のですね、先に土地を買えとまでは言いませんけれども、検討をですね、しながらですね、県と打ち合わせをすとか、あとは実施計画においてもですね、面的整備、道路計画、下水道計画についても、この総合計画に載せてない部分はまだいいと思います。あくまでも総合計画、構想という意味合いで捉えているというお答えでしたので。ただ、実施計画にはですね、これは載せていくべき問題ではないでしょうか。というのが、もう一度ですね、この2年前と比べて進んでいないという点と、今からまた検討するという点ではですね、ちょっと進み方としてですね、先に不安が残ると。計画の先送りとなっているということでですね、残念に思いますので、もう一度ちょっと、2回目の質問ですので、2回目の質問だけんまだ大丈夫ですね、ちょっと回答をそこはお願いいたします。

それと、区画整理事業についてはですね、西地区住居系で進めると、中地区は組合運営がうまくいってない、東地区も市街化区域編入ですか、等でですね、進んでいるのは一応、東はまあまあ進んでいるんだろうという理解をしております。西地区についてはですね、計画そのものを多少変えてですね、進めていくという形でありますけども、今のこれも私、議員になってからずっと話をさせていただいてるところなんで言わせていただきますけども、なかなか進まないということですね、組合施工なんで町としてのですね、組合との接し方というか、あり方についてはですね、多少考慮していく部分もあると思いますけども、ただ、数億のですね、部分はですね、もうつぎ込んでおるところでありますので、できればですね、よい方向にですね、進めていただきたいと。なるべく早くですね。それがだめならですね、極端な話、やめていただきたいと。これもですね、10年前と言わず十数年前ですよ、もう。おんなじ時期にやったかどうかは分かりませんが、菊陽町等はですね、ある程度時期は似てると思うんですけども、ああいう状態になっております、光の森あたりはですね。あれは区画整理事業だと思いますけれども、今、菊陽町と比較するのがいいか悪いかは別にしてもですね、いつまで延ばすのかというのもですね、考えながら、町のほう、執行部のほう、もちろん私たちもですけども、組合のほう、地権者のほうともですね、話をしないと、この状態は進んでいかないと思いますので、よろしくお願いいたします。

2回目の質問というか、質問ですので、一応、もう一度町長のほうにお答えをよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番野田議員の2回目の質問にお答えをします。

まず、地域再生道路、進んでないということで2年前と同じと。非常に難しいものがあります。中身を見てみるとですね。ここにやはり市街化調整区域というのが、今、規制がかかっておりま

して、ここあたりも、今、それをどうしたいかということで、今、市街化調整区域連絡協議会と
いうのをつくって、これをどうにかできないかということで、合志、嘉島、そのあたりと一緒に
なって進めてるところであります。

ただ、県のほうにも強く要望しているのが、都市計画課、そこあたりで通ってもなかなか今度
は農振サイドで農地がかぶっていると、そういったことで非常に二重、三重に規制がかぶって
ということで非常に厳しいものがあります。

ただ、先ほど申しましたように、まち・ひと・しごと創生法案、これは地方に仕事をつくり
たい。そして、若者が地方に戻って安心して仕事をつくってもらって、結婚、子育てがで
きるような形にするという、国が本腰を入れてます。そういったことで、町としてもそこ
あたりも含めてできるのかできないのか、県との計画をつくって進めていきたいという
ことで思っております。その中で県のほうも、先ほど言いましたように本腰入れたとい
うことで、どこまで都市計画サイド、建築サイド、それから農政サイドあたりと話
ができていくかというのは、強く話をしていきたいということで思っております。

それと、区画整理、これは本当に歴代の町長、職員、大変な思いがあったと思います。
やはり木山交差点と一緒に人の感情というのがあります。ここあたりもいろんな思い
もあります。大事な財産です。そこあたりも、私たちは、また考慮しながら一緒
になって進めていきたいということで考えております。

先ほど土地開発公社の方でちょっと申し忘れてましたが、土地開発公社の基金では議
会の承認を得ずに用地を取得できる制度ということでお話をさせていただいたところ
です。

そういったところで、グランメッセ沿線というのは非常に厳しいものがありますが、
町としても粘り強く計画をつくってやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろ
しくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 8番野田祐士議員。

○8番（野田祐士君） 2回目の答弁、ありがとうございました。

3回目、この質問について最後の質問になりますけれども、土地区画整理事業、また、
地域再生道路事業、また、土地開発公社はちょっと置かしても、この2点については
ですね、土地区画整理事業については組合がおられます。組合については町から云々
という、また多少問題があるかもしれませんが、十数年とまっているというのは十分
認識した上でですね、話をさせていただきたいという御提案であります。

また、地域再生道路沿線については、市街化調整区域、農用地云々と規制のこ
とをおっしゃいますけれども、これをつくったですね、道路をですね、数十億に
なるんですかね、かけてつくったですね、目的と意図をですね、はっきりしないと、
もうでき上がりますよということですよ。でき上がって、これはただのバイパス
ですかと。維持管理も必要ですよというところをですね、十分考慮していただ
きたいと。せめてですね、この総合計画に基づくプラン、実施計画、プラン
ですね。少なくとも絵的なもの、実施の絵ですよ、はですね、描いてもらわない
と、県に行くにしてもですね、何も言えないんじゃないですか。県とお話を
して、益城町さん、どういふふうにやりたいんですかという上でですね、何も
提示できなければ何も話進まないのは当然だと思

います。少なくとも、少なくともですよ、少なくとも建設課とか都市計画課とか農政課とかいう、下水道も含めてですね、いろんな課がですね、寄ってですね、計画をまとめていただきたい。これは、面的計画と道路計画、接続計画、また、下水道計画もですね、早急にまとめていただきたい。2年前のおなじことを言ってますので、2年間はやってないということで、これは仕方ない部分ですので、今回また言いますので、できれば早急にやっていただきたい。それでない、県に説明のしようがないと。県も納得できる、益城町がそういうふうに言うのであれば、県としてはこうしてください、ああしてください、それを一つ一つクリアできればやれるんじゃないですかという結果になると思いますけれども、白紙持っていってお願いしますじゃですね、いけないと思いますので、ぜひ計画のほうをですね、早急にまとめてですね、できれば、今年度とは言いませんけれど、今年中ぐらいにまとめてですね、ぜひ見せていただきたいと思っております。

今やれる状態の部分は、地域再生道路沿線ということですので、3回目の質問はですね、地域再生道路沿線の今言ったような計画についてですね、早急にやっていただきたいということについてですね、町長のほうに答弁をお願いしたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番野田議員3回目の質問にお答えをします。

まず、この区画整理事業ですね、これは空港、インターチェンジ、地域再生道路を生かした新たなまちづくりを展開するためには、まずはインター周辺の土地区画整理事業の実現であります。この事業の実現なくして町の活力、雇用拡大、財政基盤の強化などには結びつけることができません。区画整理事業については、従来どおり重点的かつ積極的に取り組んでまいります。区画整理事業あたりのやはり進捗状況が、グランメッセ線の沿線にも響いてくると思っておりますので、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

それと、先ほど、地域再生道路ですね、ここあたりの目的というのが、これは益城町だけじゃなくて、益城町、甲佐町、御船町、ここを含んだ道路ということに、マミコウ道路ですね、ここあたりも含んだ道路でということで、効率的で快適なネットワークを構築するということで、都市と農村をつなぐという道路という一面も持っております。それと、空港、インターチェンジ、それから、グランメッセへのアクセス改善を図るということも含めておりますので、目的はそこあたりもあるということでお知らせをしたいと思っております。

それと、プランにつきましたということで、今、グランメッセ線のほうには、実は、皆さん方御存じのように、株式会社マースが建設をされております。これは、乳製品の加工、野菜の加工、肉の加工あたりを行う会社でありまして、これは農業の6次産業化を進めている企業です。そういったことで、県と一緒に進めておりますが、そこあたりもやはり6次産業化あたりがキーワードになってくるかなと思います。そこあたり含めて、プランあたりも、今度、まち・ひと・しごと創生法案があります。できました。で、総合戦略を立てます。その中で考えていきたいということで思っております。

個人的には、まち・ひと・しごと創生法案についても、逆じゃないかと。仕事があって人が集まりまちができるということで、まず、仕事の雇用の創出あたりを考えて、この沿線あたりもそ

ういったことに活用できないかということで、プランづくりのときは総合戦略の中で入れ込んで考えていきたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

○議長（稲田忠則君） 8番野田祐士議員。

○8番（野田祐士君） 3回目の御答弁、ありがとうございます。

県ともですね、よくお話ししながら進めていくということでもありますので、県議のほうにもぜひ頑張っていたきたいと思います。

また、最後に、計画のほうは進めるという云々がですね、回答なかったものですから、これはですね、早急に進めていただくということでもよろしいですかね。よろしく願いしてですね、次の質問に移らせていただきます。

今、地域再生道路に絡むわけではありませんけれども、阿蘇くまもと空港の活用についてが2問目の質問であります。阿蘇くまもと空港、地域活性化構想によるまちづくりの具体的な政策の展望について伺うということでもありますけれども、町長も先ほど言われましたようにですね、地域再生道路もですね、空港とつながると。また、インターもしかりと。それをどのようにつなげていくかということでもあります。益城町はですね、阿蘇くまもと空港、また、自動車道路の起点でありますインターチェンジも持っております。そこをですね、つなげてどう活用するかというのはですね、これは大きな、益城町にとってのですね、展開が見えてくるのではなからうかというものがあります。

一つの案とか提案になりますけれども、熊本空港、空港についてですね、どのような考えをですね、持ってですね、進めていくかという部分についてですけども、いろんなですね、空港を持っている市町村ありますけれども、いろんな会議をやっております。これは、首長が出席する会議であったり、NPOが主宰する会議であったり、今先ほど言われた人・物の交流ですね。町長が先ほど言われている、何ですか、地域創生ですよ、地域創生の人・物づくりですね、をどうやっていくかという上において、空港とインターチェンジを益城町としては持っている。そういう市町村は全国的にも少ない上で、どういうふうな活用をしていくか。いろんな町がどういうふうな活動または活用をしているかという会議等も行われております。ぜひですね、益城町のほうもですね、そういう会議もですね、いろいろ参考にしながらですね、取り組んでいく、または連携をしていくというのもですね、必要ではないかと感じております。

この空港、もしくはインターチェンジ、もしくは地域再生道路をどう活用するかというのもですね、町長の手腕にかかっていると思いますので、どのようにですね。また、これは余談になりますけれども、10月、新聞に載ってございましたけれども、台湾航空ですかね、大手の中華航空のほうですね、また、高雄ですかね、高雄便を10月から、また国際便を増やすというふうな報道もなされておりますので、益城町としてはですね、いろいろとまたやれること、やるべきことがあると思いますので、その辺も含めてですね、ぜひ御回答を願えればと思っております。1回目の質問です。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番野田議員2問目の質問にお答えをいたします。

阿蘇くまもと空港地域活性化構想によるまちづくりの具体的な政策と展望について伺うという御質問ですが、議員御質問の件は、平成22年3月に阿蘇くまもと空港地域活性化協議会におきまして策定された構想についてのことと思います。この構想は、空港及び空港地域のポテンシャルを生かして活性化を行うというものであり、本町としましてもこの構想に基づき空港地域のポテンシャルを生かしたまちづくりの検討がなされ、本町の活性化につながるものと期待をしていたところです。

ところが、平成24年5月に、県の担当者の方から、阿蘇くまもと空港地域活性化構想は平成23年度をもって終了し、平成24年度以降は蒲島県知事の2期目の県政運営指針となる幸せ実感くまもと4カ年戦略における大空港構想において個別対応することになったとの報告を受けております。本町としましては、このことにつきまして事前に知らされておらず、非常に残念に思ったところです。よって、今後、本町としての空港を生かしたまちづくりを行う場合は、第5次町総合計画基本構想の土地利用に基づき、例えば地域再生道路などの都市基盤や、空港周辺の地理的優位性などを生かした地域活性化につながる事業を地区計画等の手法によって行うこととなってまいります。なお、大空港構想に基づき、防災拠点としての空港南側へのエプロン整備がなされたことを申し添えます。

それと、どのようにということで、高雄ですね、高雄線が今度就航することになりましたが、空港周辺4カ町村の町村長で高雄市を訪れたところ、277万の都市でした。その中で非常に女性の職員がてきぱきしてたということで、副市長に尋ねたところ、高雄市277万のうちの市役所の中で約半数が女性、高雄市長も女性ということで、やはりそういったことも含めて、益城町、四賢婦人があります。男女共同参画あたりも含めた交流とかそこあたり、それと、台湾からの日本への訪れる方が一番世界で今多いということで、そこあたりも踏まえていろんな産業、農業、交流を深めていけたらということで考えております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 8番野田祐士議員。

○8番（野田祐士君） 1回目だったですかね、答弁ありがとうございました。

空港を活用するというのは間違いないと思うんですけども、今言われたように、ちょっと話戻して申しわけないんですけども、地域再生道路もですね、重要な部分になっているというお話でしたので、そこもですね、先ほどから何回も言って申しわけないんですけども、早急にですね、計画を入れてですね、空港とインターチェンジをつなぐとか、いろんなことにですね、活用をしていただきたいと思いますし、台湾、海外からももちろんいろんな観光客、または技術を入れるというのも大事なこともかもしれませんけれども、国内にもそういうことをやっているところもいっぱいありますので、海外だけに目を向けるわけではなくですね、国内にも目を向けていただいてですね、ぜひ空港を活用していただきたい。

また、さっき私が言いました空港地域活性化構想についてですね、県のほうから大熊本構想だったですかね、に変更があったときに益城町はですね、除外じゃないけれども、ちょっと聞いていなかったということでありますので、そういうことがですね、実際あってはですね、空港を持つ町としてはですね、大変なことだと。県は、空港がある益城町をですね、どういうふうにか

てるんだということになりますので、ぜひですね、そういうことのないようにですね、県とのほうの親密なですね、協議、関係をですね、続けていただいてやっていただきたい。これにつきましても先ほど来言っておりますけども、県議のほうにもですね、十分ですね、活躍をお願いしたいというふうに思っております。

それではですね、阿蘇くまもと空港の展望についてはですね、分かりましたので、阿蘇くまもと空港の展望、先ほど言われた地域再生道路の計画、インターチェンジについて、ちょっともう一度ですね、町長にですね、いつまでにどのようにですね、したいかという。これはですね、質問でありますので、希望でも構いませんので、答えをですね、あくまでも希望ということですね、いついつまでに言うたけんがこれはせやんたいとか言うたのにせんたいというのではありません。先ほど来ですね、町長からの答弁がですね、ちょっといつまでとか云々とかいうのがですね、時期的なものが全くありませんので、できればですね、どのぐらいのですね、スパンで考えているのかという目安をですね、言っていただいて、2回目の質問にさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番野田議員、2回目の質問にお答えをします。

大空港構想ですね、ここにつきましては非常に範囲が広がったということで、町としてももっとコンパクトなものは構想だったと思うんですが、これは菊陽とか大津、西原、全てを網羅したような交通計画まで含んだような構想ですので、それと、その中に第2空港線の確保とかですね、そこあたりも、景観の確保とかも入ってるみたいですので、非常に中身あたりももうちょっと精査していきたいと思っております。

それと、先ほど、地域再生道路あたりもですね、実は、空港あたり、山都あたりの方も空港にはこのマミコウ道路をほとんどの方がどうも使われてるみたいです。距離的にもあの道路を使ったほうが早いということで、そこあたりも踏まえていいのかなということで考えております。

先ほど、いつまでインターチェンジ、地域再生道路付近のいつまでというのが非常に微妙、難しいところがあるんですが、これはやはり総合版戦略をつくっていきます。その中に入れ込まれるときはそこまで年度中という話になりますが、そこあたりも入るかどうかもまだ不透明なところもあります。先ほど申しましたように、さまざまな規制、そこあたりも入ってきます。ただ、その内容です。どういったことをやっていくかで、6次産業化ということでしたら県のほうも積極的に推進しておりますので、先ほどお話ししましたように、マースあたりは建設がされておりますので、何をどうするかあたりをきちっと、どんな、例えば会社をつくるにしても、企業を呼ぶにしてもどういったものなら該当するのかあたりは、これはしっかり検討していかなければならないと思っております。ただ、いつまでというのは、なかなかこの場ではちょっと回答はできない状況です。よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 8番野田祐士議員。

○8番（野田祐士君） 2回目の回答、ありがとうございました。

なかなかですね、時期的なものは難しいと思っておりますけれども、言ってしまうと、例えばいつま

でにするよと言ってしまうということですね、それに向かっていけるという目標にもなりますので、ある程度ですね、年次、総合計画に基づけばですね、もうやっとかないかんというお話ですから、そこはですね、言って、その目的を達成するためにどのような動きをするかと、逆の発想もですね、やっていただかないと、規制があるからできませんとかいうのをですね、前面に出されたらですね、もう何もできませんよということになりますので、町長ですね、手腕をですね、大いに活用されてですね、ここはですね、やっていただきたいと。ぜひ早く、一日でも早くやっていただくことがですね、益城町の発展にとって素晴らしいことになるのではないかとこのように思っていますのでよろしく願いいたしまして、時間もありませんので3問目の質問に移らせていただきます。

今からですね、少子高齢化、もう20年ほど前から言われておりましたけれども、少子化についてはですね、いろんな対策が打たれてきてます。少子化に伴いまして、地域間格差というのもですね、生まれてきた上でですね、空き家についてもですね、全国的にこれは問題になっているようであります。益城町もですね、話がですね、ちらほら聞かれるような状態ではないかと思っております。

そこで、3問目の質問といたしまして、空き家対策についてですね、現在の状況把握について、町ではですね、どのように行っておられるかというのが一つ目の質問であります。

また、二つ目の質問といたしましては、自治体の権限が法的に位置づけられたというふうになりました。これは最近のことだと思いますけども、今後、その対策に向けてですね、将来に向けて何をどのような形で町は行っていくのか。また、その計画及び対策についてですね、どう考えているのかというのをですね、伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番野田議員3問目の質問にお答えします。

空き家対策について現在の状況把握についてということで、皆様御存じのとおり5月26日に全国82万戸に及ぶ空き家対策の特別措置法が全面施行されました。この特別措置法は、適切な管理が行われていない空き家などが、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものについて、地域住民の生命、身体、または財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空き家等の活用を促進するため、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することをも目的に施行されたものです。自治体が、適切に管理が行われていない空き家等の所有者または管理者に対し、必要な助言、指導、勧告、命令等を行い、適切な管理を促すとともに、命令違反には50万円の過料を科し、また、強制撤去も可能となるなど、自治体の権限が法的に位置づけられたものであります。

益城町ではこれまで、防災上、衛生上の空き家対策につきましては、各囑託員及び町民の方々からの情報提供によって対応してまいりました。平成26年度は、台風接近に伴う瓦や雨どい等の散乱、また、防犯上の不安など、2件の情報提供がありましたので、所有者または管理者に対し、修繕、管理の徹底を通知したところです。また、平成25年度以前につきましても、年平均2から3件の情報提供がありましたが、幸いにも所有者または管理者の方々によって適切に改善をして

いただいております。

しかしながら、現在のところ、町内にある空き家について詳しく状況を把握するまでには至っておりません。今回の空き家対策措置法には、特定空き家、すなわち倒壊や衛生上著しく有害となるおそれがある家屋等についての判断基準も盛り込まれています。町の権限が法的に位置づけられたことを受け、今後は空き家の状況についての調査を行い、実態把握に努めたいと思っております。

次に、自治体の権限が法的に位置づけられるが、今後、将来に向けて何をどのような形で行うべきか、また、計画及び対策についてということで、今回の空き家対策の特別措置法において自治体の権限が法的に位置づけられたことに伴い、今後は倒壊や衛生上著しく有害となるおそれがある特定空き家について調査を行い、要件に応じて指導、勧告、命令を行います。さらに、悪質なものに関しては、行政代執行による強制執行も盛り込みながら、空き家対策の抜本的な解決を目指していきたいと思っております。

今後の取り組みの流れとしましては、まず、庁舎内関係各課で連携し、必要に応じた協議会を設置するなど、実施体制の整備を図ります。その後、町内における空き家等の実態把握を行うとともに、必要に応じて空き家対策計画を策定し、対策に取り組んでまいります。

また、今後は、空き家の有効利用についても対策を講じる必要があります。例えば空き家バンクの登録による子育て世代の移住や地域の交流スペース、福祉施設への活用なども検討していかなければならないと思っております。

なお、6月16日に空き家対策特別措置法について国土交通省による詳しい説明会が行われる予定となっておりますので、それを踏まえ、空き家対策の解決に向け努力してまいりたいと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 8番野田祐士議員。

○8番（野田祐士君） 1回目の答弁、ありがとうございました。

状況把握については、おのずと上がってきた分というか、地域住民からの上ってきた分を処理しているということでよろしいですかね。はい、分かりました。

あと、状況把握についてですね、早急に対応をしていかなければならない。また、それを持続させていかなければならないということで、関係各課でですね、連携をとりながらいくということですがけれども、これ、早急にやるべきことだと、状況把握についてはですね。これは何課でやられる。都市計画課。まだ決まっていないということですよ。総務課。総務課ですね、ああ、分かりました。

総務課のほうでやられるということであればですね、早急にですね、まず、まとめていただいて、これは持続的にやっていかなければいけないと思えますので、早急にまずまとめる、そして、持続的にやっていただくと、お願いいたします。

あと、町長のほうがですね、後のほうで言われたいろんな活用法についてはですね、これは所有権の問題であったり、誰が整備してその後どうするのかとかですね、いろんな問題が多いと思えますので、これについてはですね、ぜひ慎重に、いろんな協議会立ち上げてやられるのはいい

んですけども、慎重にぜひやっていただきたいと思っております。

あと、済みません、計画及び対策については、まず、協議会を立ち上げてからということになると思いますので、ぜひ早目にですね、やっていただいて、まず、状況の把握ということが一番だと思いますので、状況の把握をやっていただいて、それからですね、何をやるか、またどのようにやるか、またその対応、対策についてどうやっていくかを早急にまとめていただければありがたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

これは、質問ではありませんけれども、何かありましたら町長のほう、どうぞ。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番野田議員3回目の御質問にお答えします。2回目ですか。失礼しました。2回目です。

先ほど、空き家対策ということで、これはやはりお話がありまして、先ほど総務と話をしたんですが、各課、例えば水道課とか検針に行きます。そこあたりは情報が入りますので、これは全課で取り組んでいくべき問題であると思っております。これは定住とか男女共同参画と一緒に。

それと、ここあたりも空き家のところをデータにできないかとか、そこあたりをですね、また考えていくべき必要があると思っておりますので、よろしく願いします。

これはですね、今まで町はできてなかったんですが、各町条例で対応してたと思うんですが、これは、空き家対策特別法というのができましたので、上位法ができましたので、そういった法律的になったということで、今度、先ほど申しましたように国土交通省による中身の詳しい説明会が行われる予定となっておりますので、そこを踏まえてからその中身の組織づくりを進めていきたいと思っておりますのでどうぞよろしく願いします。

○議長（稲田忠則君） 野田祐士議員の質問が終わりました。

午前中はこれで終わります。午後は1時30分から会議を開きます。

休憩 午後0時03分

再開 午後1時30分

○議長（稲田忠則君） 午前中に引き続き、午後の会議を開きます。

次に、竹上公也議員の質問を許します。

15番竹上公也議員。

○15番（竹上公也君） 皆さん、こんにちは。きょうは私のファンの女性がいっぱい来てるみたいでございますんで、昼からは大分眠くなりますけど、眠らないように頑張ってまいりたいと思っております。

最近では、農家の皆さん方には田植えの時期で大変お忙しい毎日を迎えてると思いますが、どうかお体を大切に頑張っていたきたいと思っております。

さて、それでは、さきに通告しておきました3月議会で質問しておりました広崎3町内の下水道工事についてと、潮井自然公園の整備についての2点につき質問させていただきたいと思いま

す。

それでは、質問席のほうへ移らせていただきます。

まず、1問目の下水道工事について、2点だけ質問させていただきます。

まず、1点目においては、広崎3町内の下水道未整備箇所の共同所有である持分権のついでいる道路について、下水道工事を行うために共同所有者の全員の同意が必要であるのかどうか、顧問弁護士に問い合わせた結果どうであったか、お伺いしたいと思います。

また、地元住民より請願書が提出されておりますが、このことについての返答は役場としてどういうふうになさるのか御質問したいと。

この2点について第1回目の質問といたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 15番竹上議員の1問目の質問についてお答えを申し上げます。

広崎3町内の下水道未整備箇所の工事についてということでお答えをしたいと思います。

広崎3町内の下水道未整備箇所の共同所有である持分権のついでいる道路につきまして、下水道工事を行うために共同所有者の全員の同意が必要であるのか、顧問弁護士に問い合わせた結果はどうであったのかとの御質問でございますが、担当課より報告を受けております財産管理人、顧問弁護士への相談、相続人とのやりとりの経緯について御説明を申し上げます。

御指摘がございました広崎3町内の件につきましては、担当課で3月中旬に財産管理人に電話連絡により相談させていただいております。その中で、財産管理人からは、裁判所まで確認をさせていただいた結果、この事案は既に終了していることから、財産管理人としての権利はなくなっており、問題の土地については再度財産管理人を立てて申請をする必要がありますとのことでございました。

その後、4月上旬に、顧問弁護士とは直接会って相談をさせていただいております。顧問弁護士の意見としましては、原則的には地権者全員の同意が必要であるが、全員の同意が得られない場合は他の地権者からの同意でも事を進めても問題になることはないと思われ、ただし、将来的に町への責任等が問われることがないように万全を期すためには、相続放棄の理由等が記載されている相続放棄理由書の写しをもらっておけば問題はないとの説明を受けたとのことでございました。

そこで、担当課で、相続人のお一人である宇土市在住の長男様に相続放棄理由書の写しをいただけないか連絡をとりましたが、全員から受け取れるか分からないとの返事がございましたので、担当課で起工承諾書を作成いたしまして、長男さんに内容についての説明を行い、相続人の方々4名全ての承認をお願いしたいということで、5月11日付で起工承諾書を送付いたしております。その後は何度か電話連絡等を行ってはおりますが留守番電話で、長男さんとの連絡がとれませんでしたので、6月1日夜、担当課長ほか2名の職員によって長男さん宅を訪ね、起工承諾書の件について尋ねたところ、長男さんを含め3名の方は署名され、現在は玉名市内に在住されているお姉さんのところにあり、もうしばらく待ってほしいとの返答を受けたとの報告を受けておりましたが、6月5日の日に相続人全員の署名捺印がなされた起工承諾書が下水道課に郵送で

送られてきたとのございまして、これで下水道工事に係る全ての起工承諾書がそろいましたとの報告を受けております。

これからの流れとしましては、町は、地権者の代表者の方と私道敷使用賃借契約書を締結することにより、今まで工事ができなかった問題は解消されたこととなりますので、工事に向けての作業が順調に進んでいくのではないかと考えております。工事につきましては、測量設計に約2カ月、工事期間については約3カ月程度を見込んでおります。また、工事費等につきましては、平成27年度当初予算で計上いたしております工事請負費の中で調整を行いまして実施いたしたいと考えております。

関係地域の皆さんには長い間御不便をおかけいたしました、できるだけ早目の着工、そして、完了を目指したいと考えておりますので、今後も竹上議員の御協力をよろしくお願いいたします。以上でございます。

また、請願書が地元住民から提出されておりますが、このことについての返答はどうするのか伺いたいとのことですが、確かに平成26年12月26日に、下水道整備に関する請願書を受け付けております。地元住民の方々への説明会につきましては、担当課から6月4日に請願書に署名されております町民の方11名全員と広崎3町内の区長さん、それから、竹上議員さん宛てに6月11日夜、あしたの晩ということになりますが、広崎3町内公民館におきまして今日までの経緯と現在の状況、並びに今後の予定、計画などについての説明会の案内文を出しましたとの報告を受けておりますので、竹上議員におかれましても常任委員会でのお疲れのところ、まことに申しわけありませんが、御出席をよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 15番竹上公也議員。

○15番（竹上公也君） 1点目の共同所有の同意書についての質問は、顧問弁護士より全て全員の許可が要ると、必要だとおっしゃったということでございます。

先日、担当のほうにお伺いしました。何でその全員の許可が要るんだという話をしましたところ、いわゆる道路の占有に係る問題であり、全員の同意が必要だろうということを聞いたわけですが、まず、専門家の御意見でございますので重々に尊重したいと思っております。

しかしながら、全員の同意が要ると、いろいろ考えてみますと、ちょっと腑に落ちない点もございます。顧問弁護士さんは、全員の同意をとっておけば、いずれ何か問題が起きたとしても役場としては差し支えがあることは絶対ないという判断のもとに、そういう意味からなされたことではなかろうかというふうに推測するわけでございます。今までこのような裁判所の事例というのがなかなかございませんもので判断しづらいという点は往々にしてあるのではなかろうかとは思いますが。

そういうことで占有という話が出ましたものですから、占有とはどういうものかといいますと、自己のためにする意思を持って物事を事実的に支配する状態というふうに書かれております。道路の占有になるということでしたが、所有権である持分権を持っている他人の道路を、たとえ誰であろうとも占有することはできるわけございません。不当占有ということになるでしょうけれども、確かに道路の下に下水道の工事で工作物をつくるということになれば、まず、それ自体が

占有するということになるのではなかろうかという考えもあるのではなかろうかと思います。

しかしながら、この下水道工事は、地権者である持分権を持った住民の皆様の請願によって構築され、下水道を町が地権者に提供するわけでございます。その下水道を使用できるのは、その道路の持分権を持った共有者であり、そこに住んでる人たちでございます。地権者の意思によって構築された下水道であります。占有すると言うならば、この持分権を持った人たちこそが占有者ということになるのではなかろうかというふうに考えます。

また、町は、この地権者の皆様とはあくまでも占有契約ではなく、先ほど町長がおっしゃいました私道敷使用貸借契約締結をお願いしてるわけでございまして、地権者である皆さんの持分権を侵すことのないように配慮された契約ではなかろうかと思います。ゆえに占有がなされないように考えている契約書じゃなかろうかと思っております。

そういうことから、いろいろ考えてみますと、共有物の使用収益に関する民法上の規定というのは、共有者の管理に当たり、共有者の過半数の決定でできるようなことではなかろうかと思えるわけでございます。

さきの返答とは多少違うような気がしておりますけれども、いずれにいたしましても、この下水道工事の問題は、私が議員になってからずっとでございます。十数年来の懸案事項でございました。長い時間かかってしまいましたけれども、下水道課関係者の皆様方の並々な御努力をいただき、問題の解決につながったものではなかろうかと、心より感謝を申し上げたいと思います。また、目には見えておりませんが、そのほかにもいろいろな方たちの努力もございました。本当にありがとうございますと申し上げたいと思います。

そういうことで、この民法の問題も余りにちょっとはつきりしない部分がございますが、時間があれば、私は私なりにもう一度きちっとしたことを調べさせていただきたいと、そのように思っております。今後、下水道課としましてもいろいろそういう地権者の方がおられる場所を工事するとなれば、全て全員の同意が必要となれば、最高の罰則みたいなものでございますのでね、どこに行ってるか分からないような地権者まで探し出して同意をいただかならないということになりますので、下水道課としてもね、もう一度この民法あたりを適切に調べていただいて、きちっとした形で過半数で済むならば、悪いことをするわけじゃございませんのでね、線引きをするわけでもないし、そこを変更するわけでもない。皆様の使い勝手のいいようにしてあげるわけですから、そんな厳しい条件は民法にもついていないはずでございます。調べていただいて、今後のまたね、契約の内容、その辺の変更もございましょうから、きちっともう一度調べていただければありがたいかなというふうに思っております。

また、2点目の請願の地元住民から出ているが、このことについての返答はどうするのかということにつきましては、先ほど町長から返事をいただきました。明日、3町内公民館において説明会を行うということで、実は、私も一昨日、そういう御返事を担当課のほうからいただいたわけでございます。さすが下水道課だなと。水の流れるように素早い対応をしていただいた。私も何も言うことないじゃないか、一般質問もこれで終わりだねなんていう話をしていましたけれども、確かに請願というのはですね、陳情に関する要望書や意見書などとは違って、国民の基本的

権利の一つとして憲法で保障されているものだと。そこで、この取り扱いには十分配慮しなければならぬというふうに書いてございます。このことについても早急に対応していただき、地権者も大変喜んでいただいているのではなかろうかと思っております。その後の下水道布設工事の折には、車の通行関係、駐車場の確保問題などがまた生じてくると思いますが、調査検討をお願いしてよろしくお願い申し上げたいと思っております。

広崎3町内の下水道布設工事については、ほぼこれで決着すると思っておりますけれども、下水道課には工事完了までしっかり対応をお願いし、私の議員生活13年目になりますが、この間、この問題についてはやっとならぬでピリオドが打てるかなというふうな思いでおります。本当に長くかかってしまいましたけれども、町としての対応はきちっとした形で最後まで町民に、地元の皆様方に対応をお願いしたいと思います。明日の説明会の折には、そのことを町長からよく承ってきましたというふうな返事を私は持っていきたくて、そういうふうな思いでおりますのでよろしく願います。

それから、1番目はそういうことで終わらせていただきますが、全てこれで解決したようなことになりましたものですから、せっかくね、何やかんや言おうと思っただけですけども、言うこともなくなってしまいました。本当にありがとうございました。お世話になりました。

それでは、2問目のですね、潮井自然公園の整備工事についてお伺いをしたいと思っております。

潮井自然公園の工事完了後のですね、維持管理はどのようにしていくのか。また、年間にこの維持管理費というのはどのぐらいの予算を予定されているのか、お伺いしたい。第1問目の質問とさせていただきます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 15番竹上議員2問目の御質問にお答えさせていただきます。

それから、その前に、先ほどの下水道工事については、しっかり説明して、きちっとした工事を施工するような形で職員のほうには指示をしたいと思っておりますので、どうぞまた御協力のほう、よろしく願います。

潮井自然公園につきましては、ワークショップを開催するなど、広く町民の意見を反映しながら総額4億5,000万円の事業費で平成25年度から5カ年で整備する基本計画を策定し、測量設計業務、地質調査等を実施し、事業着手しております。昨年、26年度事業は、敷地造成、のり面整備、橋梁下部工、右岸側園路広場工などを行い、本年度は右岸側園路広場工、橋梁上部工を予定となっております。また、来年度以降に左岸側園路広場工、水との触れ合い広場ゾーンを予定します。

完了後の管理につきましては、当然、町が維持管理を行うこととなります。維持管理の内容としまして、主に上下水道、電気、施設修繕、除草、樹木などを予定しております。維持管理方法につきましては、町の総合運動公園や他市町村の公園も参考にしたいと考えています。維持管理費用につきましては、年間約400万円程度になるのではないかと推測をしています。以上です。

○議長（稲田忠則君） 15番竹上公也議員。

○15番（竹上公也君） 益城町には、人々の集えるような自然公園が飯田山頂の公園化とあわせて、現在、潮井自然公園がこれから整備に入ることになりますけれども、潮井水源の湧き水を利用した布田川流域に幾つかのゾーンを設け、益城町屈指の自然公園となることではなかろうかと思っております。四季折々の花や木が植えられ、子どもたちの水遊び広場やら自然観察園など、いろいろと集える公園として、益城町の財産として大切に育てていく必要があるのではなかろうかと思っております。

しかしながら、これだけの広い自然公園を維持管理していく上で町の税金を投入しなければなりません。先ほど町長がおっしゃいました。管理方法としては、樹木、電気、除草、上下水道、それから、陸上競技場を見本としながらやっていきたいと。年間予算は約400万ぐらいかかるのではなかろうかということでしたが、年間ね、400万といっても大きなお金でございますので、これをそっくり税金から投入していくということになるでしょう。

前回、陸上競技場というのも、当初は公園的な競技場としてスタート、始まったんですが、それではやはり管理・維持費ができないということで、陸上認定競技場として発足し直しましたね。そのために、盛んにいろんな場所から申し込みがあって、そこで出した記録は認定できるということで、年間ほとんど毎日使われるような競技場になった。その使用料をいわゆる維持管理費に充てるというふうな結果になったのではなかろうかというふうに思っております。

そういうことで、この公園についてもね、とにかく税金を一方的に出すだけでなく、何かこちら辺で頭を絞って、どういう方法があるのか考えてもらいたいというふうに思うわけでございます。

税金の投入は続いてまいりますけど、そこで提案でございますが、どのぐらいの集客があるか、今のところ検討が付きません。でき上がった後の話ですが、一律駐車場料金をね、維持管理費のために看板でも立てながら、この駐車場は少しお金をくださいよと。1日100円でもいいからというふうに、これは皆さんが楽しく遊べるように維持管理のために使いますからといったような工夫も必要でなかろうか。阿蘇で言えば、一心行の桜のね、おわっているところなんか、畑の中に車が乗り込みますけど、1日500円ぐらい取られてる。それでも、ドライバーがね、尽きることなく毎日毎日、桜が咲いてる間は乗り込んでこられるということでございますね、そういう意味ですること一つ提案したいと思います。必要最小限度のね、徴収を考えていくようにすると、私がずっと以前に一般質問したことございますが、地域活性化ということでさせていただいた中でですね、もう一度、もう10年ぐらい前だと思いますが、皆さん、聞かれた方もいらっしゃるかも分かりませんが、指宿スカイラインをずっとおり、また、頼娃のおり口がございまして、それをそのまま真つすぐおりますと池田湖、出ます。池田湖の右橋をずうっと県道を上っていきますと、開聞町という町に出ていくわけですが、目の前に開聞岳が見えますが、その右左、広安のここの熊本平野みたいのところですね、畑。その畑の左肩にですね、唐船峡といういわゆる溪谷みたいなのがあらわれてきます。そういうところがとってもこの潮井水源に似たところでございます。以前、開聞町の町長井上広則さんという方が助役の時代に、地域の人がですね、その涼しい唐船峡におりて、昼御飯どきにその水をくんで沸かして、そうめんを

ね、たてて、そうめんを食っていたということを思い出しまして、その場所にですね、昭和36年、そうめん流しの町営施設というのをつくり上げました。冬場にはニジマスの鉄板焼きなどもつくっているらしいんですが、年中無休で営業してるということで、駐車場にはおふくろの里といういわゆる特産品の売場を設けております。年間25万人がそこに集まるということで、売り上げ3億というふうに聞いておりました。そういうことですね、非常に物によってはもうけると言ったらおかしいんですけども、そういうことで、町を潤わす一つのゾーンじゃなからうかというふうに思います。

そういうことで地域興しも考えていったらどうかというふうに考えますが、また、一つ大切なことはですね、それだけの人を呼び寄せれるかどうかということにかかります。だから、この潮井水源においても集客力がどれだけあるかということになりますが、もともとその存在する自然のですね、自然観光資源を利用するばかりではなくてですね、創意工夫により、先ほど言ったようなものを築き上げてくる。観光目玉もあるわけでございまして、何も考えないで何もしなければそれ以上の結果は望めるわけはございません。豊かな環境創造は一つの大きなですね、文化につながってまいりますし、川の美しさ、広場、公園、噴水や池、すぐれたデザインの施設、ゆったりした歩道、親しみやすさや居心地のよさなどを求め、そういう場所をね、つくり上げ、集客に心がけ、収益を図りながら、将来に向け維持管理を計画していくことも本当に大きなこの要因につながるのではなからうかというふうに考えます。

先ほど言いました、そのために、じゃ、集客はどうするかということもございしますが、熊本県のですね、土木部都市計画課で実施されております地域景観コーディネーター養成講座というのがございます。都市計画課長あたりは御存じかもしれませんが、このですね、終了証の発行者は蒲島知事ということになっておりまして、熊本県内に約、今、40名ほどそういう方がおられるらしいです。設計管理者、あるいは大学の先生、あるいは各自治体の都市計画課長などもね、入っておられるということで、菊池あたりが今、非常にこの菊池の町自体が疲弊し始めているということで、客が遠のいているということで、菊池市の都市計画課長もその中に入られているいろいろ勉強されてるというふうな話を聞いております。

益城町にはさほどね、そういう大きな商店だとか旅館だとかホテルだとかそういう場所、何もございませんのでね、あんまり関係ないようでございしますが、そういうものに入っただけで勉強しながら、この政令市の隣の益城町をしっかりと引っ張っていただければありがたいかなというふうに思っております。

内容は、熊本県の景観づくりを基本とした、市町村においてもきめ細かなですね、景観行政の推進を行っていくコーディネーターを育てるということでございまして、今、県内には、やっぱ先ほど言った40名ほどの専門知識を持った人がおりますが、公園や緑地の整備や保全、景観づくりの誘導などを勉強されており、さまざまなノウハウを持っておられます。こういう人たちの話も聞きながらですね、潮井水源の工事に当たっていただくということになれば、いろんな人たちも来ていただくことになり、その中でもね、多くの収益を上げることができるのではなからうかと。そういうものによって維持管理を十分に行うことができるようになれば、本当にすばらしい

益城町の宝物であるというふうに言えるのではなからうかというふうに思っております。

そういうことで、潮井水源については、ただ単に血税を管理費として払うばかりではなく、後々のことまでね、将来のことまでよく考えた上で計画、実践していただきたい、そのように思います。これはね、これからの問題でございますので、すぐやってくれというわけではございません。ですから、そういうふうな考え方を持ちながらね、一つずつでも踏み込んでいただければありがたいかなと思います。どうしろこうしろということではございません。提案でございますのでね、町長から一言ね、このことについてどういうふうに考えましょうかというふうな思いで結構でございますので、御答弁いただければありがたいかなと思います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 15番竹上議員2回目の御質問にお答えをします。

入場料の徴収とか収益を上げる方法も考えたらどうかという話だったと思うんですが、本当にここあたりはすばらしい提案だったと思います。本当にありがとうございます。

これはですね、他町村の例を見ますと、施設の大型遊具設置、キャンプ場利用のための管理人配置などを行っているところは入場料を徴収してるところもございますが、潮井自然公園の利用観点と使用料については検討課題だと思います。

ただ、今、お話がありましたように、西原あたりでも水くみ場には100円の共益金とか共益費ということで取ってるところもあります。そして、先ほど、駐車場料金を徴収できないか、そして、そうめん流しをできないか。実は、そうめん流しあたりもできないかというのはほかの方からも、町民の方からお話いただいております。さきの議会におきましても大賀ハスあたりはどうか、そして、別にワサビを植えたらどうか。そしてまた、益城にはぶらっと来てバーベキューをするところがないということもありまして、道具を持っていかんでできるような場所がないかと。例えばこの潮井公園あたりで設置して、そこに来てもらって、食材、肉、全部地元のほうでやったらどうかという話も来ております。

ただ、私、これを見ると、やはり大切なのはみんな、これは地元の議員さん、町の議員さん、町民の皆さん、職員、これはみんなこれを考えていくということが、一番、これは大事なかなと思います。で、ここあたりいろいろ議論して行って、プロセスが大事なかなと。一番いけないのは、結果だけ求めてというのがありますので、みんな考えていくといい考えが浮かんでいくんじゃないかと思っております。

ここ潮井公園につきましても、今のところ点になっておりますので、やはり四賢婦人、三十三ヶ所めぐり、益城には津森のほうにあります。これが線になっておりませんので、ここあたりも一緒になって、例えば先ほどの空き家対策、津森にも空き家ができております。ここあたりに古民家レストランとかまちカフェあたりつくって、経営のほうは地元の高齢者の方たちにやってもらって、そこに若い世代のお母さんたちが来て、一緒になって子育てを相談するとか、そういった形のまちカフェ、古民家レストランあたりもできてくると、全てをひっくるめた潮井公園を核としたまちづくりがまたできていくんじゃないかということで思っております。

今、議員が提案されたように、とにかくみんなアイデア出しながら、ああでもない、こうで

もないとやりながらまちづくりを進めていくと、そして、この公園づくりを進めていくと、本当にみんなから親しまれる潮井公園ができ上がっていくと思います。どうぞ議員さん、皆さん方におかれましても御協力のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 15番竹上公也議員。

○15番（竹上公也君） ありがとうございます。前向きな考えをいただきました。

先ほどの管理費の400万というのは、先ほど言われたような上下水道や電気、除草、樹木、陸上競技場あたりのを参考にしたいというふうなことでかかる管理費じゃなかろうかと思えます。

しかしながら、突然としてあらわれる台風、あるいは大水害、そういうものがもしね、で、大地震などあらわれれば、そのときには非常に災害をこうむるということになりますれば、またそれ以上、倍以上の維持費がかかるということになります。ですから、そういうものは当然入っていないとは思いますが、いつ何どきどういうものがあらわれるか分からないということになりますれば、やはりね、いわゆるこういうものというのは、そのとき最後の維持管理というのを十分に本当に考えていかないと、後々行き詰まってしまうということになりかねませんのでね、半永久的に使うのであれば、最後のこの維持管理というのは非常に大切なものでございます。何事においても、どういう施設においても、最後の維持管理というのはきちっとした形で持っていかないと、最終的に行き詰まるということになりますので、ぜひね、この件については計画の段階からきちっとした形で考えていってもらいたい、そういうふうに思います。

そういうことで、益城町が今後すばらしいね、みんなが集える、みんなが集まる公園としてその潮井水源が開園しますように、心からお願い申し上げて一般質問は終わらせていただきたいと思えます。どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（稲田忠則君） 竹上議員の質問が終わりました。

次に、吉村建文議員の質問を許します。

7番吉村建文議員。

○7番（吉村建文君） こんにちは。7番公明党の吉村建文でございます。4月の町議会選挙で初当選させていただきました。支持者の皆様、また町民の皆様の手となり足となって、奉仕の心で町議会議員として働かせていただきますのでよろしくお願いいたします。

また、きょうは傍聴席にはたくさんの皆さんにお越しいただき、大変にありがとうございます。心より御礼申し上げます。

本日は、町民の代弁者として、通告しました小学校の空調設備について、指定管理者制度について、副町長の選任についての3点にわたって質問させていただきます。

それでは、質問席に移させていただきます。

改めて質問席から質問させていただきます。

昨日の総括質疑で活発に質問等がなされておりました。1点目、小学校の空調設備についてであります。

現在、益城町の中学校では、昨年12月に空調設備が設置され、中学生たちは私たちの時代とは考えられないようなよい教育環境のもとで勉学にいそしんでおります。他方、益城町には五つ

の小学校があり、生徒数も増加の傾向にあり、いやまして、空調設備の設置に熱いまなざしが向けられているところでございます。私も今回の町議選において、5日間の選挙期間中、町内31カ所で立ち会い演説をさせていただき、この小学校の空調設備の件は、私の公約として4年間の任期中に必ず設置しますと、皆さんにも強くお約束した部分の一つでもありました。皆さんも御存じのとおり、益城町は県下においてPM2.5の値が高く、また夏の暑さも厳しく、冬の寒さも盆地特有の厳しさがあります。そこで、何としても各小学校に空調設備を設置していただきたいと思っております。

平成27年度益城町一般会計予算書138ページの10款教育費2項小学校費1目学校管理費15節工事請負費に3億1,291万3,000円が、小学校空調設備工事請負費として計上されていますが、これは何を対象としているのか、また、この金額の内訳をお知らせください。

2点目、ところでこのうち国からの補助金を幾ら見込んでいたのか、国からの補助金が見つかなかったと伺っておりますが、それに対する町の対応を明らかにしていただきたい。

3点目、町単独であると、新たに国からの補助金分を町で負担することにはなるわけですが、その内訳をお聞きしたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 森永教育長。

○教育長（森永好誠君） 教育長の森永でございます。7番吉村議員の御質問にお答えいたします。

現在、各小学校におきましては、校長室あるいは職員室、事務室、また、保健室、それから、一部の特別支援学級の教室等に空調機を設置しているところでございます。しかし、多くの子どもたちが1日の大半を過ごします普通教室には、空調機は設置されておられません。このようなことから、先ほど議員もおっしゃられましたけども、平成27年度事業として小学校空調整備工事を実施することとしまして、27年度の一般会計当初予算において5校分の工事費としまして3億1,291万3,000円を計上し、その財源としましては、国庫補助金を5,153万2,000円、それから、起債を1億9,960万円、一般財源を6,178万1,000円と提案しまして、御承認をいただいたところでございます。

その後、5月になりまして、国から本年度の国庫補助については、空調機の設置事業については配分しないという旨の通知がありました。その結果を庁内で協議しまして、工事については予定どおり27年度の事業として町単独で実施することとしまして、本議会に今、予算を提案するところでございます。その内容としましては、工事費の財源組み替えを提案するところでございます。

今後の予定につきましては、7月に工事請負契約を締結しまして、夏休み期間を中心に工事を進め、9月以降には休日や夜間工事で対応しながら、できるだけ早く設置工事を完了したいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 7番吉村建文議員。

○7番（吉村建文君） ありがとうございます。

今後、国の補正予算も組み込まれると思っておりますので、今年度中に補助内示の見込みがあるかど

うかを確認させていただきたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 森永教育長。

○教育長（森永好誠君） それでは、2回目の御質問にお答えいたします。

公立学校の施設整備予算につきましては、文部科学省からの説明では、平成27年度においては1,000億円の予算に対して1,600億円の要望が上がっておりまして、600億円不足してるということの説明がございました。空調機設置のような教育環境の質的な向上に関するものについては、補助が今回は採択されていないようでございます。校舎の増改築や児童生徒の安全確保などについての補助が優先的に採択されているようでございます。このようなことから、補正予算につきましても、組み込まれるかどうか不透明であり、また、組み込まれたとしても補助として採択されることは厳しいのではないかなと思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 7番吉村建文議員。

○7番（吉村建文君） ただいまの回答で教育環境の質的向上に関するものは、まだ補助の採択されておらずということでございますけども、ぜひともこの空調設備の設置に関しては頑張りたいと思っております。

また、これは先の話になりますが、小学校、中学校に空調設備を充実させ、子どもたちの教育環境を格段によくするわけですので、将来、この設置に関して費用対効果も調べる必要があると思いがいかなるでしょうか。また、設置工事は5小学校同時に実施するのか、お聞きしたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 森永教育長。

○教育長（森永好誠君） 3回目の御質問にお答えをいたします。

昨年の12月に中学校に空調設備が設置されまして、半年が経過しようとしてるところでございます。その間、冬季におきましては暖房を使用していますものの、冷房についてはまだ未使用の状況にあります。

そういうことで、はっきりした効果は申し上げられませんが、今、土曜授業が全国的に話題になっております。土曜授業のかわりに夏休み期間をもう少し短縮しまして、そういうことでこの授業時数の確保ができないかなと、そういうことを今考えております。土曜授業につきましては、教職員の勤務はどっかで代休をやることになります。この代休は、前後8週間程度の中でやるというふうになっておりますので、なかなか学期の真ん中あたりで土曜授業をやりますと、先生たちが長期休業中に休みを持っていけない。ということは、普通の授業日の中でどんどん先生たちが次から次に休みをとっていかなければ、いわゆる勤務をきちんとこう解消できないというようなものもございまして、私としては、夏休みを少し短縮してですね、涼しい地域ではやっておりますけども、今、益城町も3日ほどは短縮しておりますが、これをもっと縮めることによって授業時数を確保していくと、そういうこともできるのではないかなと思っております。

そういうことで、授業時数が確保できて快適な環境があれば、やはり学力は伸びていくのではないかなと私、期待しておりますし、一つの話でございまして、給食をたくさん食べるようになったと、エアコンを入れた中で給食を食べさせると。そして、非常に食べる時間も早くなったと

というような効果も聞いております。いろんなどころで出てくるのではないかなと、今、期待しているところがございます。あらゆる面からこの効果を検証していく必要があると思っております。

それから、同時にということにつきましては、今申し上げましたように、なかなかこれを二つに分けてどこを優先するというのは難しゅうございますので、先ほど言いましたように、夏休みから同時に工事に入りたいというふうに私どもは考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 7番吉村建文議員。

○7番（吉村建文君） ありがとうございます。

教育長の答弁によって、私も公約に掲げていた小学校の空調設備設置の件がこのような形で実現できますことができれば、望外の喜びであります。ここに座っていらっしゃる同僚議員さんたちも、自分の子や孫に、小学校や中学校にクーラーがついたのは自分たちが議員のときに賛成して、議会を通して完成させたんだと胸を張って言えるのではないのでしょうか。

続きまして、指定管理者制度についてお聞きしたいと思います。

そもそも指定管理者制度とは一体何か。指定管理者制度とは、それまで地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理運営を、株式会社をはじめとした営利企業、財団法人NPO法人、市民グループなど、法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度であると聞いております。地方自治法の一部改正で2003年6月13日公布、同年9月2日に施行された小泉内閣発足後の日本において急速に進行した公営組織の法人化、民営化の一環とみなすことができます。また、その意義について、1、利用時間の延長など施設運営面でのサービスの向上による利用者の利便性の向上、2つ、管理運営費経費の削減による施設を所有する地方公共団体の負担の軽減が挙げられています。

現在、益城町においては、益城町文化会館、益城町総合体育館並びに陸上競技場、益城町町民憩の家、この三つが4月から指定管理者によって運営されております。そして、この三つの施設は、それぞれ生涯学習課、福祉課が町の担当課として監督されていると聞き及んでおります。

まず1点目、今年4月から指定管理者が業務を行っているわけですが、現在の状況はどうかお聞きしたいと思います。

現在、私自身、益城中学校に中一、中三の息子が通っております。そしてまた、ブラスバンドに入部させている保護者の方たちより質問を受けました。現在、益城中ブラスバンド部は、益城文化会館で練習をさせていただいており、ブラスバンド部は県の吹奏楽大会で6年連続金賞を受賞、県のアンサンブルコンテストで3年連続県代表として九州大会に出場、また、県のソロコンクールにおいても3年連続九州大会出場と、数々の実績を上げているブラスバンド部を、従来どおり使用させていただきたいとのことでした。私も、その保護者の方たちの意見に賛同いたしております。指定管理者に移行することによって何か変化が生じるのではないかとこの質問でありました。

2点目、指定管理者制度は5年もしくは3年の指定期間になっているわけですが、来年度以降の対応について見解をお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の2問目の質問にお答えをします。

指定管理者制度については、現在の状況はどうなっているのかとの御質問ですが、益城町町民憩の家につきましては、指定管理者としまして益城町町民憩の家管理運営共同企業体、九州綜合サービス株式会社、それと株式会社くまもと健康支援研究所と協定を締結しており、本年4月1日から管理運営を開始しております。

利用状況につきましては、4月の利用者数を前年と比較しますと、前年は町内の65歳以上が4,608人、一般1,562人、子ども69人、町外が250人の合計6,489人で、今年は町内の65歳以上が4,949人、一般1,351人、子ども124人、町外が201人の合計6,625人で、前年比136人の増となっております。まだ2カ月しか経過しておりませんので、今後、どのように推移していくか分かりませんが、4月の報告書を見る限り順調に運営が行われています。

来年度以降の対応につきましては、益城町町民憩の家につきましては、平成27年度から29年度まで3年間の協定を締結しておりますので、定期的にモニタリングを行い、指定管理者とも十分協議を行いながら、良好な管理運営の確保を図っていきたいと考えております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 森永教育長。

○教育長（森永好誠君） 吉村議員の2番目の質問の教育委員会関係の施設についてお答え申し上げます。

本年度4月1日から益城町文化会館を益城文化会館管理運営共同企業体に、それから、益城町総合運動公園をはじめとする各スポーツ施設を公益財団法人熊本YMCAに指定管理としておりますが、両施設とも管理運営に関する基本協定を締結しておりまして、その協定書に基づいた運営がなされているところでございます。

それぞれの施設についてでございますが、益城町文化会館におきましては、稼働率が昨年より若干上回っている状況にあります。また、スポーツ施設に関しましても、4月の報告書を見る限り順調な運営が行われているようでございます。また、両施設ともに定期的に訪問して状況の把握に努めておりますが、協定どおりの運営がなされている状況にあると思っております。

いずれにしても、公の施設の管理に民間の能力やノウハウを活用して住民サービスの向上や経費の節減などを図る目的でこの指定管理者というのは導入したものであります。しかし、両施設ともまだ2カ月しか経過しておりません。今後の状況を注意深く見守っていきたいと考えております。

また、来年度以降の対応につきましては、両施設とも指定期間が5年契約となっております。今後もより公の施設としての効果を高めるように、施設の設置目的を踏まえまして、公平性を損なうことがないように留意しながら、管理運営がより効果的なものになるように指定管理者と十分協議を行いながら、協定どおりの運営がなされているかを適切に判断していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 7番吉村建文議員。

○7番（吉村建文君） ありがとうございます。

私も益城町文化会館の館長、益城町総合運動公園の副所長、町民憩の家の所長にお会いし、面

談させていただきました。それぞれ真摯に仕事に向かわれていると、お話をしながら感じたところでございます。

次に、これに関連して減免団体について質問したいと思います。

文化会館や総合体育館では、減免団体があるという話を聞いておりますが、その内容を聞きたいと思います。これについても不安の声が上がっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 森永教育長。

○教育長（森永好誠君） 2回目の御質問にお答えいたします。

減免についての御質問でございますが、現在、使用料の減免については規則に基づいて行っておりますが、御質問のとおり減免団体がございます。具体的には、文化施設も体育施設も町内の学校の部活動に使用する場合には、減免率を100%になっております。また、町外の学校を含めた練習試合で使用する場合は、町内料金で扱うというふうになっております。また、現在、文化施設や体育施設を含めた全ての公の施設の減免の見直しを検討しておりますが、学校に関しましては、部活動を含めまして頑張る子どもたちの利用しやすい環境づくりを念頭に考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 7番吉村建文議員。

○7番（吉村建文君） 続いて、指定管理料についてお伺いいたします。

文化会館が2億192万円、総合体育館が2億2,250万円、町民憩の家が5,318万円計上されておりますが、その内訳を簡単に説明願えれば、よろしく願いいたします。

それから、指定管理者制度を採用したことによって管理運営費がどれだけ削減されたのかをお聞きいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員3回目の御質問にお答えします。

益城町町民憩の家につきましては、平成27年度予算において指定管理料として1,779万円を計上しております。平成28年度は1,770万円、平成29年度は1,762万円を予定しており、3年間の合計が5,311万円となっております。

管理運営費がどれだけ削減されたかの御質問ですが、平成22年度から平成25年度までの予算の収入と30万円以上の修繕及び工事を除いた支出の平均を見ますと、収入が約1,165万円で支出が約3,196万円でしたので、差し引きますと管理運営費としまして約2,031万円が必要となっております。平成27年度の指定管理料1,779万円と比較をいたしますと、252万円が削減されることとなります。以上です。

○議長（稲田忠則君） 森永教育長。

○教育長（森永好誠君） 続きまして、文化会館と体育施設のほうについて御説明申し上げます。

まず、文化会館の指定管理委託料の内訳でございますが、平成27年度につきましては4,145万7,000円、28年度が4,108万6,000円、平成29年度が4,046万2,000円、平成30年度が3,980万5,000円、31年度が3,911万円でございます。また、総合体育館が2億2,250万円で、その内訳は、平成27年度から平成31年度まで全て同額で年間4,450万円でございます。

また、指定管理者制度を採用したことによってどれだけの削減がされたかという御質問でございますが、文化会館につきましては、23年度から25年度までの3年分の一般会計からの持ち出しの平均が1年間で4,880万円でございます。今回は5年間の指定期間になりますので、5年分は2億4,400万円になりますけれども、5年間でそれを割るということになると思います。益城文化会館の指定管理料が2億192万円でございますので、それで5年間でございますから約4,200万円の削減になります。また、総合体育館につきましては、平成23年度から平成25年度までの3年分の一般会計からの持ち出しが平均しまして1年間で5,200万円でございます。それから、指定期間が5年間でございますので、5年間で2億6,000万円になりますので、総合運動公園の委託料は2億2,250万円、つまり引き算をしますと3,700万円の削減になるかと思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 7番吉村建文議員。

○7番（吉村建文君） どうもありがとうございます。

それでは、最後に副町長の選任についてお伺いをいたします。

副町長の選任については、町長の裁量の範囲で、人事権は町長にあり、議会は承認する立場にあります。

人口3万4,000人を超える町として、昨今、大雨による自然災害や火山の噴火など何が起こるか分からない状況にあります。町長以外にその職務を代行する副町長の存在は、危機管理の面からしてもいるとしないでは大きな差がついてしまい、益城町の町政にも大きな影響があると考えられます。

公明党の議員として、益城町は当然のこととして、町外の空白区においても公明党議員の守備範囲は広く、上益城郡内の御船町、嘉島町、甲佐町、山都町、そして、下益城郡の美里町の6町を担当しております。町議会議員に初当選して、5月、6月にかけて全ての町長さんのところで挨拶回りをして、町の現状とさまざまな事柄について意見を伺わせていただきました。現在、上益城郡で副町長を置いているところは甲佐町と山都町、下益城郡の美里町の3町があり、隣の御船町も近く副町長を選任したいとのことでした。

ここで町長にお伺いしたいのですが、町長は昨年6月の第2回益城町町議会定例会において、先輩議員の質問に答弁されて、副町長の選任は必要であると考えております、今後は議会の皆様と協議をしながら選任を検討していきたいと考えておりますとおっしゃっていますが、もう既に1年が経過しております。私も議員になって1カ月少々たっておりますが、毎週日曜日は行事が入っており、町長におかれましてはこの比ではないほどの行事が入っており、今後の町の方針や構想を立てる時間がないのではと心配するところです。

改めて副町長を選任する意思があるのかを確認したいと思います。

2点目ですが、選任するに当たって、現在、候補者はいらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員3問目の質問にお答えします。

副町長の選任についてということで、まず、吉村議員におかれましては御心配いただいて本当にありがとうございます。

吉村議員の副町長の選任時期、そして、現在候補者はいるのかという御質問ですが、昨年5月5日に町長に就任し、5月7日に初登庁をしました。以来約1年が過ぎました。1年365日で、平日はもちろん仕事で、会議や打ち合わせ、報告、来客等で分刻みの対応をしているところです。その中で、この6月1日までに土日や祝日、年末年始、いわゆる皆さんが考えておられる休日を調べてもらったところ、約126日ありました。その休日と考えられる日に仕事がなかったのが6月1日までに35日でした。ただ、そのお休みの日も私的な行事や会合が入っているということで、ほとんど休みがないということで、月に一遍あればいいのかなという感じで今、仕事をしてるところです。町長職は、会議やイベント、夜の会合など、土日にもさまざまな行事があり、その行事も時として重なってしまうこともあります。御指摘のとおり町政のいろいろなことに関して自分の考えもまとめる時間がないくらいの仕事量があつてというのが現状です。そこで、どうするかというと、今、やはり朝早く時間がありますので、ジョギングやウォーキングをしながら仕事のことを考えたり、その日の挨拶のことを考えたりしています。しかし、勉強するには時間が不足しているというのが現状でございます。

現在、副町長が不在であることから、今年の4月に特に私の考えていること、いわゆるマニフェストなどを政策に反映させるために、総務審議員、企画財政審議員、健康づくり審議員と、課長と同等の審議員を3名配置しております。しかし、益城町は県内最大規模の町でもあり、さまざまな行政課題も抱えており、政策の策定や、町長に事故があつたり長期出張等により意思決定ができない状態のときに、職務代理者として副町長が町の業務を行うなど、副町長の選任は必要であると考えています。

町内にはすばらしい考えをお持ちの優秀な方がたくさんいらっしゃいます。現在、まだ最終的な選定はできておりませんが、さまざまな角度から選任を検討していきたいと考えております。できるだけ早い時期に益城町に、そして、町政に対し熱意のある副町長を選定し、議会にお諮りし、選任したいと思っております。その折は、議員の皆さん方にもよろしく御審議いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 7番吉村建文議員。

○7番（吉村建文君） ただいま答弁をしていただきまして、副町長の選任が必要だということは、その重要性はよく考えてらっしゃると思うんですけども、まず、やっぱり期限を決めて副町長を選任する必要があるんじゃないかと思っております。この益城町は非常に政争が激しい町と聞いておりますが、この・・・の皆さんに候補者を出していただき選任してはいかがですかという提案もなされてはどうかと思っております。・・・の皆さんも、町の発展のことを誰よりも考えていらっしゃる議員さんたちであります。ぜひこの提案を受け入れてくださり、町の発展のためにもどもに頑張っていきたいと思っております。

ただ、そうは言っても、議会はやはり数がその決定で重要な部分を占めております。単純に考えて、町長が副町長を選任するということであれば、やはりその議会の主導権を握ってる、そう

いった議員さんたちに納得のできる、そういった副町長を選んでいただきたいと思いますので、ぜひ副町長を早目に選任していただきたいと思います。それが、やはり町民に対する町長のまず責任だと思っております。どうしても、議会運営するにおいても、やはりこれだけの多くの人口を持つてゐる益城町でございますし、どうしても副町長は選任する必要があると思っております。ぜひこの願いを聞き入れていただきまして、副町長の選任に邁進していただきますように重ねてお伺いして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員2回目の質問にお答えをします。

益城のためということで、早目に決めたほうがということでお話しだろうと思います。

選任につきましては、これはもう全ての町民の皆さん、そして、ひょっとしたら町外になる、町民になると思います。やはり人材だと思います。そういったことで、公平な形で、イーブンな形で選んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

○議長（稲田忠則君） ここで、暫時休憩します。2時55分から再開します。

休憩 午後2時44分

再開 午後2時55分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番吉村建文議員。

○7番（吉村建文君） 先ほど、一般質問の中で・・・という固有名称を使用しましたことは訂正させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（稲田忠則君） ただいま7番吉村建文議員から、先ほどの一般質問における発言について不適切であるとの理由により・・・と発言した部分を取り消したいとの申し出がありました。お諮りします。

これを許可することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。

次に、寺本英孝議員の質問を許します。

11番寺本英孝議員。

○11番（寺本英孝君） 皆さん、こんにちは。11番、無所属無派閥の寺本英孝です。

まず初めに、先般の統一地方選挙におきましては、町民の皆様の温かい御支援によりまして三たび町議会に送っていただきました。町民の皆様にこの場をおかりいたしまして、改めてお礼申し上げます。ありがとうございました。常に町民の皆様のため、また、益城町発展のためを考え、従来の派閥の論理ではなく、是は是、非は非の姿勢で行動してまいります。皆さんとともに益城町の発展のために頑張っていきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、通告してありました町長の政治姿勢の中で、町民が主役のまちづくり1点について質

問させていただきます。

それでは、質問席に移させていただきます。

それでは、1回目の質問をいたします。

町長の政治姿勢の中で、町民が主役のまちづくりの現在の状況について質問いたします。

平成26年7月の広報「ましき」での西村町長の所信表明を要約しますと、町長選挙で町内を回る中で、町政に対する要望やまちづくりへの提案など、たくさんの意見をいただきました。それらの貴重な意見、提案に耳を傾けていくうちに一番強く感じたことがあります。それは、本来やるべきことは何かということです。これからのまちづくりは、私自身はもちろん、職員が積極的に地域へ出向いて町民の皆さんと直接話をし、地域の実情をよく知った上で業務を行うことが必要です。今後は、皆さんが実際に暮らされている地域、すなわち現場を大切にする、まさに現場主義、町民目線の町政運営が必要であると痛感しました。私が訴えてきたのは、厳しい財政状況の中で、10年後、20年後のまちの将来人口や年齢構成を見据えた明確なビジョンの構築、積極的な情報公開による町政の見える化、すなわち町政の透明化の推進、そして、町民の皆さんと一緒に考えて、まちをつくる。共創による町を町民が主役のまちづくりですと述べられておられます。また、マニフェストにおいては、開かれた町政を実現するため、皆さんの意見を伺う場としてどこでも町長室、タウンミーティングを開催し、今までのような参加者を限定した行政座談会ではなく、誰でも自由に参加できる場として開催し、提案をいただいたことについて今後の町政の推進に役立てますと述べられておられます。

就任されてから1年余りたちますが、また、町長は、今、町は埋没の危機、行政のプロが脱線を正す。行財政を透明に。住民主役に未来へ希望を。このマニフェスト基本理念とし、町民が主役のまちづくりを進めておられるわけですが、現在。では、現在の状況等をどのように受けとめられて、今後、町民が主役のまちづくりにどう生かしていかれるのか、お尋ねいたします。1回目の質問といたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番寺本議員1回目の質問にお答えをします。

議員御質問の件につきましては、私のマニフェストに係る御質問と解しております。

議員の皆様御存じのとおり、私は、マニフェストに町民が主役のまちづくりを掲げています。

まず、私のマニフェスト全体の進捗状況につきましては、町民の皆様にお約束したとおり、6月号の町広報紙と町ホームページなどで既に公表しているところです。私のマニフェスト43項目の進捗率は、実施済みもしくは達成済みである、あるいは既に取り組んでおり計画的に進捗している項目は約63%27項目、取り組みに向けて検討中もしくは準備中である項目は約37%16項目となっております。

さて、私のマニフェストの中で町民が主役のまちづくりに関する施策の進捗状況でございますが、マニフェストの検証及び公表、どこでも町長室の開催、町民提案制度、各種委員会の町民公募制の徹底、自主防災組織の整備、地域に応じた防災訓練の実施につきましては、既に取り組んでおりますが、まちづくりの基本条例の制定、町政モニターの導入などにつきましては、現在、

取り組みに向けて検討中もしくは準備中となっております。今後は、検討中もしくは準備中の項目につきまして早急な取り組みができるよう対応していきたいと思っております。

町民が主役のまちづくりの現状についてですが、私のマニフェストの中で町民が主役のまちづくりに関する施策としましては、先ほど申し上げましたとおり、まちづくりの基本条例の制定、どこでも町長室の開催、町民提案制度、町政モニターの導入、各種委員会の町民公募制の徹底、自主防災組織の整備、地域に応じた防災訓練の実施などが挙げられます。昨年度は、施策の着実な推進を図るため、事業の制度化など仕組みづくりを重点的に行いました。

その結果、町の現状、業務や制度などについて、町民の皆様を知ってもらうために、町職員が地域で行われる集会などに出向いて説明を行うふれあい出前講座、広く町民の皆様から町政に関する提案、意見などを、町ホームページやましき便投函箱設置施設で提案できる町民提案制度、及び各種計画などを策定する際に計画案を事前に公表し町民の皆様から意見を聞くパブリックコメント手続の制度化を図り、本年の4月から開始しております。

平成27年度に入って2カ月が過ぎましたが、既にふれあい出前講座につきましては2講座、子育て関係、四賢婦人関係を実施しておりますし、町民提案制度につきましては、9件の提案があり、回答希望の提案者に対しましては回答を行っています。

また、昨年度は、第5次益城町総合計画後期基本計画策定の一環としまして、町民参加によるまちづくりワークショップを計5回開催しました。このまちづくりワークショップには、公募による町民35名と益城中、木山中の生徒が参加し、町民の方々には、都市づくり、産業経済、医療福祉、教育文化のグループに分かれ議論をしていただき、益城中、木山中の生徒には中学生目線からの本町のまちづくりについて議論をしていただきました。このまちづくりワークショップの提言書が本年の3月23日に提出されましたので、貴重な御意見として今後のまちづくりに反映していきたいと考えています。

さらに、各種委員会の町民公募制の徹底につきましては、町審議会等の設置及び運営に関する指針及び町審議会等の委員の公募に関する実施基準を策定し、昨年度から実施をしております。

一方、どこでも町長室につきましては、昨年度、嘱託員研修時に開催要望のお知らせをしましたが、残念ながらまだ開催にまでには至っておりません。また、先ほど吉村議員の御質問の中で回答しましたとおり、私自身も昨年度は町長就任1年目で、自主的に計画して取り組む時間をつくるのが難しい状況にありましたが、本年度からは、予定では7月ごろから大体二つの行政区を合同で夜の時間帯に月2カ所程度を私自身が出向いて行き、町民の皆様と意見交換を行いながら、町民の皆様の生の声を聞くことにより、今後の町政に反映していきたいと考えております。

さらに、自主防災組織の整備及び地域に応じた防災訓練の実施につきましては、昨年5月に町防災対策本部と福原地区との総合防災訓練を実施し、それが契機となって福原地区、谷川地区において自主防災組織が結成されました。本年度におきましても数地区、広崎4町内、下灰、下陳地区で結成の動きがあっておりますので、町としましても結成に向け協力していきたいと考えています。

一方、まちづくりの基本条例の制定及び町政モニターの導入につきましては、他自治体の状況

及び情報収集を行いながら、制定及び導入に向け検討を重ねてまいりたいと考えております。

それと、町民が主役のまちづくりの今後の課題についてということでございますが、まちづくりに関する行政からの情報発信を積極的に行うとともに、町の計画などを策定する段階から積極的に町民の皆さん方に参加じゃなくて参画してもらうことが必要だと考えております。同時に、町民の皆様には、まちづくりは行政だけで行うものではなく、町民みずからが参加して協働で一緒になって行うものとの意識を持ってもらうことが重要だと思っております。また、職員に対しましては、町の本場の現状は、先ほど出ましたように職員みずからが地域に出向いて、自分の目で見て、直接町民の皆様の声を聞かないとなかなか分かりませんので、常日ごろから地域の集まりに積極的に参加するように話しています。今後は、どこでも町長室を定期的を開催し、町民の皆様のお意見などを直接聞く場を設け、いただいた貴重な御意見等を町政に反映させるとともに、住民自治の規範となるまちづくり基本条例の制定、職員の地区担当制の導入や、まだ私のマニフェストの中で取り組みがなされていない政策などについて早急に実施ができるように検討を行い、さらなる町民が主役のまちづくりを目指していきたいと考えております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 11番寺本英孝議員。

○11番（寺本英孝君） 何か今、町長の答弁を聞いておりますと、参加メンバーに何か答弁しなはったごつしてですね。今、1回目の答弁ありがとうございました。

確かにですね、現在43項目ですか、マニフェストの検証とかですね、まちづくりのワークショップ、確かに開かれたということですけどですね、それらもですよ、一部の人間しか知らんわけですよ、実際が。

それで、2回目の質問いたしますけどですね、ですから、町民が主役のまちづくりのですね、現状はどうあろうかということですけど、西村町長が就任してから1年余りたちますけど、この1年間を振り返ってみましたときに、最初に陳情が要望書へ変わり、行政座談会にかわるどこでも町長室は開催されず、また、積極的な情報公開、すなわち町政の透明化の推進、これらは現在進んでいるのでしょうか。さきの答弁ではですね、何か進んでいられるような思いを述べられましたけど、ただ、私は、大変厳しい言い方ですが、町長は、では実際、この1年間、町民からどのようにして意見を伺ってこられたのかと思います。とても町民の皆さんと一緒に考えている機会があったとは思われません。言いかえれば、町長みずから町民の方々と話し合う場を設けることができなかった。実際そうでしょう。さっき同僚議員の質問に対しても、1年間忙しくて、忙しくて、1日たりとも休みがなかったような言い方ですから、厳しい意見ですけど、私はそう受けとめております。

政治は、全てとは言いませんが、結果が全てです。また、結果が求められます。これが益城町の最高責任者としての務めではないでしょうか。大変失礼で厳しい意見を述べさせていただきましたが、町民の方々の声と思ってくださいれば私もありがたいです。その上でですね、町民の皆さんへ再度、益城町の最高責任者としての現在の思い、考えを聞かせください。

そういう中で、前年度まで行われていた行政座談会は開かれず、また、それにかわるどこでも町長室も開かれていないこの現実。開かれた町政を目指すのであれば、積極的な情報公開による

町政の見える化、すなわち町政の透明化の推進、これらも町長の決断によって大きく変わる案件ではないでしょうか。確かに、予算が伴う案件は、予算の裏づけがないとなかなか実行できません。しかし、町政の透明化の推進、また、どこでも町長室等は、予算措置がなくても町長の判断や決断で前向きに進められる案件がないのですか。私はそう捉えておりますが、私が間違っておれば、どこのあたりが違うのか教えていただければありがたいです。

しかし、一方では、町長就任と同時に陳情行政から要望書を提出するという仕組みにすぐに変更されました。これらは、他の市町村等の事例を参考に判断されたと思いますが、陳情と要望、言葉の意味は大きな違いはありませんが、ただ、私は陳情よりも要望の意味が少し強いのではないのでしょうか。どちらがベストかは、行政の立場から、あるいは町民の立場から考えたときに、結果がすぐに出る案件ではないのではないのでしょうか。それも私個人としての考え方ですけど、しかし、結果はどうあれ、町長就任と同時に決断されておられます。そうであるならば、町長の基本的な考え方、町民一人一人と話し合う場、すなわち現場主義を一つのテーマとされておられますのに、どこでも町長室は全く1回も開かれていないこの現実。結果として、言っていることと相反するのではないのでしょうか。すなわち大義名分ですね。人間として守らなければならない道義と本分、人間としての道、あるいはなすべき本来の務め、これらに反しているのではないのでしょうか。

町長、何か思いがあれば聞かせてください。

そこで、同僚議員が平成26年9月議会で一般質問をした折、町長の答弁として26年の5月9日にありました新旧嘱託員の会議の中で、陳情ということではなく、陳情のかわりに要望書を提出していただき、担当課で調査検討をし、要望提出嘱託等にはわざわざ大勢で役場まで出ていただかなくても、担当課と町長で検討をするということになりましたと、答弁されておられます。そして、要望書を提出していただくことで地域の意見や要望が集約され、嘱託員さんを通じて町に届くこととなります。町と嘱託員さんとの認識を共有でき、ひいては地域と一体となった行政執行ができるものと考えておりますと、答弁されておられます。

では、そういう中で、昨年、平成26年度の各嘱託の要望箇所がまとめられたわけですが、建設課分で36嘱託で49件、農政課分で18嘱託22件が要望として26年度分は出されていましたが、町長の答弁の中で、本年予算規模が1億で、出ている全ての要望を積算してみますと2億8,000万ぐらいになるとの町長の答弁でしたが、そこで、26年度も一応完了していますので、建設課及び農政課において要望箇所完了嘱託が何カ所、要望箇所継続嘱託が何カ所か、そして、予算はどのくらい使われたのか、建設課、農政課、別々に分かれば答弁願います。

以上で2回目の質問といたしますが、質問内容を再度確認します。一つ目に、積極的な情報公開、すなわち町政の透明化の推進、これらは進んでいるのか。二つ目に、予算措置がなくても町政の透明化の推進、どこでも町長室等は、町長の判断、決断で前向きに進められるのではないのか。三つ目に、町民一人一人と話し合う場、すなわち現場主義が基本と言っておられるのに、どこでも町長室は開かれていない。これらは大義名分に反するのではないのか。四つ目に、要望箇所の建設課、農政課分の完了、継続箇所及び予算執行の状況、以上4点について答弁よろしくお

願いたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 寺本議員 2 回目の御質問にお答えをします。

まず、一つ目の積極的な情報公開、すなわち町政の透明化の推進、これは進んでいるのかとの御質問でございますが、まず、昨年度の情報公開条例に基づく公文書開示請求件数は 8 件で、全ての請求に対し開示もしくは部分開示を行っております。さらに、開示請求まで至らない案件につきましても、各担当課の判断において開示をしております。

また、行政情報の積極的な公開につきましては、熊本市民オンブズマンが毎年情報公開度のアンケート調査をし、そのランキングを公表しておりますが、平成 25 年度は県内最下位となっておりますが 45 位、平成 26 年度につきましては、議員の皆様の御協力と御理解により、議会議事録を町ホームページに掲載したことなどにより若干ながら順位が上がりました。40 位になっております。ただし、町の個人情報が見舞いの相手先とかそこあたりを公表せんだったということで、ここに 40 位ということがなっておりますが、ここあたりは一定のプライバシーもあるのでちょっと今回は控えておりますが、そこあたりもほかの市町村をまた研究したいと思っております。しかし、まだまだ改善すべき点もあると思っておりますので、今後も情報公開につきましては、個人情報を勘案しながら、公文書はオープンという考えのもと、さらなる情報公開を図っていきたく考えています。

次に、二つ目の予算措置がなくても町政の透明化の推進、どこでも町長室等は町長の判断、決断で前向きに進められるのではないのかとの御質問でございますが、議員御指摘のとおり、どこでも町長室につきましては予算措置の必要はなく、当然、町長である私の判断で開催できるものと解しております。

次に、三つ目の町民一人一人と話し合う場、すなわち現場主義が基本と言っておられるのどこでも町長室は開かれていない、これらは大義名分に反するのではないのかとの質問でございますが、寺本議員 1 回目の御質問の中でお答えしましたとおり、どこでも町長室につきましては、昨年度の嘱託員の研修時に校区単位での開催要望のお知らせをしましたが、残念ながら開催の依頼がございませんでした。今、考えていますと、私も少し受動的だったかなと思っております。そこを踏まえ、本年度からは、予定では 7 月ごろから、大体二つの行政区を合同で、夜の時間帯に月 2 カ所程度、私自身が出向いて行き、町民の皆さんと意見交換を行いながら、町民の皆様の生の声を聞くことにより今後の町政に反映していきたいと考えています。なお、どこでも町長室につきましては、今申し上げましたとおり本年度から本格的に開催する計画でございますので、議員御指摘の大義名分に反するとは思っておりません。

次に、四つ目の要望箇所の建設課、農政課分の完了、継続箇所及び予算執行の状況についての御質問でございますが、昨年度は提出があった要望箇所を全て私みずから担当課と一緒に現地を確認し、予算などを勘案しながら優先順位をつけて計画的に実施をしております。中には 6,000 万、7,000 万もかかるやつもありましたので、そこあたりを勘案しております。その実施状況は、建設課関係で生活道路を含めた道路整備等に関する要望が 48 件寄せられ、要望内容につき

まして担当課で調査検討を重ね、28件の要望につきましては整備を完了し、その予算執行額は約5,960万円となっております。残りの20件につきましては、効率的に事業を進めていくため、事業費算出を行い、優先順位により事業の実施の有無を判定しました。その結果、次年度から計画的に整備していくものが3件、事業費が膨大にかかり事業化に困難なものが3件、他事業化の事業と関連性があり調整協議が必要なものが3件、公共性等を評価し保留と判断したものが3件、対象地の境界や関係者の承諾などが難しく事業化する上で困難なものが8件となっております。一方、農政課関係では、要望が23件寄せられ、16件につきましては整備を完了し、その執行額は1,760万円となっております。残りの7件につきましては、次年度計画的に進めるものが1件、他事業との関連や関係者の承諾などが難しいもの等が6件となっております。いずれにしましても、非常に財政が厳しいということで、また、町民の皆さん方の大切な税金です。1円たりともやはり無駄にできないと思います。そういったことで、今後も要望内容を精査し、町民の皆様とともに安全で住みやすく安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 11番寺本英孝議員。

○11番（寺本英孝君） 2回目の答弁ありがとうございました。

積極的な情報公開、町政の、マニフェストあれも、何か先月だったですかね、マニフェストの公開度が、これですね、町長のマニフェスト進捗状況ということですね、開示請求とかですね、さっき町長がおっしゃいました実施済み、達成済みが件数で2件ですか、ですね。こういうのを私もちょっと見ましたけどですね。ですから、ただ、これを見るまでではですよ、全く私どもは分からんわけですよ。全くどこがどこでどうなっているかということですね、絶対分からんもんですからですね、質問がそういう質問になりましたけど、それとですね、町政の透明化の推進でも、26年度で、その前が45位か46位だったですね。で、40位になったということだったですね。それは大変いいことですけど。そして、建設課と農政、建設課はですね、何か8件あたりが困難という、できないということですかね、これは。ですね、そう捉えてよかったですね。はい、分かりました。

それらを踏まえてですね、3回目の質問をしたいと思っておりますけど、町民が主役のまちづくりの今後の課題についてですが、同僚議員も質問しましたが、私もですね、私は陳情をですね、復活させてほしいと思います、正直言います。陳情行政ではありません。確かにですね、各部落より大勢の人を連れて行くような形は、確かにですね、私も古いと思いますが、しかし、陳情のメリットはですよ、やはり顔が見える行政ですよ。益城町にはたしか68人ですかね、68人も区長さんがおられます。町長も全ての区長さんの顔をですね、覚えるのは一苦労だと思います。私たちが校区の区長さんが変わっただけでなかなか顔と名前を覚えることが難しいときもあります。また、要望書のペーパーだけでは、名前は書いてありますが、時には顔も分からず、気持ちも伝わらないと思います。例えばそのような中で、区長さんが要望書を役場へ持って来られたときですね、ちょっとの間でも会って要望書の趣旨を伺うとか、そのようなちょっとした気配り、心遣いがですね、何か町民主役のまちづくりにですね、間接的につながるのではないかと思います。

いかがでしょうか。

新しい区長で行政にふなれな方は、要望書をどこの課に持っていくのか分からないというような声も聞きます。このような状況の中で、先ほども述べましたが、昨年9月議会での同僚議員の一般質問に対して、町長は、要望を区長さんたちに聞いてほしいということで、これはこれもあります。今後検討しているところで、マニフェストでお話ししました移動町長室ですね、ここあたりで地域を回ろうかということで考えておりますので、そこあたりも含めて考えていきたいと思えますと、町長は答弁されておられます。ただ、まだ検討研究の段階であれば、私は陳情のよいところ、あるいは要望のでいいところ、これらを総合的に検討研究をなされ、陳情は廃止したなどではなく、顔の見える行政、一人一人の意見を聞く町長の基本理念に沿って、陳情と要望書のセット、このあたりですね、行っていくのも一つの方法ではないかと考えますがいかがでしょうか。そして、お金のかからない町民が主役のまちづくりをともにやっぴこうではありませんか。町長の見解をいま一度お尋ねします。

そういう中で、先ほど町長も述べました広報「ましき」で、町長の平成26年度マニフェスト進捗状況を見ますと、これですね、ましき広報ですね。これを見ますと、取り組んだ実施済み、もしくは達成済みが件数で2件、進捗率5%、既に取り組んでおり計画的に進捗している25件58%、取り組みに向けて検討中である16件37%、合計の件数43件、以上のように掲載してありましたが、これを見て町民の方々はどうのように判断されるでしょうか。

それは私にも分かりませんが、私個人としましては、このようにマニフェストの進捗状況を公表された町長は、過去には誰も、確かに町長が先ほど述べられましたように、おられなかったと私も記憶しておりますが、これはこれとして大変ありがたいことだと私も評価していますが、しかし、掲載内容は、せっかくですからもう少し詳細にと感じましたので、私も町のホームページからマニフェスト進捗状況管理表を開き、拝見しました。A4は見にくいですからA3でですね。そして、8ページにわたってまとめてあります。確かに、二重丸が取り組んだ結果実施済みまたは達成済みである、一重丸が既に取り組んでおり計画的に進捗している、矢印が取り組みに向けて検討中または準備中である。二重丸二つは、町長の給料と保育料の見直しですね。確かに、分かりやすく、ただ、実際町民の方々です、ですね、関心のある人は見らすと思えますけど、ですから、こういうのを見ていくと、啓蒙活動もですね、少しは必要ではないかと私は感じました。

その中でですね、どこでも町長室は、先ほども町長が述べられましたように、平成26年度実績として、参加者を限定した町政座談会は廃止したという、これ、書いてあるけんですね。広く町民が参加できるどこでも町長室への移行を図り、関係者への周知を行ったなどと記載されていますが、ではですね、だけん、先ほど町長の答弁を聞いておきますと、ただ、私から言わせればですよ、囑託員の何かそのとき、たまたまその囑託員さんたちにですよ、周知徹底した。私から言わせればですよ、何ですかね、変な言い方ですけど、町長、せっかく囑託員が寄つとりなさるけん、なら、どこでも町長室のそういうとばちょっと見せとこかぐらいの気持ちじゃなかったらうかと、私はそう受けとめております。

ではですね、その関係者への周知を行ったなど、確かに記載されております。では、なぜ、ですから、私がなぜ関係者がだけのですね、周知かて。ですね。して、周知とはどのような形でですね、また、方法で周知なされたのか、そのあたりをお尋ねします。

それともう1点、情報公開ですけど、先ほど町長も言われましたように、26年度の進捗状況は矢印で、取り組みに向けて検討中または準備中であると記載してありますが、実績として26年度は町の審議会等の開催状況、会議録等の公表を行った、また、町議会本議会会議録等の公表を開始したなど、行政の取り組んでいる実績は評価いたしますが、ここで私は熊本県下市町村、先ほど町長も述べられたように、情報公開度が現在は少し上がっていますが、益城町は、先ほどの町長の答弁では40位ぐらいということだったですね。しかしですね、これらの結果を踏まえて、これは私の一つの提案、もしくは要望なんですけど、もしくは提案ですけど、情報化の透明化の推進を進めるに当たってですね、指名業者の選定において、熊本県下45市町村の中で現在指名業者を事後公表です。事後公表している市町村は、益城町を含めて5ないし6市町村だけではないのですか。この5から6は、私もはっきり、大体そのくらいじゃないでしょうか。40近くの市町村は、県に準じて事前公表がなされております。これが現在の状況です。このような現在の状況を踏まえて、益城町でも、今後、検討研究され、情報公開度の透明化等の推進を図るためにも、他の市町村と同様に指名業者の事前公表を前向きに検討する時期に来ているのではないのでしょうか。町長の見解を求めます。

以上で私の一般質問を終わりますが、3回目の質問内容を再度確認いたします。1点目に、陳情書と要望書のセットで臨機応変にやったらどうか。2点目に、どこでも町長室への移行を図ったが、周知された関係者、なぜ関係者だけに周知なされたのか、関係者とはどのような方々か、また周知の形、方法はどうか。3点目に、指名業者の事前公表を前向きに検討されたらいかがか。以上3点よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） まず、役場の、先ほど陳情を復活させたらという話だったんですが、予算の基本というのは、その事業に対して補助金がつくか、交付金がつくか、起債がつくか、そういうのもまず役場として、先ほど1円たりとも無駄ができませんというのはそこから始まるかなと思います。

それと、囑託員さんに、ちょっと語弊があるみたいなんですけど、いろんな形で一緒に忘年会はいたりとか、新年会一緒にやったり、それから、区長会研修で全ての区長さんあたりとも懇親も深めてるところはあります。そして、まず、いろんなことで町長室前とか通るかかられたら寄っていかんのかということや話をしたりとか、そこあたりもコミュニケーションはとってるつもりなんですけど、そこあたりもまだ足らんということでしたら、また、本当にコミュニケーションを深めていきたいと思っております。

ただ、町政座談会というのが、そもそもが2,200円だったですかね、費用弁償を渡して、区長さんたちに渡してやってたということで、これはいかなんかということで、限られた方だけしか参加できないということで、どこでも町長室という形にやったんですが、これがやはり議員がおつ

しゃられるようにですね、周知のやり方がもうちょっと足りなかったかなというのがありますので、ここあたりは徹底的にやっていきたいと思います。

それと、情報公開につきましてですね、やはり40位ということで、実は、学校関係の委員会あたりの情報公開をやったんですが、今回からその分は外れたとかですね、そういったこともあります。で、ここを上げるような形に、あとはもう個人情報との絡みもありますので、やっていきたいということで思っております。

それから、先ほど、これは質問と関係ないんですが、マニフェスト、これは公表するというのが、どっだけ進捗がなくても公表はしていきたいということで考えております。これは、4年間スパンでマニフェストというのを私は考えておりますので、ただ、自分が都合が悪いから公表せんじゃなくて、今、実際、どこまでできているかというのをお示しするというのが、やはり行政としての私の考えでございますので、そのところはまだなかなかそこまで行ってない状況もあるんですが、4年間で、スパンで考えていっていききたいと思います。ただ、1年、2年目、3年目、4年目ということで、達成率が上がるように、これはもう最大限の努力をやっていきたいと思います。

それから指名業者の事前公表ですかね。ここあたりはまだ検討課題、県が、どこかやられていることでしたら、また検討課題としてとっておきたいと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） 寺本英孝議員の質問が終わりました。ここで暫時休憩いたします。3時55分から再開します。

休憩 午後3時42分

再開 午後3時55分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、中村健二議員の質問を許します。

14番中村健二議員。

○議長（稲田忠則君） 14番中村健二議員。

○14番（中村健二君） 皆さん、こんにちは。14番中村です。傍聴席の皆さんには長時間にわたり御清聴いただき、まことにありがとうございます。だめですよ、拍手は。下のほうではですね、ちょっと上下のまぶたが仲よくしていらっしゃる方もいらっしゃったようですが、私で最後でございます。もうしばらく御辛抱いただきたいと思います。

2点について質問したいと思います。益城町の今後についてと、町長の政治姿勢について、2点をお伺いしたいと思います。質問がスムーズにいきますように質問は簡明に行いますが、答弁は詳細をお願いします。

それでは、質問席に移らせていただきます。

それでは、まず一問目ですが、通告しておりました益城町の今後についてということで、人口の問題を含めて益城町の将来像について伺います。

平成18年ごろからですね、日本の人口も減少しております。ただ、平成20年、21年ごろにはちょっと増えたんですけど、またその後ずっと減少しております。もちろん熊本県においても減少傾向にありますが、その中で熊本市とその周辺、合志、大津、菊陽、西原村、嘉島町、そして、我が益城町だけがですね、人口は増えてきております。ただ、その増加の理由については、それぞれの町で違うと思いますが、町長は益城町の増加の要因、どこにあると思われるか、また、この増加傾向がいつまで続くとお考えか。いずれはですね、益城町においても減少に転じてくると考えなければいけませんが、それを食いとめるためには、益城町を魅力ある町、そして、住みよい町にしなければなりません、町長のこれからのまちづくりに対する方策と、夢というか、町の将来像があればですね、お伺いして1回目の質問といたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 14番中村議員の1問目の質問についてお答えさせていただきます。

議員が、全国的に人口減少傾向にあると御指摘されていますように、平成22年国勢調査をもとに、国立社会保障・人口問題研究所が発表しました将来人口推計におきましては、本町の人口も減少するとの報告がなされております。

一方、現在の益城町における人口の状況としましては、平成22年4月末で住民基本台帳登録者数3万3,283人であったものが、5年後の平成27年4月末では3万4,280人となり、約1,000人の増加となっています。このように、少しずつではありますが、人口が増えている状況にあります。その要因としましては、特に、子ども医療費助成制度をはじめとした子育て支援策の充実と、飯野、福田、津森地区を対象としました定住促進補助事業にあるのではないかと考えます。あわせて熊本市の東部に隣接しているという地理的要因や、熊本市近隣市町村の地価等との比較なども増加の要因と考えられると思います。

また、益城町の活性化を図る方策は何か考えているのか、また、将来の姿をどう描いているのかということで、本町におきましては、まち・ひと・しごと創生に基づき、将来にわたって町の行政を維持存続させるために、本町の地方人口ビジョンの策定と、若い世代等を対象とした雇用の創出、移住、子育てなどを盛り込んだ総合戦略を策定することとしています。総合戦略を策定するに当たっては、本町の特性を生かした施策が必要であり、今後、町民の皆さん方や町内事業者、町議会議員、学識経験者などで構成する総合戦略審議会において審議していくこととなります。

なお、本町には、インターチェンジ、空港などの都市基盤や、先ほど申し上げたとおり地理的優位性があり、このあたりを生かすべきだと考えます。しかし、いかにハードの整備やソフト事業が整っていても、町全体に活気がないと、町外の方に移住先として本町を選んでもらうことはないと思います。まずは、町民の皆様の本町のまちづくりについてともに考えてもらい、町民の皆様と町議会、行政が協働で活気ある魅力あるまちづくりを進めていくことが重要であると考えております。

町の将来の姿につきましては、第5次町総合計画基本構想に掲げる町の将来像が「水とみどり豊かで人安らぐ「夢・創造」のまち」となっております。この将来像実現のために、まち・ひ

と・しごと創生とあわせ、各種施策を推進していくことが重要になると思います。あわせて町議会議員の皆様の御協力も不可欠と考えていますので、どうぞよろしく申し上げます。以上です。

○議長（稲田忠則君） 14番中村健二議員。

○14番（中村健二君） まちづくりについては、総合戦略審議会をつくって進めていくということですね、しっかりとこれは頼りにしていけないかなかなと思っております。

で、今年が国勢調査の年ですね。5年ごとですので。2005年の国勢調査で3万2,782名であったのが、2010年の国勢調査ではですね、3万2,676人と、106人減少しているわけですね。これは、住所は益城町にあるけど、仕事はよそでしてるとか、学校はよそに行ってるとかですね、住所だけそのままにしてるといった傾向が強いのかなというふうに思いますけども、今年の国勢調査でどういうふうに出るのかなとは思っております。

ただ、住民基本台帳で見えますと、これは順調にというか、人口は増えてきております。大体2010年には117名、2011年に79名、それから、2012年に207名、2013年102名、2014年に321名増えております。これは定住化促進の影響かなとも思いますけども、その辺が要因だろうと町長のほうも言われましたけど、確かにその辺もあると思うんですね。そして、2015年が91名ぐらいですかね。そういうふうが増えてきているのは増えてきています。

この近隣の町村を見えますとですね、菊陽にはもう当然を追い越されましたし、4万を超えています。4月の時点で菊陽が4万88名だったですかね。そして、大津町が三万三千八百二十何名だったと思うんですけど、そういうような人数になっております。いずれ大津町からも抜かれるかなというような心配はしております。

やっぱりですね、このまちづくりの活性化をですね、図っていくためには、やっぱり人口というのは大事な要素になると思います。これをしっかり保っていかなければ、というよりもですね、保つことができなければ、町の活性化はあり得ないでしょうし、魅力あるまちづくりは難しいと思いますがいかがでしょうか。

そこでですね、これまでやってきてる医療費の助成、これは当然続けていかれるでしょうが、定住化促進についてはどうされるのか。先ほど3年延長と言われましたですね。ただ、今、その補助を3年、ただ延長するだけなのか、今までやってきたように、町で開発をして、そして、住宅をこう、その住宅に住む方たちを募っていくのかですね。その辺が、どうされるのか。今やっつてるところで終わりというのであればですね、ただ補助金だけは3年延長するだけだということであればですね、これは今までやってきた飯野小学校、津森小学校の児童確保、また、飯野、福田、津森地区の活性化のため進めてきたわけですから、その辺はしっかり検討していただければと思うんですね。これをやめてしまったんではですね、一時的なもので終わってしまいですね、早ければ10年後には以前の形に戻ってしまいやしないかと心配するところです。小学校が減って統合をせにゃんとかですね。そういうことで、次世代の人たちがそこに残ってくれたりすることが少なくなると。今はやっぱり核家庭が進んでおり、若い人たちは少しでも暮らしやすいところ、便利のところへと移動しているわけですよ。ですから、次世代の人たちが残れるような地域づくりを進めていくことが非常に重要になってくると思うんですが、町長はいかがお考えでしょうか。

2回目の質問とします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 14番中村議員2回目の御質問にお答えをします。

定住促進、これを今後もどうするのかということで御質問がありましたが、3年間延長したということで、まだ津森のほうで、開発とかそこあたりが行っておりませんので、ここあたりもどういったやり方していくのか、いろいろ今までも交渉はあつてみたいなんです、その買い取り価格とかですね、そこあたりを、方法をどうした形にやっていくのかというのが、また、検討課題だと思いますので、また、議員さんたち、皆さん方と相談してやっていきたいということで考えております。

人口につきましてはですね、本当に現在は各自治体が人の取り合いをやっているというのが非常に個人的には心配してるところです。こっちの水が甘いよという感じで、そういったことで、そうじゃなくてやはり定住については、やっぱり若い世代がやはり安心して子どもを産み育てられるような仕事の環境が一番大事であるかなと。その中でまち・ひと・しごと創生法案が出たんだと思いますが、そこあたりも含めて考えたいと思います。

それと、定住化につきましても、これはいつも言ってるんですが、男女共同参画まちづくり、そこあたりも町が全部で取り組んでいかなければならない課題であるということで考えております。例えば教育環境、道路環境、医療、イベント、自然環境、そこあたりが全てそろって益城を選んでもらうという形もあります。益城町は、自然環境、いろんな地理的優位はありますので、そこあたりも含めて若い世代に選んでもらえるような、まだそういった状況ですので、そういったまちづくりをやっていかにやらないということで考えております。

それと、人口予想で、今、減少ということでありますが、国の人口動態推計によりますと、地方においては、今後30年間でやはり2割から3割強の厳しい人口減少が見込まれておりますが、老年人口の減少は約1%程度で、一方、15歳から64歳までの人口は3割から4割減少すると見込まれています。生産年齢を中心とした人口の減少に伴い歳入の減少が見込まれる一方、高齢化の進展等を背景とした社会保障費の、これが一番問題かな、増大等を要因に、歳出の増大が見込まれるところでもあります。結果として、将来的に財政収支がさらに悪化することが懸念されます。

そこで、国においては、目指すべき人と国土の姿として概要を打ち出しています。その中で、地方圏域については、次のような方向性を示しています。

従来の広域ブロックを超えた日本海側と太平洋側の連携、産業クラスター、知の集積の形成、若者と女性が入ってきやすい農林水産業、再生エネルギーの活用、エネルギーの地産地消、コンパクトシティの形成と、高次地方都市連合、小さな拠点による生活支援、日本各地でゆとりある多自然生活圏域を形成、この中でも特にコンパクトシティの形成を推進するための都市再生特別措置法及び地域公共交通活性化再生法の改正が、本年5月に成立をしております。この内容は、都市機能の集約や地方中枢都市圏域等の形成を図り、行政サービスの集約と経済活動の活性化を実現することが重要であるとしてます。コンパクトシティの位置づけとして、住みなれた地域で人生の最後まで自分らしい暮らしを続けることができる仕組みとするためには、病院等施

設の持っている機能を地域の中で確保することが必要であります。すなわち医療サービスや介護サービスだけでなく、住まいや移動、食事、見守りなど、生活全般にわたる支援をあわせて考える必要があります、このためには、住まいや移動等のハード面の整備、医療・介護サービス提供体制を考えていくことが不可欠であると、国は言っております。

それでは、町は今後どのようにしていくのかということになりますが、折しも当町では、益城台地区画整理事業を推進しております。地域核として位置づけ、医療・介護サービス、住まい、食事など、生活全般にわたるものを配置予定していることから、住みなれた地域で確保できることとなります。しかし、公共交通が確立しておりませんので、今後の検討課題としまして地域全体を見渡した総合的な公共交通ネットワークの形成、地域特性に応じた多様な交通サービスの組み合わせが必要な施策であると考えます。以上です。

○議長（稲田忠則君） 14番中村健二議員。

○14番（中村健二君） そうですね、このコンパクトシティーですね、それから、若い人たちが農林業につくようなまちづくりって、これはもう理想ですよ。国は、そら、いいことを言いますよ。それを地方でつくるといのは、これはかなり厳しいと思います。なかなか難しいという。町長が言われるように、やっぱり人口というのは全体が減ってくるわけです。絶対数が減ってきてよるわけですから、これはうちの町も当然減ること考えとかないかんし、その中でこのようなコンパクトシティー的なことができればですね、そのためには全ての設備を整えた町になっていかないかんわけですから、その辺をですね、これはもうしっかりとやっていってもらいたいですね、そのための基礎づくりを今からやっていきよらんだったら、とてもじゃないけど、ああ、今からよそがし出したけん、うちもせなたいじゃ、間に合わんと。何でも大体今まではそういうような感じです。よそがぎゃんとばしよるけんというような感じでやって、町長が時たま言われるけど、あの町でこういうことしよるからうちの町でも。それは違うとですね。町長がいつも言われよるですね。そうじゃなくて、自分とこは自分とこの町に合ったことをやっていかないかんということ、町長はいつも言われる。そのとおりでと思うんですよ。どっかの葉っぱの町のどうだこうだというのがあったですよ。あんなのはあそこの村だからできることであって、おばあちゃんたちが一人ですね、おばあちゃんたちばっかで1億円以上稼ぐとか言うけども、それはその村だから、その地域だからできることであって、そういうものを益城町に何があるかということをしかり、これはもちろん我々もそうですけど、それを探しながら、そのまちづくりを進めていかないと、ただ端的に人口ばっか増やせよ、増やせと言ったって、本当の活性化というのが生まれてくるとかどうかというのはちょっと疑問符がありますけどもね。

それから、定住化促進についてはですね、その補助については、そういうような感じで補助は3年間延長と。ただ、あと、全て開発とか何かは民間に任せっ放しだというんじゃ、やっぱ町が誘導してやらないとですね、なかなかこれは進まんと思いますよ。企業あたりがそういうのを町に来ていろいろしてきたけど、なかなかできませんと言うけど、それはやっぱりちゃんと、それは町が誘導してやらんから、その辺もあると思います。ですから、そこ辺はしっかりとやって、津森辺もですね、下水道ができればその辺考えていけるでしょうから、しっかりとその辺をやって

いってもらいたいと思います。

それから、やっぱ総合計画のこと、ちょっとさっき言われましたけどですね、やっぱ町長というのは、言うまでもなく町のトップですよ、ね。町長が言われるに、笑顔あふれる町にするためには、元気ある町、活気あふれる町にしなければならないと思うんですよ。そのためには、さっき言われた町の将来像を描いたのが総合計画ですよ。その総合計画を夢じゃなく、夢を現実にしていくのが町長の力量だと思うんですよ。その辺、町長がですね、私はこういうふうにして現実化していくぞということがあればですね、1問目の最後の質問としてお答え願ったらと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 中村議員、14番ですね、申しわけありません。3回目ですかね、の質問にお答えします。

先ほど、定住促進なんですけど、飯野、福田地区でも今、開発が、また売れるということで判断しておりまして、今、進行してるところです。飯野地区で現在、また3カ所、約40戸が進行中でございます。これは御報告を申し上げます。

それから、まちづくりの方向ということで、葉っぱの町あたりがあったんですが、村あたりが、高齢者の方がアイパッドを持って仕事されているということで、70歳、80歳のおじいちゃん、おばあちゃんが年収1,000万とかあったんですが、やはりおっしゃられるとおりです。やはりそこをまねしても、やっぱりほかの市町村がまねしたんですが、やっぱり無理です。やはりまちづくり、みんなで、先ほど話をしたんですが、一緒になってやっぱりやっぴりいかんと、やっぱりいいまちづくりはできないと思いますので、知恵を出し合ってますね、やっていくことが一番大事であるということだと思っております。

今ですね、東京圏が、介護施設がもたないということで、高齢者を地方に移住とかですね、そういう議論もされておりますので、そうなったらまた地方でどこまで介護負担をするのかとか、そこあたりもいろいろありますので、こちらのほうとしても注視を、しっかり見ておく必要があるのかな。町にとっていいのかな、どうなのかあたりも、実際は雇用、仕事する人がもういなくなるということで、私の個人的には、女性の活用、女性の方をどんどん、どんどん、仕事ができる環境をつくっていくのが一番いいのかなと。そのためには、育児休業とか産休とか、きちっとそこあたりもとれるような、女性が安心して働ける、子育てしながら働ける環境もつくっていくことが、企業、それから、私たち地域も一緒になって考えていく必要があるのかなということだと思っております。

それと、総合計画に基づいた、これは絵に描いた総合計画じゃ、やはりいけないと思います。この間、課長会議のほうでももう指示してるんですが、総合計画、これはもう係長担当レベルまで全て読みこなしてくれと。これは、総合計画は、その中に意外と問題点がいっぱい入ってます。散りばまっています。そこあたりを職員が全員が、私も一番です、で、そこを、総合計画を読みこなして仕事を進めていくことが一番重要であると考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（稲田忠則君） 14番中村健二議員。

○14番（中村健二君） それでは、2問目に移らさせていただきます。

政治姿勢にとということで、3点ほど伺います。

まず、現在の我が町の財政状況についてですが、周りの町からですね、あたがえはよかもんなんて、銭持っとるもんなんてよく言われましたが、それはもう15年前、20年前のことですね、そのイメージがまだ残ってるのかと思いますけど、あれから20年ですよ。おだてられて調子に乗ってきたわけではないでしょうが、人口も財政力も追い越されてきているのが現実でございます。

町長が言われるように、埋没の危機まではないにしても、でも、町長はその危機が迫ってきていると捉えておられるわけでしょうから、27年の予算編成においては、そのあたりをもう少し考慮した予算編成はできなかったか、いや、その辺は十分考慮してやってきたと言われればそれまでですけども、いずれにしても町の財政状況をどのように捉えておられるのか、先ほど同僚議員の質問の中にもいろいろありましたけど、改めてまた伺いたいと思っています。

それから、次、2点目、事業の進捗状況についてですけども、下水道事業や地域再生道路、こういうのがですね、やっぱそのときの補助金の関係とか、交差点協議や遺跡発掘等、何か出てきてですね、そういう都合もあって若干遅れたり、ちょっと1年ぐらい遅れたりとかいうこともあるかもしれませんが、さっきは潮井公園の管理のことに続けていきましたけど、まだ工事が進んどうらんわけですね。潮井公園事業ですが、この3月議会です、だったですかね、7,000万の減額があったのは。理由は、翌年度の事業分まで前倒しで補助金の申請をしたところが、その分まで補助金がついてしまった。金は来たがよいが、工事が全くできない状況だということですね、翌年に繰り越したら27年の事業ができなくなるということになったもんですから、減額したということで、それはそうだと思いますよ。26年度の潮井水源の事業費の6,240万、そのうちから繰り越しが4,830万ですよ。ということはですよ、1,410万がつか仕事ばしとらんちゅうことですよ。というのは、仕事は進んどうらんということですよ、ですね。確かにですね、橋梁の下部工事を予定しとったができなくなったため、橋がかからんとほかん工事はできんもんなあとというような話は聞いたような気もしますが、いずれにしても27年度も6,200万円の予算を組んで、わけですね。これは本当に潮井水源公園の事業は進める気はあつとでしょうね。途中で挫折しはせんかと、非常に心配しておるわけです。このように、余りにも遅れてしまったら、もう補助金も少なくなる危険性もあつとやなかですか。それはなかっでしょうかね。

それから、観光振興事業の、これとは別にですね。観光振興事業文化財修復等の予算ですね。これは何もしてなかったですね。丸々そのまま繰越明許費で繰り越してあったようですけど、これは何か、何だったかな、あれは、何かばこう補修すつとだったかな。いろんなですね。今度やったはずですよ。文化財修復等のなどの予算ていうて。これは教育長のほうが詳しくかなと思うけども。全部にほら、配ったでしょう、何かこれぐらいの冊子ば。何やったかな、あれ。昔のあれ。そぎゃん、そぎゃん、そぎゃんと。そぎゃんとのあれだったつか。結局、手がかつたのか。これはもう、夏祭り事業の900万については、ちょっとよかです、これは。これは27年度のあれで何かあつたけん、もうよかとしてもですね。それから、この予算です、一応、その辺までにしときますかね。

それから、区画整理事業についてはですね、同僚議員から質問があったんですけど、これですね、町長、私も一緒に参加したことあるんですけど、市街化調整区域活性化連絡協議会というのがありますよね。あれは、益城町が主宰で確かにし始めたんだと思いますけども、合志と菊陽と嘉島とうちなんですね。ほかの1市2町と比べると、うちとはちょっと違うんですよ。ほかはもう大きな開発を既に幾つもして、そのあまった分じゃなかばってんが、遅れた部分について今からまたやりよると。嘉島あたりは、民間主導で区画整理ばしよったけど、あの70ヘクタールですかね、75ヘクタールかな。サントリーの西側のほうかな、あっちのほうですね。それが、町主導に切りかえて2年か3年ぐらいですかね、でき上がったわけですよ。そこ辺ですね、やっぱりどうしても調整区域の連絡協議会なんか行くと、うちとはこん人たちとは違って話ばいつも思うんですよ。うちは、まず、65ヘクタールですね、特定保留地の開発もまだどぎゃんもならんでおる。そこば一生懸命整理するために我々はこればやりよつとに、向こうは、もううちはこぎゃんしとつと。そして、こっちはって感じだからですね。そこ辺も考えながらですね、やっぱこん区画整理についてはですよ、それは民間で組合つくって、組合方式でやっていくということでやっていきよりますので、町のほうからもう2億超えとつとと思います、つぎ込んでる金がですね。だけん、今さら町主導てということはないかもしれんけども、やっぱり嘉島あたり見ると、町主導に切りかえて、荒木町長は非常にやり手じゃあるんですけどね。その辺ででき上がったということで、この前、私は荒木さんからちょっと話聞いたんですけど。そこ辺もうちはもうちょっとやっぱり力を入れていかんといかんというふうに思ってるんですが、いかがなものでしょうか。

それからですね、行政改革についてですけど、これ、第4次益城町行政改革大綱というのがありますね。この第3次そのまま継続するものと、新たに組み込むものがありますね、新たに組み込むものについてはほとんどがですね、本年度まで準備期間とか検討期間とかになっているものが多いんですが、職員の地域活動への参加促進とかですね、行政改革課の設置、これはこの前、町長が何か説明されたですね行政改革課のことについては説明された、などは既にですね、実施されているんだらうと。これは27年度から実施になってますんで、実施されているんだらうと思います。それから、先ほど同僚議員からあった陳情のあり方についての抜本の見直しですね。各課の要望でということになっておりますが、この辺、先ほどの質問があったんで、成果としてはどうなのか。その辺もちょっとですね、再度聞かせていただければと思っております。

それからですね、これは、まだ本年度までは検討期間、そして、判断を踏まえて来年度からというのがあります。道路維持管理業務を民間委託の件ですね。道路維持管理業務委託、民間に委託と。それから、町営住宅の維持管理方法の検討となっております。これも管理方法を民間に委託するのはどうかというその辺の判断だと思いますが、ですから、公園愛護会、これは仮称ですけど、の導入の検討とか、こういうのが大体来年度ぐらいから判断を踏まえて実施するというような形になつとつたじゃなかろうかなと思いますけどね。それから、一応これぐらい、いろいろまだほかにもありますけどもね、大体これについて準備がどれくらい進んでいるのか、でもまだ今、まだ今からですよと言うのか、その辺をですね、ちょっとお答えできればお願いしたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 14番中村議員2問目の質問にお答えをします。

政治姿勢についてということで、まず、財政状況についてお答えします。

町の財政状況につきましては、さまざまな財政指標で見ることができます。また、同時に全国の市区町村を政令指定都市、中核市、特例市、特別区、その他の一般市及び町村に区分し、さらにその他の一般町村を、人口や産業構造に応じ15の類型に区分している類似団体との比較で見ることができます。

益城町と同じような類型の町村は全国で138団体ありますが、その状況を平成25年度決算で見ると、財政力指数は0.55で、全国の類似団体内の順位は138団体中83位、経常収支比率は83.5%で類似団体内順位は31位、将来負担比率は20.9%で類似団体内順位は69位、実質公債費比率は6.7%で類似団体内順位は48位となっています。このように、類似団体の130団体の中で比較しても、どの項目にしましても上位に位置しており、町財政状況としては良好であると認識しています。ただ、自主財源の伸びにつきましては、議員御指摘のように伸び悩んでいる状況にあり、それが財政力指数で見ることができ、類似団体の中でも83位で平均を下回っている状況でございます。財政力指数の上昇させることで財政的な余裕が生まれるため、定住促進や企業誘致等に努め、町税を増加させなければならないと思います。

また、平成27年度当初予算と平成26年度6月補正後の予算と比較しますと、5億5,000万円程度増加しております。その内容を申し上げますと、民生費、農林水産業費及び教育費が主な増加の原因となっています。また、それぞれの増加の要因につきましては、民生費は障害者の方の介護、訓練等の給付費、市立保育所などの運営費、地域型保育事業給付費などで、国、県の補助負担金などを伴うものが主なものです。農林水産業費の増加は、資源向上支払交付金が平成26年までは町持ち出し分だけを歳出予算に計上していましたが、平成27年度からは国、県の交付金を町で一旦受け入れてから支払うようになったため、歳出予算が大きく増加をしているものです。教育費は、小学校の空調整備工事費を予算計上したことによるものです。このように、国、県の交付金や補助金に関係して増加しているものや、臨時的な工事費により増加したものがほとんどであり、経常的な町単独事業により増加したものではありません。さらに、平成27年度予算編成では、限られた財源を効率的、効果的に予算配分を行い予算計上できたものと思います。予算は予算として確保し、執行段階で辛抱できるものは辛抱しながら取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞ御理解をお願いいたします。

次に、政治姿勢について、現在町が行ってる潮井公園をはじめとするいろいろな事業の進捗状況はどうなってるのか、また、区画整理事業は少しは進展しているのか。先ほど質問された野田議員及び竹上議員の答弁内容と重複するところがありますが、御了承を願います。

まず、潮井自然公園につきましては、ワークショップを開催するなど、広く町民の皆様の見解を反映しながら、総額4億5,000万円の事業費で平成25年度から5カ年で整備する基本計画を策定し、測量設計業務、地質調査等を実施し、事業着手しております。昨年、26年度事業は、敷地造成、のり面整備、橋梁下部工、右岸側園路広場工事などを行い、このうち右岸側園路広場工東側を26年度で契約し、27年度への繰り越しとしています。そのほか、右岸側園路広場から左岸に

わたる橋梁工事につきましても、27年度への繰り越しとしました。本年度事業は、繰り越ししました右岸側園路広場工、橋梁上部工と、右岸側園路広場工西側を行う予定としてます。また、来年度以降に左岸側園路広場工、水と触れ合い広場ゾーンを予定しております。工事の進捗につきましては、当初の予定より少し遅れながらの状況ではありますが、繰り越しをしながらも順調に進めております。

下水道事業につきましては、昨年度から事業費の繰り越しにより事業を継続している工事は11件でございます。うち飯野地区は3件ございまして、7月末の完成を目指して工事を進めております。進捗率は2件について約30%程度、もう1件はマンホールポンプ設置工事でございます。ポンプの設計見直しによって発注が遅れておりましたが、今月中に入札から契約までを行うように現在準備を進めております。次に津森地区についてでございますが、7件ございまして、うち2件が完了いたしております。ほかの工事につきましては、進捗率80%が1件、約30%が1件、約5%から10%等程度が3件でございます。津森地区全体の工期が8月末となっておりますので、工期内の完成を目指しております。北部地区につきましては、1件ございましたが、ここにつきましては完成しております。

また、建設課関係につきましては、昨年度から事業費の繰り越しにより事業を継続している補助工事は、地域再生事業の2件であります。いずれもグランメッセ木山線で、現在、惣領、馬水地内で工事中となっております。進捗率は約30%となっております。これらの工事が平成28年3月までに竣工いたしますと、ほぼ道路の外観が完成いたします。今年中に道路をまたぐ橋梁の上部工、舗装の仕上げの工事などの発注を予定しております。平成28年3月末までには供用開始となる予定です。単独予算分の繰越工事については2カ所あり、工事のみの箇所につきましては既に竣工しております。用地補償費のみの箇所につきましては、登記事務等が完了すれば支払いが可能となります。

次に、益城台地土地区画整理事業の現在の状況及び計画についてですが、まず、西地区につきましては、平成21年9月に組合設立認可を受けまして組合設立をいたしました。その後、区画整理事業としての事業費を捻出するための保留地処分の相手先が、企業の問題や周辺道路への負荷などの問題により現在も定まっていない状況です。今後の進展としましては、事業計画書上の事業期間が本年度末までとなっていることから、保留地の土地利用につきましては、住居系を基本とした計画に変更し、それに伴う事業期間の延伸を含めた事業計画の変更認可をいただき、事業を進めていく予定です。

中地区は、事業の進め方、考え方の違いにより組合内部での合意形成が得られず、正常な組合運営ができていない状況です。しかし、西地区同様に、当初の事業計画上の事業期間が本年度末までとなっているため、組合施工で事業期間を延伸するためにも組合正常化に向け、町も調整に努めております。

最後に東地区ですが、組合設立の前提となります市街化区域編入につきまして本年5月29日に熊本県が都市計画決定告示を行っております。今後は、準備委員会より組合設立認可申請、県の認可、組合設立総会による決定、事業推進という予定となります。

以上のとおり益城台地3地区につきましては、それぞれの地区で問題や課題を抱えておりますが、総合計画にも西の拠点創出としてうたっておりますとおり、町も最重要事業という認識のもと、組合側と一緒に今後とも最大限の支援、努力を行う所存でございます。

続きまして、政治姿勢、行政改革の進捗状況はということでお答えしたいと思います。

本町の行政改革につきましては、昨年10月に高度化、多様化する行政ニーズに的確に対応すべく、簡素で効率的な行政運営に向け、時代に即応した組織機構の再編や事務事業の見直しを進めるとともに、財政の健全化に努め、人材の育成、住民サービスの向上を図ることを目的としまして第4次益城町行政改革大綱益城アクションプランを策定しました。本大綱は、個別の実施計画に重点を置きました実効性のある大綱となっております。本大綱の推進期間は平成26年度から平成30年度までの5カ年で、現在、135の項目について取り組んでおります。

議員御質問の進捗状況につきましては、昨年度の取り組み期間が実質半年間しかありませんでしたが、今年の4月1日現在で実施済みもしくは達成済みである項目は11%15項目、計画的に進捗している項目は39%54項目、検討中もしくは準備中である項目は47%64項目、計画自体の見直しを検討している項目は3%4項目となっております。なお、大綱の昨年度の進捗状況につきましては、既に5月の町広報紙及び町ホームページにおいて公表をしております。今後も、この大綱に基づき、行政改革の着実な推進を図っていくとともに、毎年度、取り組み状況の進捗管理を行い、その結果につきましても町民の皆様に対して公表していく所存でございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 14番中村健二議員。

○14番（中村健二君） るる詳しく御説明をいただきました。

まず、財政状況ということですね、たしか益城町は熊本県下では上位なんですよ。7位とか。財政力指数でも7位とか8位ですよ。ですから、この辺をちょっとと言われるかなと思ったら、類似団体ということ言われたんで、その辺は私としてもちょっと安心したとこなんですけど。よく見せようと思って、やっぱり熊本県下ではこうですよと言うと非常に上位だけでも、全国で見るとですね、非常に悪いとか、かなり下のほうに来るわけですね。全体で見ればですよ。類似団体だったら、今さっき言った八十何番とか、財政力指数ですけども、全体の市区町村から見ればですね、上位200にも入っとらん。当然、下位200にも入っとらんなんですけど。六百何十番ぐらいだったと思うんですけど。そのようなそういう感じですね、ただ、それはその辺の県全体の状況もあるだろうし、いろいろあるだろうと思いますがね。これ、やっぱりいつも例えば町の元気度とか、元気な町にしていくためにはですね、どうしてもさっき、人口増加もそうですが、その元気度を見るためには、地方税の収入とか、消費税交付金の収入とか見ると、大体その町がどれぐらい元気があるかな。今、どれぐらい前に進んどのかなというのも一番分かると思うんですよ。これを増やしていかんやらんわけですよ、益城町としても、しっかりと。企業誘致にもっと力を入れにゃいかんやらんし、あんまり隣の町とかそういうことは言いたくないんですけど、大津とか菊陽ちゅうのは、やっぱりああいうのの企業誘致の懇談会等とか会議とかですね、しょっちゅうやってます。もう年に1回ぐらいの企業何とか会とかそんなじゃなくて、

年に4回ぐらいはやってますよ。4、5回はですね。そして、うちがやってるああいうやつも、団地団地で別々にこうやっていって、工業団地別々にやったりとかですね、しながら、そして、その企業を大きくしてもらおうとか、増築してもらったりとか、企業をまた発展されてやるというような協力をやっていくことをしております。その辺がですね、その辺の取り組みが、やっぱりうちの町と大きく伸びてきた町の違いかなと。どうも形だけで企業誘致のあれをしたりとかですね、会議になるとぎゃんせやん、あぎゃんせやんて言うけども、なかなか先に足が進まんような感じがしとるんですけど、その辺ももっと積極的にやっぱり企業誘致あたりは力を入れていかなければ。ただ、持ってくる場所というのがですね、熊本県と相談せないかんし、県のほうからやってもらわにゃいかん部分もあっだろうし、そこが一番、うちの課題なんですけどね。一番厳しいところだと思いますけども、その辺をしっかりと力を入れてやっていってもらいたいなということなんですよね。

それと、また、商業施設ですね。そういうものが少ないですもんね、町は。やっぱりそれが少ないと、消費税の交付金あたりもですね、なかなかその辺も上がってこんし、その辺もしっかりと増やしていくためには、まず、あの区画整理事業というののしっかりやって完成させんと、どうしても県はそこですね、益城町の首根っこをつかんだような感じですぐ言いますもんね。あそこがでけんとに、ほかんところはまずあそこばしてくださいというような感じを言いますよね。ですから、これはもうしっかりやっていかないかんけど、そればかり聞いとってちやいかんし、県に対してもやっぱりもうちょっと力を入れて、こっち、やっていかにゃいかんとか。これはもう議会も当然一緒になってやっていかにゃいかんこつですけど。その辺を進めていかないと、これからの町運営というのは、本当、町長が言うように財政は非常に厳しくなってくるし、難しいのかなと思っております。ですから、その辺についてももっともっと積極的にやっていただきたいと思っております。

それから、予算をつくる時はですね、各課からいろんな要求があると思います。町長としてはですね、それを、ああ、これはもうちょっとつけたほうがよかつじゃなかつと増やしてやるなら、職員はみんな喜びますよね。けども、町長としては大変御苦労と思うけど、それをいかに削っていくかが町長の仕事だろうと思うんですよね。町民が納めた税金ですから、辛抱せにゃいかんとは、職員の皆さんも当然心得ていらっしゃると思いますよ。一つの予算を組むときに、予算を削減しようと、一生懸命削っていかうと思うときにですよ、一つの事業をぽんとやめて、大きくぽんと削るのも、これはなかなか難しいですよ。小さいもの積み重ねて、50万、100万とか、そんなものを積み重ねて削っていかないと、なかなかそういうところに目配りしていかんと、なかなか削れんと思うんですよ。

ただ、今度ですね、きのうもちょっと議論が出たけど、小学校の空調ですね。これの予算なんかもですよ、きのう、企画財政課長が言わんなよかつたっでしょうけど、よそん町は補助金がつかんとこで予算ば組んどつた。うちは、補助金がつかんとこつて、もしついたときは削るという、補助金を充てるというようなことをちょっと、よその町はそぎゃんしたと。うちは、補助金ばそれに入れとつたもんだけんと、出らんごつたつた。何かちょっとですね、そここのところが、

やっぱその辺の甘さですよ。補助金がつくかつかんか分からんばってん、つくだろうなんて思うて予算を組むというのは、ちょっとこれは町のやり方としては甘過ぎるんじゃないかと思っています。この辺をやっぱしっかりやってもらわないとですね。そういうはっきりせんもんはですよ、やっぱ補助金を予定して入れとくべきじゃないと思うんですよ。そこ辺はやっぱこれはしっかり反省してやってもらわんと、今後、また起きたらもう大変ですよ、これはですね。ですから、そこ辺は、3億1,200万の工事ですから、一遍にするには太か、補助金が5,000万つくならばという、ちっとは皆さんも納得してくるとやなかろうかという気持ちで予算に計上されたつかもしれないけど、結局、つかんごつなつた、これ、と言われるとですね。これは本当、事業縮小ば考えてもらうか何かでばしなかに限りには、非常に、補助金が出らん、はい、なら借金すりゃええたいて、こんな簡単な問題じゃなかろうと思うんですよ、町の予算はですね。その辺は、これはしっかり考えてもらわにやいかんところじゃなかろうかなと思っております。

それから、小さいことですけどもね、これ、例えばですよ、公用車を今度、全部で5台買いかえますね。5台、皆、今年車検ですかね、全部。その辺どうなのか。それであれば仕方なくもあるかと思うんですが、その行政改革大綱の中に公用原付バイクの検討をしているはずですよ。まだ今検討段階ですよ。だけども、公用原付バイクの検討という項目があります。公用車の共有の推進とかいうのもありますけども。その部分もあります。福祉のほうで使うやつはですね、車でないと、当然、こういう、介護とかその関係もありましようからいけないと思うんですけど、この点は全然検討しなかったのか。原付バイクについては全然検討しなかったのか。その辺はいかがなものでしょうか。

それと、町長車ですね。13年たつてると聞きました。13年たつとるかな。今年が13年目じゃなかつかなと。じゃなかな。どぎゃんか私も。私が最初の議員に通ったときに、その予算、決算で出てきたのかどうか知りませんが、決算で出てきたんであれば13年ということになりますけど、だけん、その辺がちょっとはっきりしませんけど、まあ、年数はそれでもいいです。あと、車検にエアサスの修理をしなければいけないから80万かかると。燃料を食う。理由は十分分かりますがですよ、町長はもう財政の危機と言っておられるわけだから、それからまだ1年ですよ。それで、ぼんとこれだけの車を買いかえるという、町民が理解するでしょうかね。そこ辺、ちょっと私も。そして、車がクラウンのハイブリッド540万円ですね。我々もですね、町長の車だけん、それは町の看板だけん、町長はよか車に乗っててもらいたかですよ。周りから見た目でむしゃんよかつ。よか車にですね。まちつとよかつでんよかかもしれん。センチュリーに乗んなはったちゃよかかもしれんですけど、今、状況が状況ですよ。現状が現状だから、その辺はですね、あと30万でも50万でも100万でもよか、400万台ぐらいの車でもよかごたる車はなかつたつかなという、そういうことをちょっと思ったところでございますが、いつもですね、やっぱりこれは一つの例として挙げただけですけども、常に予算組むときにはそのような気持ちでやってもらいたいなということを述べまして2回目の質問といたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 14番中村議員の2回目の御質問にお答えします。

まず、企業ですね、大津、菊陽、かなり多いということになっておりますが、実は益城町にも来たい企業というのはたくさん情報は入ってます。ただ、ここでも一番やっぱりひっかかってくるのが、市街化調整区域というのがかなり問題が出てきてなかなか難しい。そこを町が買い上げて先行投資してというのなかなかリスクもあるということで、難しい状況もあるということで考えております。ただ、テクノの研究機関あたりも見ていただくと分かるように、非常にあいてるところであります。ただ、研究機関だけしかだめということで、そこあたりもなかなか張りつかない状況ということで、非常に考えているところであります。

それと、区画整理事業ですね。店ができないと。ここが、店あたりも張りついて考えておりますので、どうもやはり先ほど、グランメッセ線あたりもありますが、ここあたりも区画整理事業あたりがなかなか進まないとグランメッセ線に移れないというのも、ちょっと県のほうの指導もそういったことが話がありますので、区画整理事業がやっぱり一番喫緊の課題かなということで思っております。

実はですね、予算の方もですね、空調、定住の予算の組み方というのはもうおっしゃられるとおりかなと。やっぱりそういったリスクあたりもですね、考えて最初に起債とかそういったふうに、個人的にはつくんじゃないかということで甘い考えもちょっとありましたので、私も含めてですね、そこあたりはもうちょっと補助事業ですね、そこあたりは、毎年ついてるやつということで、ちょっと頭で大丈夫というのがちょっと頭からありましたので、そこあたりの情報をですね、もうちょっと入れておくべきであったということで考えております。

それから、予算についてはですね、実際、当初予算編成の段階じゃ、たしか財政担当から聞いたのは10億円オーバーしとったということで、そこから削りに削って今の予算編成がなったということで、職員もやっぱり仕事もやっていきたいということで、いろんな事業も計画してたんですが、やはり優先順位をつけて、やはり十数億円を削って、非常に厳しい切り方をやってると思うんですが、そこあたりをやってるというのが現状でございます。

それから、効率化ですね。先ほど、行政改革大綱ですね。これは、本当に実際これを全部やるとすると非常に大変かなと思うんです。実際、身を切ることもなることもあるんですが、職員がみんなで一生懸命考えてくれたことです。原付あたりもですね、外に出る際に、やはり原付あたりが都合がいいようなこともあると思いますので、そこあたりも、調査に出るときとかですね、ちょっと出るときとか、そこあたりがいいかなということで。以上です、済みません。

○議長（稲田忠則君） 中村健二議員の質問が終わりました。

これで、本日予定されました一般質問が全て終了しました。これにて散会いたします。

散会 午後4時55分

平成27年6月第2回益城町議会定例会会議録

1. 平成27年6月9日午前10時00分招集
2. 平成27年6月15日午前10時00分開議
3. 平成27年6月15日午後0時46分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町議会議事堂
6. 議事日程

日程第1 常任委員長報告

日程第2 益城町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

日程第3 議員派遣の件

日程第4 閉会中の継続調査の件

7. 出席議員（18名）

1番 上村幸輝君	2番 下田利久雄君	3番 富田徳弘君
4番 松本昭一君	5番 榮正敏君	6番 中川公則君
7番 吉村建文君	8番 野田祐士君	9番 宮崎金次君
10番 坂本貢君	11番 寺本英孝君	12番 坂田みはる君
13番 石田秀敏君	14番 中村健二君	15番 竹上公也君
16番 渡辺誠男君	17番 荒牧昭博君	18番 稲田忠則君

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 吉崎博美

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	教育長	森永好誠君
会計管理者	福島幸二君	総務課長	森田茂君
総務課審議員	河内正明君	秘書広報課長	堀部博之君
企画財政課長	藤岡卓雄君	企画財政課審議員	中桐智昭君
税務課長	緒方潔君	住民生活課長	森部博美君
子ども課長	花田博文君	健康づくり推進課長	安田弘人君
健康づくり推進課審議員	西口博文君	いきいき長寿課長	後藤奈保子君
福祉課長	坂本祐二君	農政課長	森本光博君
建設課長	坂本忠一君	都市計画課長	杉浦信正君

下水道課長 富田正秀君 学校教育課長 田中秀一君
生涯学習課長 高森修自君 水道課長 西村秀幸君

開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は皆さんのお手元に配付してありますとおり、常任委員長報告、採決、その他となっております。

日程第1 常任委員長報告

○議長（稲田忠則君） それでは、日程第1、常任委員長報告を議題といたします。

まず、総務常任委員会報告、坂田みはる委員長。

○総務常任委員長（坂田みはる君） 皆様、おはようございます。12番坂田みはるでございます。

それでは、総務常任委員会の報告をさせていただきたいと思っております。

総務常任委員会報告書。平成27年第2回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第38号、平成27年度益城町一般会計補正予算（第1号）中、歳入、歳出（総務常任委員会関係）、第2表地方債補正。議案第42号、益城町課設置条例の一部を改正する条例の制定について。

2、審査経過。①付託年月日。平成27年6月9日。②審査状況。平成27年6月11日午前10時から、総務常任委員会室において、全委員出席のもと当委員会に付託された議案の審査を行った。

また、6月12日午前10時から、全委員出席のもと益城町文化会館第2駐車場、益城町総合体育館及び木山中学校施設整備工事予定箇所（給水ポンプ）を視察した。

3、審査の内容と結果。①審査の結果。議案第38号外1件、当委員会に付託された議案について、執行部から説明を受け、慎重審査の結果、議案第38号については賛成多数で修正することに決定した。議案第42号については、原案のとおり全会一致で可決することに決定した。

②審査の主な内容。議案第38号については、全国移住ナビ用プロモーション動画制作委託料についての質問があり、執行部から説明を受けた。また、学校給食に関して報酬が増額され、給料等が減額されている点について質問があり、担当課長から、予定していた正職員の配置がなかったため、非常勤職員で対応したとの説明があった。また、小学校空調設備設置事業の財源に関して質問があり、執行部から、国へ申請していた補助金の予算が採択されなかったことに伴い、町債及び基金繰入金に財源を組み替えたことについて詳細な説明があった。それに対し、財源は起債ではなく、基金から賄うべきではないかとの意見が出された。また、電子計算機運用費のシステム開発委託料の減額や一般コミュニティ事業助成金等について質問があり、執行部から説明を受けた。議案第42号については、地方版総合戦略の策定終了後の組織の再編についての質問があり、執行部から説明を受けた。

③視察の結果と意見。視察した現場のうち、益城町文化会館第2駐車場については、面積と道路補修箇所の確認を行った。益城町総合体育館については、指定管理者から、4月からの稼働状況が順調であることの説明を受けた。また、今後の状況について見守っていく必要性を感じた。また、木山中学校施設整備工事予定箇所（給水ポンプ）については、交換するポンプと配電盤の老朽化を確認し、他の小中学校も含め、定期的な点検の必要性を感じた。

以上、総務常任委員会の審査結果を報告します。平成27年6月15日、総務常任委員長坂田みはる。益城町議会議長稲田忠則殿。

○議長（稲田忠則君） 次に、福祉常任委員会報告、松本昭一委員長。

○福祉常任委員長（松本昭一君） おはようございます。4番松本昭一でございます。福祉常任委員会の報告をいたします。

福祉常任委員会報告書。平成27年第2回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第38号、平成27年度益城町一般会計補正予算（第1号）中、歳出（福祉常任委員会関係）。議案第39号、平成27年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。議案第40号、平成27年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。議案第41号、平成27年度益城町介護保険特別会計補正予算（第1号）。議案第43号、益城町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

2、審査経過。①付託月日。平成27年6月9日。②審査状況。平成27年6月11日午前10時から、福祉常任委員会室において、全委員出席のもと当委員会に付託された議案の審査を行った。また、6月12日午前10時から、全委員出席のもと益城町文化会館第2駐車場、空港保育園、益城町保健福祉センター（はびねす）を視察した。

3、審査の内容と結果。①審査の結果。議案第38号外4件、当委員会に付託された議案について、関係課長から詳細な説明を受け、慎重審査の結果、議案第38号、議案第39号、議案第40号、議案第41号及び議案第43号について、いずれも原案のとおり全会一致で可決することに決定した。

②審査の主な内容。議案第40号、議案第41号については、マイナンバー制度に関するシステム改修費用について質問があり、担当課長より詳細な説明を受けた。議案第38号、議案第39号及び議案第43号については、特段の質疑はなかった。

③視察の結果と意見。視察した現場のうち、益城町文化会館第2駐車場においては、担当職員から詳細な説明を受けた。空港保育園においては、現地で園長から園児数等の説明を受け、施設環境や保育の状況を確認した。益城町保健福祉センターにおいては、担当職員から施設の利用状況等について説明を受けた。当施設は、乳幼児健診やましき健診などの各種健診事業をはじめ、町民の健康づくりの拠点施設となるもので、今まで以上に周知を行い、町民の健康増進を図るよう意見があった。

以上、福祉常任委員会の審査結果を報告します。平成27年6月15日、福祉常任委員長松本昭一。益城町議会議長稲田忠則殿。

○議長（稲田忠則君） 福祉常任委員長の報告が終わりました。

次は、建設経済常任委員会報告、荒牧昭博委員長。

○建設経済常任委員長（荒牧昭博君） 皆さんおはようございます。17番荒牧でございます。建設経済常任委員会の報告をいたします。

その前に皆さんにちょっとお断りをしたいと思います。私、喉をちょっとやられてまして、聞きづらいところがあるかと思しますので、御了承いただきたいと思えます。

それでは、建設経済常任委員会報告書。平成27年第2回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第38号、平成27年度益城町一般会計補正予算（第1号）中、歳出（建設経済常任委員会関係）。

2、審査経過。①付託年月日。平成27年6月9日。②審査状況。平成27年6月11日午前10時から、建設経済常任委員会室において、全委員出席のもと、付託された議案の審査を行った。また、6月12日午前10時から全委員出席のもと、益城町文化会館第2駐車場、惣領地内排水路整備現場、町道グランメッセ木山線惣領北交差点改良現場を視察した。

3、審査の内容と結果。①審査の結果。議案第38号、当委員会に付託された議案について、執行部から説明を受け、慎重審査の結果、議案第38号については、賛成多数で修正することに決定した。

②審査の主な内容。議案第38号については、木山交差点北西側敷地取得に伴う借地権契約解約補償金について質疑があり、補償金の内容が明確に明示されておらず、認められない部分があるという意見があった。しかし、木山交差点北西側敷地取得については、町の長年の悲願であり、最も重要な事業であるとの見解が示された。

③視察の結果と意見。視察した現場のうち、益城町文化会館第2駐車場については、担当者より駐車場の取り付け予定道路整備について説明を受け、整備計画には関係道路の安全を考慮するようにとの意見があった。惣領地内排水路整備現場については、担当者より説明を受け、計画どおり進捗していることを確認した。町道グランメッセ木山線惣領北交差点改良現場については、担当者より説明を受け、工事の内容及び進捗状況を確認し、再生道路全体の供用開始が平成27年度末であることの説明を受けた。

以上、建設経済常任委員会の審査結果を報告します。平成27年6月15日、建設経済常任委員長荒牧昭博。益城町議会議長稲田忠則殿。

○議長（稲田忠則君） 建設経済常任委員長の報告が終わりました。

以上で各常任委員長の報告を終わります。

ここで、総務常任委員会において修正可決された議案第38号について説明を求めます。

9番宮崎金次議員。

○9番（宮崎金次君） おはようございます。9番宮崎でございます。

議案第38号、平成27年度益城町一般会計補正予算（第1号）の総務常任委員会で可決された修正案について説明します。

修正は、議案第38号、平成27年度益城町一般会計補正予算書の3、歳出、10款教育費、2項小

学校費、1目学校管理費の中で、国県支出金5,153万2,000円の減額に伴い、地方債3,500万及びその他、これは公共施設整備基金から充当されておりますが、1,000万円のところを地方債を0にして、その他、公共施設整備基金のほうに3,500万円をプラスをして、4,500万円に経費の組み替えをするものであります。

この理由でございますが、3月議会の平成27年度益城町一般会計予算の審議においても、町債が約99億6,000万円に増加するのを受けて、予算の議決後、わざわざ議会として町債をできるだけ増加させないようにと、こういう附帯決議が採択されております。

それからもう一点は、今回程度の額であれば、町債を発行しても公共施設整備基金から捻出は十分可能であると。こういう理由から、この修正案を提出しております。なお、この修正に伴い、その他の項目を修正しております。

以上であります。

○議長（稲田忠則君） 次に、建設経済常任委員会において修正可決された、同じく議案第38号について説明を求めます。

8番野田祐士議員。

○8番（野田祐士君） 皆さんおはようございます。8番野田でございます。

説明の前に1点だけ修正をいたします。別紙、常任委員会の際に修正案を出しておりますけれども、別紙の部分でございますけれども、4、歳出の部分でございます。2目のところが「道路新設改良費」となるべきところを、「道路新設改」ととまっております。この「良費」という部分が抜けておりますので、ここで報告させていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、説明に移らせていただきます。議案第38号、平成27年度益城町一般会計補正予算書（第1号）の建設経済常任委員会で可決された修正案について説明をいたします。

議案中、4、歳出、8款土木費2項道路橋梁費1目道路維持費15節工事請負費500万及び2目道路新設改良費22節補償補填及び賠償金900万についてであります。内容が明確に明示されておらず、資料についても十分に認められない部分がある。よって、町民に対して説明できるだけの内容ではなく理解を得られないと考えております。よって、今申し上げた部分を削除するものであります。

以上で終わります。

○議長（稲田忠則君） 修正案の説明が終わりました。

それでは、これより各常任委員長報告に対する質疑を許します。

質疑に入ります前に、議員各位に申し上げます。常任委員長報告に対する質疑は、益城町議会会議規則第50条及び益城町議会議会運営に関する申し合わせ、先例に伴い、審査の経過と結果に対する疑義に限られます。また、発言は簡明をお願いいたします。

質疑はありませんか。

16番渡辺誠男議員。

○16番（渡辺誠男君） 16番渡辺でございます。皆さんおはようございます。きょうは、たくさんの方、傍聴席においでいただき、議会への関心等非常に高いものかと思っております。今後と

もよろしく願いをいたします。

それでは、建設経済常任委員長にお伺いいたします。木山交差点に対しての900万補償費、この件につきまして、いろいろ説明があったと思いますが、しっかりした形でその説明の内容等々につきましても、いろんな項目があろうかと思いますが、その提出があったのかどうかということでございます。

2点目は、5月にコンビニがオープンするという予定と聞いておりますが、建築確認ができているのか、そういうお話があったのかないか、その説明を。2点だけお尋ねいたします。よろしく申し上げます。以上です。

○議長（稲田忠則君） 建設経済常任委員長、荒牧昭博委員長。

○建設経済常任委員長（荒牧昭博君） 委員長の荒牧でございます。

渡辺議員の質問にお答えします。

木山交差点について、提出があったのかということですが、契約書自体はですね、ある程度出させていただいたと思います。これについてちょっと待ってくださいね。契約書について、説明はですね、ちょっと待ってくださいね。

（「900万の内訳たい」と呼ぶ者あり）

900万の内訳、済みません。内訳については、900万の補償についてはですね、本会議です、質問で借地料14%、建設協力金54%、測量設計32%ということで説明がっております。内容についてはですね、最初の質問についてはそれくらいです。

コンビニについて、建築確認があったのかということにつきましてはですね、建築確認書というものは出してないと思いますけど。そういうことです。建築確認書については出されてないと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） 16番渡辺誠男議員。

○16番（渡辺誠男君） 2回目の質問を行います。

ただいま御説明がございましたが、900万についてのいろいろ明細ですね、そういう書類の提出はあったのか。それをちょっともう一回お尋ねいたします。

それから、契約。さっき14%、54%、32%、パーセント率はおっしゃいましたが、明確なところの提出があったのか、詳細なところの。それをちょっとお伺いいたします。

それから、コンビニの契約は説明がなかったということですね。

（「そうです」と呼ぶ者あり）

そうですね。はい、分かりました。以上です。

○議長（稲田忠則君） 荒牧昭博委員長。

○建設経済常任委員長（荒牧昭博君） 2回目の質問に答弁いたします。

900万の内訳についてはですね、ちょっと待ってくださいね。内訳についてはですね、名前と、A氏、B氏といいますと、家賃はそれぞれで出ますと。建設協力金は解体費、立ち退き費用で、立ち退きの世帯は長屋に個人住宅が5世帯、店舗が2世帯、一戸建が1世帯ありまして、測量費、建設費、図面の部分で、家賃12月から4月分と、6月分になっての契約を解消するというので、

900万は出ていると思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（稲田忠則君） 16番渡辺誠男議員。

○16番（渡辺誠男君） 3回目の質問をいたします。

交差点を買うことには異存はございません。それは確かに購入しなくてはならないと、我々も思っております。

先ほど、修正案を出されましたが、その修正案というの、やはりいろいろな面においてぴしっとした形で、我々に分かりやすく出していただくということがあれば、何の異存はないということでございます。

そういうことで、何か不明点があるから修正案を出しているということで、買うことには全員賛成だろうと思っております。異存はございません。しかし、今、ただいまも立ち退きと解体、これに対してのいろいろな明細があるかと思ひます。そういう金額をびしっと、何に幾らかに幾らということを出していただきたいというのが私の希望でございますが、いかがでございますでしょうか。以上です。

○議長（稲田忠則君） 荒牧昭博委員長。

○建設経済常任委員長（荒牧昭博君） 渡辺議員の3回目の質問にお答えいたします。

いろんな質問の中でですね、資料についてはですね、委員会で大体のあれは出させていただいたと思ひます。何回かですね、同僚議員のほうからですね、資料については請求をされておりますので、ほとんどのあれは出してあると思ひます。ただ、やっぱり民民という形の中でですね、なかなか出せない分もあるというような形でございます。建設協力金の解体費用についてもですね、回答を求めたが、内容についてはですね、なかなか出していただけないというようなことですね、解体費用については、町としては面積、建物、鉄骨とかですね、木造家屋で1棟たっているというような形の中で、処分について700万か800万ぐらひは妥当ではないかということでございます。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

2番下田利久雄議員。

○2番（下田利久雄君） 2番の下田利久雄でございます。よろしくお願ひいたします。

今、渡辺議員が言われたように大概のことは分かりましたが、今までにですね、町として、借地契約解約補償金ですかね、これを開発業者に払われたかどうかというような質疑は、委員会の中でございましたでしょうか。済みません、建設常任委員長にお尋ねいたします。

○議長（稲田忠則君） 荒牧昭博委員長。

○建設経済常任委員長（荒牧昭博君） 2番下田議員の質問にお答えいたします。

建設協力金があったかなかったかということでございますけれども、ちょっと趣旨が違う。これは都市計画課長の質問でされたんですけども、委員会の中でですね、その建設協力金は、都市計画課の中ではですね、あつてないと。ただ、内容がちょっと違うというふうなことを説明されております。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

14番中村健二議員。

○14番（中村健二君） 14番中村です。

たびたび建設経済常任委員長に申しわけありませんが、さっき900万の内訳については、解体費とかそういういろいろもろもろありましたが、その辺最初はパーセンテージで説明されて、その辺されて。ただ、解体費についても何か予測と、価格が予測という説明だったということですが、それはそれとして、その後ですね、その費用の支払い先とか、そういうものについて質問とかなんか説明はあったでしょうか。

それと、コンビニのという話があっておりましたが、当然そういう場合にはコンビニとの契約書というのがあると思うんですよね。そういうものを委員会では確認されたんでしょうか。確認ができたのかどうなのか、その辺お伺いします。

○議長（稲田忠則君） 荒牧昭博委員長。

○建設経済常任委員長（荒牧昭博君） 14番中村議員の質問にお答えします。

支払い先については説明があったのかということですが、支払い先についてはですね、代行者ですよね。

（自席より発言する者あり）

代行じゃなくて、そやんとは細々なですね、説明はあっておりません。コンビニとの契約書については出されておられません。以上です。

○議長（稲田忠則君） 14番中村健二議員。

○14番（中村健二君） 2回目、建設経済常任委員長にお伺いします。

ということは、支払い先は分らんとところに払うということですかね。そういうふうなこと、何も説明あってませんか、支払い先については。

（「いや、支払い先には地権者ですね」と呼ぶ者あり）

後で答えてください。いろいろ解体費用とか、それ以外、もちろんそれとかいろいろ、さっき言われた内容ですね、あの先の支払い先ですよ。

それから、コンビニとの契約書はないと。建設確認もないということでもいいんですかね。それでよろしいんですかね。もう一度お答え願います。

○議長（稲田忠則君） 荒牧昭博委員長。

○建設経済常任委員長（荒牧昭博君） 14番中村議員の質問にお答えします。

支払い先についてはですね、契約した業者ということになります。

それともう一つ、何だったかな。

（「コンビニとの契約……」と呼ぶ者あり）

コンビニとの契約書の提出はなされておられません。

（「建築確認もされてない」と呼ぶ者あり）

建築確認もされてないです。それは、私が言うわけにはいかんが。そういうことです。委員会でのあれはですね、そういうことです。

○議長（稲田忠則君） 14番中村健二議員。

○14番（中村健二君） ただ開発業者という、支払い開発業者ということですね。その辺の、今、支払い先は開発業者と言われたですね。で、開発業者の名前あたりはちゃんと確認されたんですかね。その辺もう一度お伺いします。

それから、建設確認もなされてない、コンビニとの契約書もないで5月開店ができるのかという、そのような質問は委員会でなされなかったですか。

○議長（稲田忠則君） 荒牧昭博委員長。

○建設経済常任委員長（荒牧昭博君） 14番中村議員の質問にお答えします。

支払いについてはですね、開発業者との契約ですので、支払いできます。

コンビニについてはですね、されてないということでございます。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

8番野田祐士議員。

○8番（野田祐士君） 8番、野田でございます。

総務常任委員長にお尋ねいたします。

小学校エアコン設置に対する国県の補助金がストップされて修正案が出されたということでありまして、まずストップされた理由についてですね、また委員会のほうで詳細な説明があったのなら、ちょっと教えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 総務常任委員長、坂田みはる委員長。

○総務常任委員長（坂田みはる君） 8番野田議員の質問にお答えいたします。

小学校空調に関してですね、国からの予算、おりなかった理由についての説明があったかどうかということでもございましたけれども、この間に関しましては、執行部のほうからは数字的なこと、5,153万2,000円、この交付がなかったということで、その財源について、今回起債で3,500万円、そして増額をしまして、基金からその差額分の1,653万2,000円を充てましたということの説明がございました。そして、その基金の内訳までの御説明もありまして、公共施設整備基金から1,000万円、それから充当先を特定しない財政調整基金に3,200万円ありますので、そのうちの653万2,000円が、交付がなかった5,153万2,000円に充てましたという御説明でございました。ただし、本会議の中でも御説明をいただいておりますけれども、今回、この空調設備に関して、国のほうが予算を措置しなかったということに関しましては、文科省のほうからのお話で、安全等の質に予算が出されたということで、今回は安全性の質ではなく、環境問題の空調設備ということで、それが見合わなかったということで、その予算措置がなされなかったことを聞いておりました。

本会議の中でもございましたけれども、前回中学校のときには同じような措置がとられるので、期待を込めて、執行部のほうからも国のほうへの補助金制度ということで提案をされていたのが、残念ながらということなので、やむを得ず小学生と中学生が同時に同じ環境で勉強ができるようにという意思をもって、今回は文科省からおりなかった分をされたというのは、本会議の中で御説明を受けましたので、私はそのように認識いたしております。委員会の中では、先ほどの数字の説明だけがございました。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 8番野田祐士議員。

○8番（野田祐士君） 1回目の御回答ありがとうございました。2回目の質問とさせていただきます。

今、委員会の中においてですね、先ほど修正の際に一部言われておりますけれども、なぜすぐ町債、いわゆる町の借金で賄おうと思ったのか、または最初から基金なり、もしくは予算補助がおりなかった時点において、ほかの部分の節約、削除するような意見は出なかったのか。また、附帯決議についてどのような認識をしているのか等の質問は出なかったのかについて、お尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 坂田みはる委員長。

○総務常任委員長（坂田みはる君） 8番野田議員の2回目の質問にお答えいたします。

委員会の中では、今おっしゃいました、なぜ5,153万2,000円の件につきまして、ほかのところからですね、しなかったのかというお話、その附帯決議、予算をこれから削減するよという事で、これ以上の借金をしないよという意見は、委員のほうからも出ておりました。

その説明に対しましてはですね、5,153万2,000円がなくなった件に関しまして、来なくなったことで来年度に事業を先送りにするのか、もしくは事業変更なしで今年中にやるという選択肢もあったのではないかとという詳細な質問も出ておりました。そしてまた、町債でですね、3,500万円、また基金1,000万、一般財源653万円というふうにしてありますけれども、一般財源でもう少しですね、繰り入れといいますか、もう少し一般財源のほうで賄うことができるようであれば、もっといいのだがという意見も一つありました。それともう一つ、基金をもう少し多く繰り入れて事業をやる案もあるのではないだろうかという、そこまで踏み込んだ委員の質疑といいますか、御意見もございました。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 8番野田祐士議員。

○8番（野田祐士君） 2回目の御答弁ありがとうございました。

今、先ほどから言われていますように、我が町の宝である子どもたちにですね、空調設備をつけることは大変重要なことだと、認識は同じだと思っております。ただ、町債で賄うという点についてですね、委員会等でいろんな話が出たということでもあります。今回は基金のほうから繰り入れを行うということに修正案が出されたようでありますので、ぜひですね、町の宝である子どもたちの空調設備についてはですね、基金のほうで賄っていただきたいと思っております。質問ではございませんけれども、以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

7番吉村建文議員。

○7番（吉村建文君） 7番吉村建文でございます。

建設常任委員会のほうに御質問させていただきます。その前に、予算の修正ということで、今回議案が提出されておりますけれども、予算の減額修正は、議会本来の使命からして当然の権限として可能であるが、注意を要するのが再議との関連であるというふうに述べておられます。

（「議長、議長」と呼ぶ者あり）

質問に戻りますけども、今回修正案が出されて、この修正案が通ったとすれば、益城町の正面玄関であるあそこの……。

(自席より発言する者あり)

○議長(稲田忠則君) 吉村議員、委員長報告に対して……。

○7番(吉村建文君) 委員長報告に対する修正じゃなくって、委員長に対する質問ですけども、木山の四つ角が、今回修正案で成立した場合、これはもうおじゃんになるということでしょうか。それをお聞きしたいと思います。

(「委員長報告に対してだ」と呼ぶ者あり)

○議長(稲田忠則君) 委員長報告に対しての質疑ですから……。

○7番(吉村建文君) 濟いません。じゃ、委員長報告に対して質問させていただきます。

今回、建設常任委員会でこういった結果になったということですけども、これに対する反対意見とかそういったものはなかったんでしょうか。それをお聞きしたいと思います。

○議長(稲田忠則君) 建設経済委員会、荒牧委員長。

○建設経済常任委員長(荒牧昭博君) 7番吉村議員の1回目の質問に答えます。

反対意見というのはなかったかと言われますが、反対意見というのはございません。ただ、資料提供をしてほしいという形の中で、担当課より資料を順次出していただいたというようなことでございます。反対ということはあっておりません。

○議長(稲田忠則君) 7番吉村建文議員。

○7番(吉村建文君) 先ほど反対意見ということを行いましたけども、反対意見というのは、結局、建設常任委員会で委員の方が6名いらっしゃると思うんですけども、そういった6名の方の意見として、どういったものがあったのかというのを知りたかったんですが。

○議長(稲田忠則君) 荒牧昭博委員長。

○建設経済常任委員長(荒牧昭博君) 7番吉村議員の2回目の質問にお答えします。

6名の意見というのはですね、いっぱいあります。これ何枚かありますけども、それを一応あった部分でですね、説明というか答弁させていただければですね、ほとんどのあれがですね、資料提供という形の中で資料請求が多かったということでございます。ただ、最後のほうについてはですね、ちょっと各委員さんの意見があります。ちょっと長くなりますけれども、述べさせていただきます。

委員からは、目的は分かるが、事業用については本来なら県が改修するところだったので、そのことに対しては町の財産を処分するのはいかかかというような意見もございまして。ほかにはですね、事業用地に商業地がもしできれば20年、30年のプロセスで使うことができる。下町あたりの人から、大型車が、車線いっぱい通るところで子どもが歩いており、歩道をつくってもらいたいという要望がある。大型車も通し、歩道も設置するなら、用地が広範囲に必要となる。将来的なビジョンを考えるなら、学校の通学路でもあるため、一番にしなければならない重大な項目だと思う。地元議員も地域から言われていると思うが、地域要望は相当上がっている、私も聞いています。文化会館駐車場との等価交換をするのは時代の流れではないでしょうか。もう一つ

の意見は、同じ意見になります。交差点の建物が解体され、相手側は、いつでもある程度に協力しないと話がということで、また家やスーパー等ができた場合、木山界隈が混雑する状況が30年ほど続いています。木山界隈の交通量は、新聞にも書いてありまして、日中何万台と非常に交通量が多い状況で、この際交差点を改良することにより、木山校区の商店街の発展につながっていくというふうな形でございます。

それ以外にもですね、いろいろとあっております。不動産鑑定は行ったのかとか。不動産鑑定についてはですね、町のほうでやっているようでございます。

それとですね、大体ほかにもありますけれども、あんまりいろいろとですね、言うわけにもいかなと思いますので、以上で終わります。

○議長（稲田忠則君） 7番吉村建文議員。

○7番（吉村建文君） どうもありがとうございました。いろいろ意見があったということを確認できてよかったと思っております。ありがとうございました。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

ここで暫時休憩します。11時10分から再開します。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、総務常任委員会及び建設経済委員会で可決されました修正案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

5番榮正敏議員。

○5番（榮 正敏君） おはようございます。ちょっと声の調子が悪うございますので。新人です。不適切な発言があった場合はお許しいただきたいと思えます。

議案38号、平成27年益城町一般会計補正予算（第1号）に対する修正案について意見を述べさせていただきます。

小学校の空調工事についてです。国からの補助金5,153万2,000円がなくなったということで、しかし、事業として継続していくなら、財源の確保は当然必要不可欠であると思えます。町債3,500万、一般財源から653万、基金を1,000万、これは執行部の予算であります。9番宮崎議員の修正案にありますのは、今度の空調工事は全て基金でやれないかと言われております。基金があるなら、何でもかんでも基金がある間、取り崩して使えて言っているように思われます。町として、非常時に備えて、幾らかの基金は緊急補填用、またあるいはインフラ補正の補助財源ある程度組んであると思えますけど、基金として、ある程度持ち合わせといてインフラの整備だったり、いろんなことが緊急で出てくると思えます。そういう場合のために、ただ単に使うのではなく、とっておく必要はあるんじゃないかと。事業債として決済できる金額の範疇であれば、それをつくって使ったほうがいいんじゃないかと私は思えます。これに対して、宮崎議員の意見をお

願いたします。

○議長（稲田忠則君） 9番宮崎金次議員。

○9番（宮崎金次君） 5番榮議員の質問に対してお答えをいたします。

先ほども私申し上げましたように、今回のエアコンは、国の補助金、これが来なくなったということで、要は5,100万ぐらいの金をどう手当てをするかということでありました。先ほど、委員長からもお話がございましたように、来年度にそのまま延ばすという案と、何とか今年中にですね、これをやろうという案がございまして、何とかこれで、今年はこれで金の手当てをしてやろうというのが大前提でございます。

で、先ほど言いましたように3,500万を要は基金でやるか、それとも、この当初の計画どおり新たな借金をおこしてやるか。これはうちの委員会でも十分話し合いました。そして、先ほども申しました3月議会です、町の町債が非常に今増えております、99億7,000万。ですから、なるべく町債は増やさない。つまり、これは通常よく町長も言うておられますが、ツケを子どもたちに残さないということで、なるべく町債は増やさないという趣旨で、その基金です、やれるのであれば基金でやる。で、委員会でも、では基金がここに充当できる、公共施設整備基金、これが幾ら残っているんだということを確認しました。3月末現在で、ここに充当できる金額が11億です。ですから、3,500万ぐらい、ここにですね、回しても町の行政に支障は来ないと、こういうのを一応課長から確認をとりまして、ここに切り替えたわけです。基金はですね、確かに持ったほうは融通性はございます。しかし、利息は安いです。町債は20年、もしくは10年ローンでかなり利息は高いです。そういう状況ですから、可能であれば、その基金を取り崩してですね、町債を増やさないという方向でいきたいということで、3月の議会でもですね、附帯決議をしておりますので、その前提に立って、我々はそういうふうな修正案を出しました。以上であります。

○議長（稲田忠則君） 5番榮正敏議員。

○5番（榮 正敏君） ありがとうございます。勉強不足で済みません。

（「いえいえ」と呼ぶ者あり）

何しろ新人ですので。予算のとり方としては、3月議会、その前の前年度の議会からやっていらっしゃるということで、私は資料をまだ半端でしか見る時間がありませんでした。ただ、今後このような執行部の予算作成に対して、総務委員会、建設常任も一緒ですけど、おいて、修正案をたびたび提出するということは、議会運営において悪しき慣例となっていくのではないのでしょうか。何でもかんでも修正案を出して訂正をさせればよいという考え方になっていかなければいいと思いますけれど。それが今後非常に懸念される事項でもあります。

今後の委員会運営に対しての宮崎議員の見解を教えてくださいたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 9番宮崎金次議員。

○9番（宮崎金次君） 5番榮議員の質問に対してお答えをいたします。

何か私どもがですね、委員会でいろいろとけちをつけてですね、業務をストップしているという、そういうちょっと何かニュアンスで受け取ったんですが、決してそういうことはございませ

ん。今後もですね、特にこれはやっぱり我々議会人としてですね、執行部をチェックをしなきゃいかんという点についてはやっていきますけども、何でもかんでもですね、いろいろ言うあれはありません。ただ、3月議会にですね、町債を増やすなど言っているのにもかかわらず、次にですね、こういうのが足して、町債でなくても何とかできるやつが出てきたから、今回はそういうことで修正をさせていただきました。

今後とも、慎重にしてですね、あんまり執行部の機嫌を損なわないようになるべくやりたいと思います。以上で終わります。

○議長（稲田忠則君） 5番榮正敏議員。

○5番（榮 正敏君） ありがとうございます。総務委員会は、言うならば町の経営者であると思います。執行部の予算をしっかりと見据えて、町の将来像を計画していく上で、10年、20年、50年あるいは100年の大計の中で考えて挑んでいってほしいと思います。その中での今度の空調工事には、私見ではございますが、納得できない部分もあります。しかし、初日の議会で意見を言わせてもらいましたとおり、今後、町の方向性として、執行部と委員会で計画の段階での調整というか、そういうことを切にやっていく必要があると思います。以上です。終わります。

○議長（稲田忠則君） 9番宮崎金次議員。

○9番（宮崎金次君） 今、質問はなかったんですが、私どももですね、なるべく町の財政的なやつについてはですね、総務委員会として、任務に応じてですね、やっていかなきゃいかんなど、こういう感じておりますので、一生懸命頑張っていきたいと思います。

それから、今回の件についてもですね、何回も言いますように、何でもかんでもですね、もしくは事業を取りやめるとか、そういう観点ではなく、金のつけかえだけですね、済ませるような形に最大限努力をさせていただいておりますので、御理解をしていただきたいと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

3番富田徳弘議員。

○3番（富田徳弘君） 皆様こんにちは。3番富田徳弘でございます。それからまた、傍聴席の皆さん、本日は忙しい中、傍聴においでくださりまして、まことにありがとうございます。

それでは、質疑に移らせていただきます。建設経済委員会の歳出で、1目道路維持費15節工事請負費500万、第2目道路新設改良費22節補償補填及び賠償金900万について、修正案を提出されました提出議員に質疑いたします。

提出議員の4年間の一般質問の中で、平成24年9月、平成26年12月、平成27年の3月の定例議会で一般質問されておりますが、その中で抜粋して簡単に述べていきたいと思いますが、一つ、「町の重要路線である役場前の道路渋滞、来庁される町民の方々にも非常な不便をこうむっていることは、町として不名誉なことである。町として、何か改良策なり、小さな事業などがいいか。道路用地として必要と思うときにはタイミングは必要である。先行投資が必要とか、金を出すときには出したほうがいい。また、取得する上で問題等も出てくる可能性はあるが、そこまで追及はしません。先行取得には私は賛成していきたいと思っております」。

こういうことを言うておられますが、今回、補償費等でおかしいところがあるからと修正案を提出されておりますが、本会議で課長の説明にもあったとおり、個人のプライバシー等などの問題があるということで、全てを提出できない部分もあり、そこを理解していただけないと、木山交差点地権者との契約は白紙撤回となり、交差点改良はできなくなるのではないのでしょうか。建設課も昼夜を問わず足を運び、交渉を続けてこられました。平成26年8月、9月、11月、12月、平成27年1月、2月、3月、4月、5月下旬と、これだけの交渉を続けて地権者との合意を取りつけ、木山交差点改良に期待が高まり、地元住民はもとより、木山校区、益城町民の長年の願いがかなうのであります。いろいろな考えもあるかとは思いますが、ここにおいでになる議員の皆様方の良識ある判断をぜひお願いいたしまして、私の質疑とさせていただきます。

(「質疑ですね、討論のごたつた」と呼ぶ者あり)

○議長(稲田忠則君) 8番野田祐士議員。

○8番(野田祐士君) 8番野田でございます。3番富田議員のですね、質問についてお答えをさせていただきたいと思えます。

私の一般質問の日にちとですね、内容までですね、いろいろお調べいただいてありがとうございました。今の質問の中でありましたように、私は地元が木山交差点のところでありましたので、地元の議員としてですね、木山交差点が今後渋滞がなくなってよくなっていけばいいのではないかという観点からですね、一般質問において幾度となくさせていただきました。

今回、一つ質疑の中でですね、用地問題。私は、基本は木山交差点の道路用地問題、交差点改良における道路用地問題についてと、また全体の道路用地ではなく、それ以外の問題についてもですね、ある程度は分けて質問をしたつもりであります。私的には、今言われたように両方とも買収を町のほうでやっていただけたらいいんじゃないだろうかという一般質問はですね、させていただきました。その買収のお金についてはですね、開発公社をですね、約1億ほど開発公社余っているんで、先行投資として公社による買収は可能ではないんですかという質問はさせていただきましたところでありました。

またですね、今回のですね、根本的に議案に対するものは用地買収についてではないということですね、御理解いただきたいと思っております。私の認識では、この議案は用地買収そのものに対する900万ではないという認識であります、それに対する補償費。取り壊された、委員会の中ではですね、解体をされましたということで解体をされてですね、これは何か建つんではないだろうかということで、慌てて交渉に行きましたと。その中で、取り壊された後についてですね、解体費用であり、立ち退きの分を支払うということでありましたので、その辺に関してはですね、やや、本当にそれで町民の方が納得できるんだらうかと。また、いろんな資料についてですね、請求もいたしましたけれども、委員長報告等ではですね、いろいろ資料は出されたとありますけれども、それが十分納得いくものではなかったということですね、修正案という形で出させていただいたということでありました。どうぞ御理解いただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長(稲田忠則君) ほかに質疑ありませんか。

11番寺本英孝議員。

○11番（寺本英孝君） 11番寺本です。朝早くから傍聴席の皆さん方、本当に忙しい中ありがとうございます。私個人といたしましては、何か木山交差点の、町民の何か関心が深いものだと思っております。

それでは質疑に移らせていただきますけど、野田議員の修正案につきまして質疑させていただきます。同僚議員が今質問なさいましたから、ちょっと重複する部分もありますけど、よろしく願いいたします。それなりに、私は私なりに意見を述べたいと思います。

平成26年12月議会の野田議員の一般質問においてですが、抜粋して、「建物がなくなって空間が広がり、視界がよく、車の運転も安心してでき、通行しやすくなったと。また、必要な金は使って先行投資も必要である。そういう過程でいろいろな問題等も出てくるが、先行的に進めてもらいたい。そして、町がそういう方向に進めていくのであれば、私は賛成をしていきたいと思っています。また、そういう過程で、用地交渉においては相手方、また路線価格等のいろいろな諸問題もあるが、それは当然のことであり、しかし、それが町にとってどれだけの価値を見出し、価格的なもの以外も含まれてくるものがあるので、町が進められるのであれば、私はぜひ成功していただきたい」と、12月の議会では述べられておられます。

また、この問題については、地元の元議員も何回となく木山交差点においては一般質問をなされておられます。こういうことであれば、元議員と同様に提案者議員野田議員も、木山交差点にかける思い、願い、情熱は持っておられますのに、なぜ今回修正案を出され、また修正案も減額ではなく0円です。0円の修正案であります。しかし、提案者野田議員も常任委員会等での質疑はもちろん、自分自身みずから熟慮された結果の議案提出だったと私は推測しておりますが、議員も私以上にこの木山交差点の重要性、また改良については地元住民はもとより木山校区、また益城町民の長年の願いでもあると認識なさっておられます。いろいろな事情はあるかと思われませんが、議案提出議員野田議員におきましては、もちろんのことですけど、ほかの同僚議員の皆様方にもぜひ良識ある判断、決断を心よりお願いいたしまして、私の質疑といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 8番野田祐士議員。

○8番（野田祐士君） 8番野田でございます。11番寺本議員の質問についてお答えしたいと思います。

済いません。いろいろ言われたんで順次一つずつちょっと質問に答えさせていただきたいと思っております。

まず、一般質問等で私が言っている木山交差点の改良が必要である、または渋滞解消が必要であるというのは、もちろん今も変わっておりませんし、地元における議員としてはですね、当然執行部に対しても要求していくものは当然であるという思いからですね、一般質問のほうをさせていただいております。また、幾らでも使っていていいとかですね、そういうお話を一般質問でしたのはですね、ちょっと余りにも抜粋し過ぎておられてですね、どこをどう抜粋されたのか分かりませんので、ちょっとそれについてはですね、答えをですね、差し控えたいと思います。

ただですね、私、質問をして、町長の答弁の中でですね、交渉については行かれていると、12月、3月等でお尋ねしたときにですね、交渉については行かれているというのはですね、確認しております。その際に、町長答弁等はですね、その交渉についてですね、順次報告をしていくという答弁をいただいております。だから、総括質疑でですね、私、町長にですね、お尋ねした分は順次報告をすると、私の一般質問に対して答えた町長の報告というのは、今回の議会が始まったこの議案書のことですかという質問をいたしております。それについてですね、答えはまだいただけてないんですけども、交渉の進行状況について、全てについてですね、明らかにすることについては、相手方がおられる上でですね、難しい面もあると思いますけれども、内容またはそれにどう交渉のやり方、または今回用地交渉において、用地を買うというのとはまた違った方向に進んでおります。

そういうことについてですね、少なくとも私はですね、議会において町長からの報告を受けてはおりませんので、順次報告をするということについては報告がなかった。今回の部分の議案が上がった時点で始めて知ったということですね、今言われたように全てを0にするのかしないのか、これはまた別問題であるとは思いますが、今回について、そういう資料のですね、提出を委員会においてもしていただけなかったということでもあります。委員長報告についてはですね、パーセンテージで言っておりますけれども、それはあくまでも内容の内訳ではなくてですね、支払いに対するパーセンテージでありまして、そこまでしか言っていただけなかった。また、図面についてもですね、照査する時間もなかった。一応、図面ということですね、委員会では見ました。見ましたけれども、それについてですね、照査するところまでいっておりません。またですね、視界が悪くなるという点だけについて申し上げますと、私が委員会で見ただけの図面ではですね、そこまで視界は悪くはなってなかったと。これは私の感想でありますけれども、一応そういうことでもあります。

あとですね、良識のある判断を、私もぜひしたいと思っております。良識ある判断というのがですね、どういうふうなものかでありますけれども、私は少なくとも予算の審議でありますから、公租公課を義務づけるですね、住民に対して義務づけることになるということで、一部だけに住民の利益等があるのであれば、それはあってはならないというふうに思っておりますので、いみじくも全てにおいてですね、反対したというわけではありませんが、修正案を出す、その出し方についても今回2点については削除というふうな修正を出しましたけれども、全てにおいて本当に削除しなければいけないのかというのはですね、執行部の対応によってはですよ、資料の提出等ですね、はっきりしたもんがあればですね、また変わった形になったのかもしれない。これはあくまでもですね、かもしれないということで、ここの部分は感想でありますので、一応そういう思いでですね、修正案を出したということでございます。

○議長（稲田忠則君） 11番寺本英孝議員。

○11番（寺本英孝君） もう1回目ですね、私は質疑は、一応ですね、私の思いもですね、質疑の中に組み込んでおりましたから、やめようかと思いましたが、私が抜粋したのではなくてですね、これ、さっき言いました「必要な金は使って先行投資も必要である。また、路線価格等

のいろいろな諸問題があるが、それは当然のことである。しかし、それが町にとってどれだけの価値を見出し、価格的なもの以外も含まれてくる」。抜粋じゃなくて、野田議員本人がですね、議会で一般質問の中でですね、それを実際言った言葉を私はですね、私が感じた思いで言っているのじゃないんですよ。実際野田議員が議会で一般質問なされたのをですね、私は抜粋と。私の感情でとかですね、私がイロハつけてですね、したっじゃなくて、実際野田議員がですね、そういう感情を持っておられたのをですね、述べただけです。

でですね、さっき最後のほうにですね、ぜひ良識ある判断でですね、私も原稿をつくる時にですね、「ぜひ常識ある判断」で、最初は入れとったんですよ。そしたら、辞典でくったらですね、「良識ある判断」がですね、議員さん皆さん方にですね、一人一人にふさわしいということで、「良識ある判断」。ですから、野田議員も良識ある判断を重ねてお願いいたします。以上です。

○議長（稲田忠則君） 8番野田祐士議員。

○8番（野田祐士君） 11番寺本議員の2回目の質問にお答えいたします。

抜粋ということについてですね、私が、抜粋した部分だけを述べられてもという思いで述べたのはですね、一般質問ですから話の流れ的に前後があると。その中で、抜粋した部分だけをという意味で申し上げたわけであってですね、私とその部分を言っていないとかですね、多分私も100%覚えてはおりませんので、議事録等にですね、書かれているのであれば、そういうふうな質問をしたと思っておりますので、そこは否定するものでもありません。ただ、今言われた抜粋というのはですね、その一部の部分の言葉的なものをですね、述べられるというのには、あくまでも一般質問ですから、前後の流れの中で言っているという意味でのですね、抜粋ということでありましたので、どうぞ御理解いただきたいと思っております。

あと良識ある判断云々についてはですね、先ほど申し上げたとおりでございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

12番坂田みはる議員。

○12番（坂田みはる君） 12番坂田でございます。本当にきょうはいかにこの議会が関心の高いものであるかということをおもひながら2階の傍聴席も満員でございますし、また控室のほうでの傍聴の皆様もたくさんおいでになりますので、私も誠意を持って一生懸命に質問させていただきたいと思っております。今回は、修正議案を提出なさいました建設経済常任委員会の委員、8番野田祐士議員に質問させていただきたいと思っております。

本日は、同僚議員の皆様方から幾重にも、これまでの野田議員の一般質問にかかわる件から今回のお話へとつなげていらっしゃるということになりますが、重複します。もちろん重複はしませんが、私も、野田議員のこれまで当選なさいましてですね、地元に基づいた、その視点を持っての活動をされてこられた、そして、一般質問されてこられたという、その裏づけを皆様にもお聞きいただきながら、今回の質問をさせていただきたいと思っております。

平成23年6月議会におきましてですね、一般質問初めてなされたわけなんですけど、その当時より木山交差点の渋滞の解消に向けた改良策をと、常に力強く町に訴えておいでになりました。傍

聴においでになっております地元の皆様方にとっては、勇気ある御質問だったのではないかなと思っております。それ以来、24年の9月議会、そして26年12月議会、27年3月議会、先ほど、その一部議事録の中から取り上げた内容というのは、ほかの議員の皆様から御紹介もありましたけれども、また少し重複いたしますが、また思い起こしていただきながら、お耳を傾けてくださいませ。

平成26年の12月9日の一般質問におきまして、木山交差点の渋滞緩和に向けた取り組みの質問がございました。「交差点計画には、必ず道路用地として土地が必要になる」、そして、私、これはつまり野田議員御本人の言葉なんです、「常日ごろ言っている、必要な金を出すときには出したほうがいいんじゃないですかと、先行投資も必要じゃないですか」と。これは執行部に向けた御質問の言葉のままで申し上げております。

「益城町として、交差点を考えていく上で、用地を前もって取得する。交差点のために取得したい。私はそういうふうな形も必要ではないかと考えております」とおっしゃっております。そしてまた、「取得する上で」、先ほど同じ言葉が出てまいりましたが、「諸問題等も出てくる可能性はあります。そこまでは追及はしませんが、私は先行的に進めたほうがいいのではないかなと思っている」と。まさにこの開発にかけるですね、野田議員の力強い思いがここに込められていると感じながら、また議事録を拝見させていただきました。

その後のくだりの中では、「西側の土地について、先行取得したら、いかがですか。そのような気持ちはございませんか」という町長へのお尋ねだったことに対しましてですね、それはそれで動きたいという回答を町長がなさったというふうに、野田議員が受け取られました。それを聞いて、その御答弁の中で、野田議員が「同僚議員、先輩議員の方はどうか分かりませんが、私は賛成をしていきたいと思っております」とお答えになっているんですね。「用地交渉ですから、相手方と路線価格等いろいろあるのは当然のことではありますが、価格的なもの以外にも町にとってどれだけの価値を見出すかということも含まれてくるものがあるやもしれません」、まさにそのとおりです。「今後の町の発展を考えていく上では、ぜひ町のほうでも進めていただき、成功するように御尽力をいただきたいと思っている」というふうに質問されておりました。

そしてまた、27年、今年の3月5日、木山交差点につきまして「北西部については、いろいろ行うには今がチャンスである」。先ほどもございました。「これを逃すと、状況はおのずと厳しくなっていくと心配しているからこそ質問している」とおっしゃいますので、私もまさにこの機会を逃すのは、野田議員と同じく心配しているというところになります。

そして、先ほど御自身でもおっしゃいましたが、開発公社を活用して先行取得するという方法は考えていないのかという町に対する質問においても、町長の御答弁の中で「方向的には前向きな答えで安心しております」と。町長の答弁が、野田議員の望むお答えだったのではないかなと思っております。

このような、これまでのですね、一連の野田議員の力強い思いがあり、そして、これまでの一般質問を町民の皆様方がお聞きになったときに、今回、この執行部から提案されました議案、この議案の中での900万の説明が、野田議員にとっては、何と何と何が不明だから認められないと

おっしゃるのかということが、幾重にも皆さんが質問される中で、どうしても私の中で理解ができません。ここまで強い思いがおありになる方が、なぜこの900万、そしてまた500万ですね、道路補修工事にかかる500万、その全てをですね、0円にしなければならないということは、全くもって、先ほど御自身でもおっしゃってございましたけど、このチャンスを逃してしまったら、おのずと厳しくなっていく、もう目の当たりに。

私などは、その土地の価格が云々というのはその計算ができませんので分かりませんが、今回は長年、本当に地権者の方が絶対に売らないという思いで執行部との折衝にもかかわってこれなかった部分を、時間をかけて、地権者の方がコンビニを開発者の方としようとなさったその情報のもとにですね、割り込んでいったのは、しっかりと野田議員たちの、もちろん私たちの、そして益城町の木山町民の皆さんだけではなく、この交差点を通られる全ての皆様たちがしっかりと望んでいらっしゃるからこそ、実現に向けて動かなければいけないということで、まず、水面下で動かれたのではないのでしょうかというふうには私は想像するわけなんですね。なので、このような議案を、このために500万準備します、900万準備しましたということを前もって議員に諮るのではなく、議案として正々堂々と900万と500万という金額を提示されてきたものだと思っております。

なので、野田議員にお伺いしたいのが、今回は補償費の問題とか、それぞれの900万の内訳は執行部からしっかりと、54%、14%、32%の内訳をきっちりと御説明はいただいておりますが、私たちはそれで納得をするわけなんですけど、そこで納得のいかないところの、何と何と何が不明だからできないとおっしゃるのかということが、まず1点。

それからもう一つは、これがまさに地権者側からするならば、せっかくこれで等価交換をして、町が900万円を出して、そしてもう一つ工事費として500万円、1,400万円を使ってやる価値、そこにどこが不満になるのかが、どうしても相反して伝わりませんので、そこをしっかりと伺いたいと思うことと、先ほどは用地売買、益城町は先行投資をしてでも買うべきだというお話も云々と言っていらっしゃいましたので、その用地売買に係るということになりますと、この900万で、実際は4筆1,000平米のところだと伺ってございましたから、その交差点のところですかね。なので、その部分を4筆ということは、地権者の方が4人おられるということですか。

(「2人」と呼ぶ者あり)

2人おられるということになった場合には、交渉もまたお二人とするときに、この900万円以内、もっと安く手に入れられるという想定のもとでのお話なのかということも伺いたいですね。しっかりと、借金をつくることはできない、起債を起こさずにどうにか手に入れろというときのやり方として、どこを軸に置いて耳を傾けていいのか、私どうしても分かりませんので、その部分をしっかりと御説明いただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長(稲田忠則君) 8番野田祐士議員。

○8番(野田祐士君) 済みません、12番坂田議員の御質問にお答えしたいと思います。

ちょっと済みません。ほかに答える部分が言い忘れたら、言ってください。ちょっと途中、全て書き写せていませんので、済みませんけれども。

先ほど来、私の一般質問、私は木山交差点についてですね、すぐ取りかかるべきだと。そのために交渉をしろというふうな一般質問をしているじゃないかということで、質問、簡単に言うと、そういうことだと思うんですけども、私は確かにですね、木山交差点の渋滞緩和についてはですね、一般質問をしておりますし、今、北西部の土地についてもですね、用地交渉等についてはですね、道路用地以外もですね、残りが少ないのであれば買うのは当然だというふうに今でもですね、理解をしております。だから、そこはですね、理解をしていると。その上での修正案ということで御理解をいただきたいと思います。

それからですね、900万を0にしたというのは、先ほどですね、説明をさせていただきましたので、これについては先ほどと一緒にありますので、省かせていただきたいと思います。

あと何が不明かという御質問でありますので、中身についてですね、これは執行部からの資料について、私は不足しているということでありました。54%、14%、32%という、この数字でありますけども、これについてはですね、中身を説明するものではなくて、その開発業者との交渉をされているという中において、開発業者様が土地所有者様にどのような交渉をして、それに対する割合、その交渉の中身の割合、要するに負担金残金みたいなお話で、執行部のほうからあったと思うんですけども、それについてのお話でありますので、その中身についてですね、その内訳、例えば、何が幾らですよ。解体費は幾らですよ、というふうに上がってきてますよというお話。または図面で、ここをこう改修、木山交差点をするに当たって、土地は売らないと。私は、売買というのを言っておりますけれども、土地は売らないということで等価交換という案を出されているみたいですが、それについてはですね、議案とは多少異なりますけれども、質問がありましたので、私の知っている限りでお答えしますけれども、等価交換というのは、あくまでも路線価格または不動産鑑定による金額的な等価ということで出されております。その件に関しまして、500万を私は要しないと、削除しろと言った分はですね、場所を言っていないんですかね、この等価交換というのは。

(自席より発言する者あり)

木山交差点と等価交換の交渉が行われているのは、国道443号沿いの益城文化会館第2駐車場、いわゆる木山交番の隣になりますけれども、その部分であります。今回、不動産鑑定の分でいきますと、今回の木山交差点の交渉面積はおよそ1,000平米。等価交換ということで価値の交換ということでですね、文化会館については、その倍の2,000平米で交換するというものの交渉になっているということでもあります。

それについてですね、文化会館第2駐車場の面積は2千数百平米あるという中のですね、2,000平米を交換すると。ほとんどでありますけれども。残りの部分に対してですね、残りの部分が数百平米残りますけれども、その分が交渉内容のことですので、余り詳しくは言ったらいけないかと思いますが、道も整備せやんと。自分が相手に交渉をする際にですね、その残る部分、交渉をして等価で買える1,000平米を2,000平米交換しますよと。残りの数百平米についてですね、残る部分についてですね、自分のところで道を整備せやんというのが、その500万であります。

その交渉内容についてはですね、もちろん私は分かりません。けれども、そういう交渉内容についてもですね、何でそういうふうになったのかの説明もございませんし、なぜその場所を選んだのか。もちろん交渉内容によってですね、その場所になってしまったということでありましようけれども、その場所を残したことによって、別にですね、500万円を道路新設改良としてですね、計上せんといかんと。それはどうなんですかと。それを本当にする必要があるんですかと。もっと別な場所ですね、道があるところぐらいを残すということは可能じゃなかったんですかということですね、その委員会の中で資料の提出等についてですね、求めた部分でありますけれども、その辺の中身については相手先がおられるということですね、あんまり交渉の中身については説明ができないということでありましたので、交渉の中身も説明しない、急な議案でこちら修正するですね、何をどれだけ細かく修正するということですね、不可能であったためにですね、とりあえず一度ですね、その900万と500万についてはですね、0にして、本当に必要な分については、また執行部のほうで考えられて提出するなりをやられたらいいのかと、私個人的には思っております。

済みません。あと何についてやったですか。

(「あとは、これが00にして地権者の方がですね……」と呼ぶ者あり)

分かりました。済みません。今言われて、これがなくなったことによりですね、交渉がどうかなるんじゃないかという質問ですかね。それについてはですね、今、私がいろいろ答えるべき問題じゃないと思います、基本的にはですね。それは交渉こういうふうになったんで、再度交渉するかどうか分かりませんが。ただ一つですね、先ほど質問の中でですね、今までこういう交渉をやったときに補償補填をですね、やったことがあるのかということですね、都市計画以外も建設課のほうからもですね、委員会の中では、ないと。今までそういう補償補填をしたことはないという答えはですね、聞いております。これは議事録ですね、もう一度確認をしていただきたいと思いますが、もし多少言い回しが違ってればですね、私のほうも訂正はいたします。

それと一つですね、今回、補償補填をした場合ですね、今後、今現在交渉中ですね、民間の開発をとめて交渉している箇所もございます。それも委員会で説明しました。それについてですね、補償補填を考えているのか、またはやったのかということに対しては、やっていないという答えであります。

それでは、今回この補償補填についてですね、認めた場合、例えば、民間が開発をしていると。そこを一時的にもとめた場合にですね、対する補償補填を今後全てにおいてやるのかということに懸念があると。それだったら、交渉に初めから行けないんじゃないかと。交渉をやる上でですね、とまりましたということに対して全て補填をしていくのかと、益城町がですね、町として。もちろん補償補填をするということは、公租公課による補填であります。町民の皆様から税金をいただいて、それを運用する上でのですね、補填になりますので、それを今から全てやるんじゃないかと、逆にですね、心配してですね、修正をさせていただいたところでもあります。1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（稲田忠則君） 12番坂田みはる議員。

○12番（坂田みはる君） 8番野田議員の1回目の御答弁ありがとうございました。

今後の事例にならないかということをおっしゃってございましたけれども、まずですね、他の交差点関係の、今、民間が入ってらっしゃってという、その交渉事は私もちょっと把握しておりませんので、今初めて野田議員のほうからのお話でございましたから、その件につきましてはちょっと私の考えの中には入っておりませんので、まずは今回質問させていただいている、この木山交差点に関してだけの内容で詰めさせていただきたいと思います。

とにかく長年の懸案であって、そしてまた絶対に日が差さない状況、地主さんが売らないというものを売るのではなく、ここまで譲歩してですね、してくださったことに対して益城町民の皆様も、そしてまた執行部も県とのこれからの折衝についてもやりやすくなる。この四隅に関してだけではなく、今回の木山交差点の中で、あと銀行側と商店側とですね、三隅といいますか、残っておりますけれども、その皆様方とこれから交渉して、皆様の願いである右折車線をつくっていただき、道の拡幅をという将来の展望が開けるといって、まさにそれをするための900万、500万ではないかと私は受け取っております、その中で百歩譲ってですね、等価交換をし、900万は認め、そして百歩譲っていただいて、じゃ工事はしないでも、この500万は外して、これを修正すればよかったじゃないかというような見方もできないのではないのかなと、私は思ったんですね。

この工事を、この500万を計上したことですぐにするというような話ではないかなとも思っているから見ておりましたので、そういう譲歩の仕方、修正の仕方がもしもできるのであればですね、そうすると、結局は町に、野田議員もおっしゃってございました、他の議員さん方も同じ思いだと思います。県との交渉をいかに町が上手に進めてくれるか。県議も誕生いたしました。町長とそして執行部の皆様の熱意と議員の寛大な御理解の中で、それがきちんと県へ話を持っていけるような状況をつくるのが、一番今回提案された理由の大もとになっているのではないかなと、私は思ったんですね。

なので、今回、あしき前例、あしき前例という言葉はよくないですね。これが、またこれからも民間とのことに際して、町がするのではないかということ懸念して、だめだとおっしゃっておりますけれども、全くもって、これでやっとなんか人の心が、心で動かした部分だと思うんです、これは。売らないという人が心を変えて、開発の方と話し合いをして、ここまで益城の皆様、ここを通られる全ての、これは県内とも県外とも全ての皆様ですよね。この交差点を利用し通られる方々が熱望していらっしゃる一番大事なところと認識をした上での交渉事であるならば、今、野田議員がおっしゃいました、ほかのところはどういう状況のものかという内容かということとは私も存じ上げませんが、これ以上にこれに勝る以上の交渉事が今行われているのかどうかということ、野田議員は御存じなんでしょうか。そこも含めて心配されるというのであれば、そこをお伺いしたいなと思います。

そして、先ほど執行部のほうから望む資料が一切出てこなかったもので、今回このようにね、修正議案という形になったということになるんですが、先ほど御自身でもおっしゃってございました、これが出てくれば500万が500万ではなく、900万が900万ではない余地があったとおっしゃるんで

すけれども、その価値ですね。価値といいますか、900万、500万を設定されたのは、譲るに譲れない状況の中、精査をされた結果がこの数字とっておりますけれども、もっと安くてもよかったのかなというふうに御本人は思っているのかもしれない、続けて伺いたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（稲田忠則君） 8番野田祐士議員。

○8番（野田祐士君） 12番坂田議員の2回目の御質問にお答えいたします。

900万の内訳等々についてですね、根拠をですね、聞きたかったというのはですね、私でありまして、私にですね、いろいろなことをですね、あと内容をですね、どうしたらいいのか、こうしたらよかったんじゃないかとかですね、もし54%が20%ならよかったかと言われても、その根拠の資料さえないんで、そこはちょっと私もですね、判断ができなかったと。できなかったというか、判断したかったんですけども、その判断はできなかったということであります。

それと、木山交差点がですね、最重要課題であるという認識はもちろんありますし、皆様についても同じだと思います。じゃ、ここはほかの物件とですね、多少変えてもですね、いいんじゃないだろうかという御意見に近いのかな、そういうわけではない。

（「それに勝るようなところがあるかどうか」と呼ぶ者あり）

勝るようなところはあるのかどうかですね。木山交差点の改良ですね、木山交差点渋滞緩和についてですね、これに勝るところがあるのかなのかについてはですね、当初木山交差点が解消が遅れている理由については、まず惣領交差点をやるというお話があると思うんですよ。惣領交差点がもうそろそろ終わりですよということであれば、県のほうもまず惣領交差点をやっているから、益城町さん、しばらく待ってと。今度惣領交差点が終われば、次に重要なのは木山交差点であり、寺迫交差点であるから、そちらのほうにも移りますよというお話はですね、執行部のほうにあってたというお話は聞いております。

それについてですね、それとですね、それ以上に勝る重点課題がですね、あるのかということと、その議案に修正を出したというのはですね、別問題では私はなかろうかと。先ほどもちょっと言いましたとおり、どれに対しては出していいよとか、どれに対しては出していけないよじゃなくて、ちゃんと説明をしてですね、出していく議案ではなかろうかと思っているということですけども。よろしいですかね。一応、済みません、2回目の答弁とさせていただきますので、分からない場合はもう一度済みません、お尋ねください。済みません。

○議長（稲田忠則君） 12番坂田みはる議員。

○12番（坂田みはる君） 野田議員の2回目の御答弁ありがとうございました。

少し認識不足のところもあった質問もしましたけれども、とにかく今回修正案を出されましてですね、全ての議案をストップするというのに、00。

（「全ての議案じゃないです」と呼ぶ者あり）

済みません。全てというよりは、この件に関して、ここの借地権契約解約のこの補償金の件と道路補修工事費の件ですね。この900万、500万の件が修正されて0のままですとされた場合にですね、町として、今後の対応で、今この予算以上に、先ほども買収をすればいいんだということになる

と、先ほど1回お尋ねしたんですが、900万以上の持ち出しをまた新たにしなければいけないのかということと、そしてまた、そういうところをですね、普通に考えたときにですね、このお話が進まなかったときに、町が、もしかして5月にコンビニがオープンしていたらというところの状況の中に入り込んでの今回の折衝だったと聞いておりますので、そこをとめることによって、また今後ね、もう5月は過ぎまして、オープン予定だったのもう6月も過ぎてしまったという状況の中においてですね、実際はこのお話がもし通るということを前提とした場合、町民の皆様のためによかったということになったときには、新たな発生はなかったと思うんですが、この後にまたそういう新たな発生があるのではないかなということまで、野田議員自身がですね、考えの中に入れての修正をなされたのかどうかを最後に伺いまして質問を終わらせていただきたいと思っております。

本当に皆様が願っていらっしゃる、その交差点を広めるということをやりたいという御意志は伝わってきますけれども、でも私はやっぱり、それではなぜなんだろうというのが、どうしても理解しておりませんので、もう一回その部分をですね。できなかった場合のその先までも考えていらっしゃるかどうかの点をよろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 8番野田祐士議員。

○8番（野田祐士君） 8番野田でございます。12番坂田議員の3回目の御質問にお答えいたします。

この900万、500万修正いたしましたけれども、それについて私が修正を出すことによってとまったと仮定するならば、それについてどう思うかという御質問ですよね。

（自席より発言する者あり）

どうするか。

（「いや、どうするかではなくて、その先のことを考えたときに地権者側として……」と呼ぶ者あり）

はい、分かりました。

（「想定して修正をされたのかということをお伺いしました」と呼ぶ者あり）

あくまでもですね、建設経済常任委員会でやったのはですね、上がってきた予算に対する質疑、討論をですね、執行部のほうとやらせていただいております。責任問題等に関するですね、質問はですね、行っておりませんし、それがとまったとき、じゃ、どうするんだ、おまえ。私が修正案を出したから、とまったんだということですね、私にどうするんだというお尋ねで、もしあればですね、それはですね、予算の審議とはちょっと別問題にしてですね、いろんな方からお話を伺いたいと思っております。

それとですね、議案通っていないわけですよ。通っていないというか、今のところですね、修正案を出しているところなんですけれども。どうなるか分かりませんが、その先のことについてはっきり、私が今この立場で申し上げるのは、どうなるか分かりませんと。それはいうことですね。また、交渉をやらせよう。こういう結果に基づいてですね、交渉をやらせるのか、もしくはそこをストップされてですね、そのストップされたことに対するですよ、もし

とめたと、開発をとめたと、そこに対するですね、損害賠償等をですね、されるのであればですね、それは裁判上のお話になるので、私がですね、答えるべきではないと思いますし、ただ、少なくともですね、担当課のほう、大変苦勞されて行かれております。これは担当課が行かれたということですね。これは、町の最高責任者である町長の御意見もあってですね、しっかり努力されてされた結果でありますけれども、それはありますけれども、先ほど来言っておるとおり、中身について見えないというのが大前提でありまして、あくまでも私はその審議をやっている人間でありますから、まずそこをですね、ちゃんとしていただければ、逆に言えば、また次ですね、展開もですね、見えてくるのではなかろうかと。それについてですね、また執行部、またいろいろなですね、地権者、開発業者も含めてですね、お話をされてですね、いく。それはですね、私がどうこう言う問題ではなく、それについてですね、またこういう議案が出たり、御意見があったりすればですね、私はそれに対しては答えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、今回、議案第38号については、総務常任委員会及び建設経済常任委員会において修正可決されております。したがって、まず、議案第38号の原案につきまして賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

6番中川公則議員。

○6番（中川公則君） 6番中川でございます。きょうは大勢の傍聴者の方、御出席いただきましてありがとうございます。

私は、原案である議案38号、平成27年度益城町一般会計補正予算（第1号）について賛成の討論を行います。

この議案は、歳入については、小学校空調設備の国庫補助金がなかったことに伴い、減額分を町債及び基金によって補うものが主なものですが、小学校空調設備は町内のさまざまな学校関係者から強く整備を望まれているものであり、その財源についても町の健全な財政運営について十分な検討が行われている内容であります。

また、歳出については、町職員の人事異動に伴う人件費の増減及び木山交差点の用地取得に係る補償等により、緊急的に必要となった費用が主なものであります。近年、木山交差点の交通渋滞のひどさは多くの方が御承知のとおりで、長年、町民の皆様から改善が強く望まれておりました。木山交差点は、熊本市方面から津森方面へと東西に走る熊本高森線、そして南側を走る町道の横町線から北へつながる役場前の県道益城菊陽線がクロスしておりますが、朝夕ひどい渋滞が発生しております。これはたかが渋滞という問題だけにとどまりません。実際にこの交差点では、役場側から熊本方面へ向かう車が右折に時間がかかり、後続車はその左側を抜けようとして生じる事故が多発しております。この木山交差点は、益城町では本当に危険の高い交差点だと思っております。ですから、道路の拡張の必要性が迫られているのであります。そのためには、用地取

得の議案を推し進めることが何より重要であると思います。

現在、木山交差点の北西部の一画が更地になっております。町民の皆様の中には、やっと道路が広がる、工事はいつ始まるのかと、念願の道路拡張に向けた工事が始まるのを期待されておられます。しかし、先ほど御説明がありますように、町としては、この用地取得がまだ実現しているわけではありません。地権者側としては、ここに新たな店舗を建設する計画を進められました。商売をされる方にとっては条件のいい立地であることは確かでございます。もし、ここに新店舗が建設された場合は、将来にわたり固定的なものになることと思います。

そこで、益城町では、この危ない交差点の問題解決には、ぜひともこの用地が必要なのは明らかです。当初、地権者の方は絶対に売りにたくないという話を聞いておりましたが、そこで何度も町のほうから交渉を重ねた結果、文化会館第2駐車場と等価交換という話になったと聞いております。文化会館第2駐車場は、利用状況が少ないことや、この問題の焦点となる交差点の用地交渉においては、適格な条件を備えていることから、この交渉が実現したわけと思っております。

しかしながら、この交差点に少々賛同できないという意見も出ております。まず一つが、土地交換における地権者側の開発者にかかった費用をなぜ町が補償するのかということ。そしてもう一つが、あくまでも交換でなく開発公社の買収をするべきだという意見でございます。

まず、開発者側にかかった費用を町が支払うことについてですが、これは予定していた計画をこちら側でストップしたわけですから、出店予定のテナントの補償金を支払うのは当然ではないかと思っております。

また、買収を進めるべきだという意見ですが、実際町が買収して買い上げるということになれば、多額の費用もかかると思います。これまで木山交差点の渋滞解決のため、利用頻度の少ない代替用地を用意し、補償金の額も抑えて交渉できたことは最も理想的な結果ではないかと思っております。既に、熊本県との協力や信頼関係も築かれ、益城町の発展が期待されようとしているところであります。町民の皆様の安全な暮らしを思うならば、一刻も早い決議が必要であろうと思います。私たち議員の使命は、町民の皆様の声を町政に届けること、まちづくりの発展のために心血を注ぐことであります。

このようなことから、この議案に賛成するものでございます。議員各位の御賛同と御理解をどうぞよろしくお願いいたします。以上で賛成討論を終わります。ありがとうございました。

(「議長、暫時休憩をお願いします」と呼ぶ者あり)

○議長(稲田忠則君) 暫時休憩。それではですね、12時35分から再開いたします。

休憩 午後0時24分

再開 午後0時35分

○議長(稲田忠則君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第38号の修正案に賛成の方の発言を許します。

14番中村健二議員。

○14番（中村健二君） 14番中村です。

議案第38号、一般会計補正予算の修正案に対しての賛成討論を行います。

議案第38号、一般会計補正予算（第1号）中、歳入の23款1項7目1節の小学校空調設備設置事業債3,500万については、空調設備設置費用3億1,291万3,000円のうち、約5,100万円を国庫補助で補うこととなっていたが、その国庫補助がつかなくなったことにより、町債をさらに増やすとのことであるが、本来ならば、補助金がつかなくなった分、事業縮小すべきであるところであるが、今の時点でそれもなかなか厳しいと思うことから、起債でなく基金繰入で行うべきだと考えることから、修正案を提出するものであります。

また、一般会計補正予算（第1号）中、8款土木費の15節道路補修工事費500万、22節の借地権契約解約補償費900万について、削除を求めるものである。木山交差点北西部の967.51平方メートルを購入することそのものには、将来的に木山交差点一帯の開発ができるときには必要な土地であるとなるでしょうから、反対するものでなく、大いにいいことだと思っておりますが、購入条件を見てみると、売買ではなく土地と土地の等価交換ということで、文化会館第2駐車場の土地約1,950平米、木山交差点北西部の土地の約2倍の広さとの交換であり、さらには木山交差点北西部の土地の補償費として900万円を支払うということであるが、この900万円については開発業者へ支払った分、建物を解体した解体費用などと言うが、領収書や契約書などの資料ははっきりせず、開発業者の名前も出せない。中身が全く不明瞭であり、町民の大事な税金を使うわけであるから、改めて交渉をやり直すべきと考えるところから、修正案を提出するものであります。議員各位の御賛同をよろしくお願ひし、賛成討論を終わります。

○議長（稲田忠則君） ほかに討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、次に、議案第38号を除く委員長報告に反対の方の発言を許します。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで議案に対する討論を終わります。

これより、議案第38号「平成27年度益城町一般会計補正予算（第1号）」から議案第43号「益城町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までの提出8議案について採決いたします。

まず、議案第38号「平成27年度益城町一般会計補正予算（第1号）」について、本案に対する総務常任委員長の報告は修正です。総務常任委員会の修正案に賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立多数。委員長報告のとおり可決されました。

同じく議案第38号「平成27年度益城町一般会計補正予算（第1号）」について、本案に対する建設経済常任委員長の報告は修正です。建設経済常任委員長の修正案に賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立多数であります。よって、建設経済常任委員会の修正案については、

委員長の報告のとおり可決されました。

次に、ただいま総務常任委員長及び建設経済常任委員長の報告のとおり、修正議決した部分を除く原案について採決します。

修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員であります。よって、修正部分を除く部分については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号「平成27年度益城町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」から議案第43号「益城町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までの5議案について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員であります。よって、議案第39号から議案第43号までの5議案については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 益城町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長(稲田忠則君) 日程第2、益城町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(稲田忠則君) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(稲田忠則君) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

益城町選挙管理委員会委員に坂田俊明氏、久米野安俊氏、園田正秋氏、戸塚誠司氏を指名します。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました4名を益城町選挙管理委員会委員の当選人と定めることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(稲田忠則君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました坂田俊明氏、久米野安俊氏、園田正秋氏、戸塚誠司氏が選挙管理委員に当選されました。

次に、益城町選挙管理委員会委員補充員の指名を行います。

益城町選挙管理委員会委員補充員に米原壽昭氏、白石六雄氏、野田幸一氏、富田正壽氏を指名します。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました4名を益城町選挙管理委員会補充員の当選人と定めることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(稲田忠則君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました米原壽昭氏、白石六雄氏、野田幸一氏、富田正壽氏が益城町選挙管理委員会補充員に当選されました。

次に、補充の順番についてお諮りいたします。補充の順番は、ただいま議長が指名した順序にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(稲田忠則君) 異議なしと認めます。よって、補充の順番は、議長が指名した順序に決定いたしました。

日程第3 議員派遣の件

○議長(稲田忠則君) 日程第3、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣については、お手元に配付しておりますとおり派遣することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(稲田忠則君) 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件につきましては、お手元に配付しておりますとおり派遣することに決定いたしました。

日程第4 閉会中の継続調査の件

○議長(稲田忠則君) 日程第4、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第70条の規定によって、別紙継続調査一覧表のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(稲田忠則君) 異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に提案されました全ての案件は議了されました。

6月9日から本日まで7日間にわたりまして御協力を賜り、まことにありがとうございました。これで平成27年第2回益城町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後0時46分